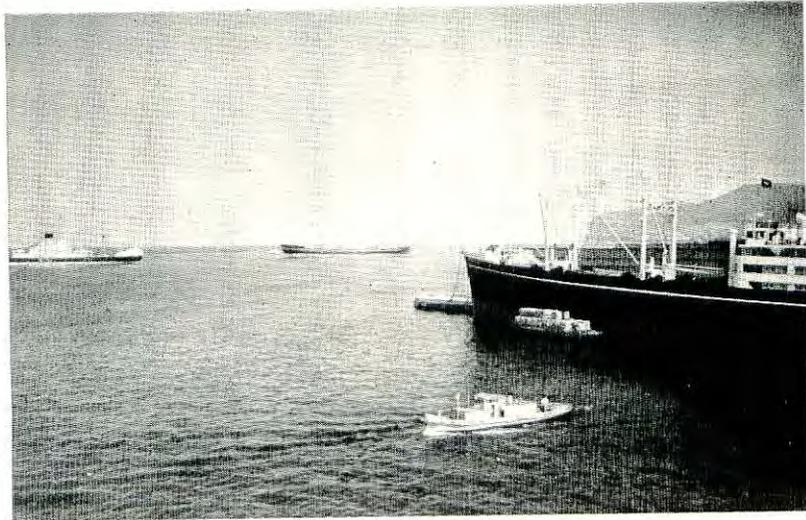


北海道議會時報

特集第二回定例道議會

第 11 卷 第 8 号

昭 和 34 年 8 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第11卷第8号(昭和34年第2回定例道議會)

一 第 8 号 目 次 一

議会の動き

第二回定例道議会……………一

本 会 議……………三

決 議・意見書……………四

各 派 交 渉 会……………五

常 任 委 員 会……………六

特 別 委 員 会……………七

予算特別委員会

総合開発調査特別委員会

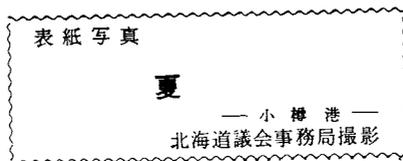
請 願・陳 情……………六

会 合

全国都道府県議会議長会……………七〇

北海道東北六県議会議長会……………七二

七 月 の メ モ





第二回定例道議会

- ① 知事改選後はじめての予算を審議する第二回定例道議会は、六月三十日召集され同日開会、会期を七月二十四日まで二十五日間に決定、昭和三十四年度追加更正予算案をはじめこれに関連する議案四十六件が上程され、知事の道政執行方針演説及び提案説明を聴取の後、教育長より教育行政方針について説明を聴取、このあと意見案第一号を可決し、議案調査のため、七月一日より七日まで一週間休会した。
- ② 休会明け七月八日から代表質疑、十日から十八日まで一般質疑が行われたが質疑の中心は、道政執行方針、公約実現の具体的方策、総合開発の構想と推進、道財政健全化の問題等に集中され、一般質疑者は二十九人に及んだ。
- ③ 予算特別委員会は七月二十日に設置され、八月十二日まで各部所管の質疑が活発に行われた。今議会は知事改選後はじめての政策審議議会の関係もあり、知事の行政執行方針をめぐる論戦をはじめ、教育課程研究会問題、ピート新生産計画、雑穀自主共販制をめぐる問題等重要問

第二回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
六、三〇	一	昭和三十四年度北海道歳入歳出追加更正予算	原案可決
	二	昭和三十四年度北海道恩給基金歳入追加更正予算	八、一二
	三	昭和三十四年度水産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
	四	昭和三十四年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
	五	昭和三十四年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	同
	六	昭和三十四年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	同
	七	昭和三十四年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正予算	同
	八	昭和三十四年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同
	九	昭和三十四年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
	一〇	昭和三十四年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加更正予算	同
	一一	昭和三十四年度北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
	一二	昭和三十四年度北海道中小企業設備合理化事業費歳入歳出追加予算	同
	一三	昭和三十四年度北海道真駒内団地開発事業費歳入歳出予算	同

題が多く、特に原水爆禁止決議案については自民、社会両党が烈しく対立、議長の離党勧告決議案、議長不信任決議案が提出されるなど議事は難行、また、予算委員会は質疑の通告が多く、連日午前十一時頃から午後六時頃まで開会したが予定の会期には審査を終るに至らず、更に会期末には副知事選任同意等一連の人事問題が提案されるなど、会期は三度延長、開会以来四十五日の八月十三日閉会した。

なお、予算に対しては社会党から修正案が提出されたが少数否決、予算は原案どおり成立した。

④ 提出案件の処理状況次のとおり。

提出者	提出案件	議決の状況						報告のみ	計
		原案可決	修正可決	承認議決	同意議決	答申議決	否決		
知事	六三	五〇	—	—	四	—	—	二	六三
議員	一六	一三	—	—	—	—	—	—	一六
計	七九	六三	—	—	四	—	—	二	七九

⑤ 本会期中の緊急質問

- 帯広市白樺学園の内紛に対する道の措置について 道下議員(社)
- 北海道開案審議会の重点事項特に北海道開発事業と地方公共団体の財政との調整について 太田議員(社)
- 旭川市における赤城防衛庁長官のミサイル導入に関する発言について 井野議員(社)

同	一四	北海道起債議決変更の件	同
同	一五	北海道起債に関する件	同
同	一六	北海道起債に関する件	同
同	一七	道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件	八、原案可決
同	一八	警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件	八、原案可決
同	一九	看護婦宿舍の購入に関する予算外義務負担の件	同
同	二〇	職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件	同
同	二一	開拓管農振興臨時措置法に基く開拓管農振興組合に属する営農改善開拓農家に対する営農改善資金の融通に伴う損失補償及び利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	二二	信用保証損失補償に関する予算外義務負担の一部変更の件	同
同	二三	北海道火災共済協同組合の共済事業の損失補償に関する予算外義務負担の件	同
同	二四	空港整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	同
同	二五	北海道真駒内団地開発事業費特別会計設置の件	八、原案可決
同	二六	一時借入金金の件	同
同	二七	北海道地方警察職員の設定に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	二八	北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	八、原案可決

本 会 議

○六月三十日 午後一時五十分、徳中議長第二回定例道議会の開会を宣し、引続き開議、直ちに日程に入り、**日程第一会議録署名議員の指定**、諸般の報告の後、議長より元道議會議員吉田豊吉君の逝去（五月二十日）につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、次に**日程第二会期決定の件**を議題に供し、会期を七月二十四日まで二十五日間に決定、次に**日程第三議案第一号ないし第四十二号及び報告第一号ないし第四号**を議題に供し、知事の道政執行方針演説があつて、（あらかじめ会議時間を延長）午後二時二十五分一旦休憩、午後二時三十五分再開、知事より提案説明があり、ついで**教育長より教育行政方針**についての説明を聴取、次に**日程に追加し、意見案第一号（石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する件）**を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に議案調査のための休会について諮り、明七月一日より七日まで一週間休会することに決定して、午後三時十七分散会。

知事道政執行方針

昭和三十四年第二回定例北海道議会の開会に当りまして、私の道政執行についての基本的態度と、主な施策の方向について申し上げ、皆様の御理解と御協力をお願い致したいと存じます。

最初に道政執行についての基本態度について申し上げます。

私は道政の最大の任務は、総合開発を強力に推進して、道民生活の安定と向上をはかるとともに、国民経済の発展に寄与するところにあると思ひます。このよくな重大な任務を達成するためには、私はまず道自体が充実した地方自治体とし

同	二九	警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	八、原案可決
同	三〇	北海道収入証紙による手数料の徴収についての関係条例の整理に関する条例案	同
同	三一	北海道教員養成所条例の一部を改正する条例案	同
同	三二	北海道保健婦修学資金貸付条例の一部を改正する条例案	同
同	三三	北海道診療所使用料条例を廃止する条例案	同
同	三四	北海道立職業訓練所条例の一部を改正する条例案	同
同	三五	北海道職業訓練審議会条例案	同
同	三六	北海道職業訓練指導員訓練受講料条例案	同
同	三七	札幌都市計画豊平地区美園土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例案	同
同	三八	札幌都市計画西郊地区中央土地地区画整理事業施行規程案	同
同	三九	女満別空港（第三種）の設置に関する協議の件	同
同	四〇	財産取得に関する件	七、原案可決
同	四一	道有財産の売却契約の締結に関する件	八、意見一七
同	四二	工事請負契約の締結に関する件	七、同意一七
七、二九	四三	雨竜郡幌加内村を町とするの件	七、原案可決
同	四四	上川郡東旭川村を町とするの件	同

て、道民は勿論、広く国民的な信頼と協力をかち得なければならぬと考える次第であります。そのため私は道政の在り方として、次の点に努力して参りたいと思ひます。

第一に、国及び市町村との連繫を一層緊密にし、相互の信頼と協力の体制を確立して参るといふことでもあります。

国と、道と、市町村とは、行政の組織としてはそれぞれ別個の存在ではあります。行政機能の面では、相互に分任補充の關係にあるのでありまして、これらが相互に信頼と協力の關係に立つてはじめて、住民に対して行政の効果を十分発揮できるのであります。

特に総合開発というような大事業は、国、道、市町村相互の間において、極めて緊密な有機的連繫が確立されていなければ、到底その円滑な遂行は期し得られないものと考えられるのであります。

従つて私は、まずこの点に努力を傾けて参りたいと思ひます。

第二に、私は健全財政を堅持して参りたいと思ひます。御承知のとおり道の財政は、そのほとんどが国民や道民の血税で賄われているばかりでなく、財政はすべての行政の基盤をなすものでありまして、行政の円滑な運営は、財政の健全性が維持されてはじめて可能であると思ひます。

時代の進歩とともに、財政需要が増大して行くことは、ある程度避けられないことではあります。財政が膨脹すればするほど、ややもすると放蕩になつたり、無駄が生じたりし勝ちなものでありまして、それがまた往々にして財政悪化の要因ともなり、ひいては円滑な行政執行を阻害する素因となる傾向があるのであります。

従つて私は、そのような事態を招来することのないよう予算の編成に当りましては、随くまで健全財政を堅持するとともに、予算の執行に当つては、厳に無駄な使用を戒め、その効率的な執行をはかつて参る決意であります。

最近の地方財政は、一時やや好転したのであります。過般行われた減税、給与改訂、教職員標準定数の法定、公共事業臨時特例法の廃止等、一連の地方財政制度の改正の影響もあり、特に本道は、開発事業推進に伴う道費負担の増大などにより、財政構造において幾多の不安定な要因を蔵し、その前途は決して樂觀を許されぬ情勢にあるのであります。従つて私は国の制度として改善すべきもの

提出月日	番号	件	名	議事経過
同	四五	上川郡東川村を町とするの件		七、原案可決
同	四六	雨竜郡秩別村を町とするの件		同
同	四七	河東郡鹿追村を町とするの件		八、原案可決
八、一〇	四八	利尻郡東利尻村を町とするの件		同
同	四九	礼文郡礼文村を町とするの件		同
同	五〇	茅部郡南茅部村を町とするの件		同
八、一一	五一	北海道副知事選任につき同意を求める件		八、一三
同	五二	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件		同
同	五三	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件		同
同	五四	北海道公安委員会委員並びに方面公安委員会委員選任につき同意を求める件		同
同	五五	北海道建築審査会委員の選任につき同意を求める件		同
同	五六	特別職職員員の退職手当の額を定める件		八、原案可決
六、三〇	一	専決処分報告につき承認を求める件	昭和三十四年度北海道水産物検査費歳入歳出追加予算	八、一三
同	二	専決処分報告につき承認を求める件	三十四年六月における昭和三十四年度職員に対する昭和三十四年度の未手当の支給に関する条例	同

意見案

提出月日	番号	件名	議事経過
六、三〇	一	石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する要望意見書	六、三〇 原案可決
八、一〇	二	北海道大学工学部に電子工学科及び合成化学工学科設置に関する要望意見書	八、一〇 原案可決
同	三	へき地教育振興に関する意見書	同
同	四	公立小中学校施設整備促進に関する意見書	同
同	五	公立小中学校の屋内運動場の整備促進に関する意見書	同
八、一二	六	国立光明寮設置に関する要望意見書	八、一二 原案可決
同	七	北海道における未開発地厚生事業促進に関する意見書	同
八、一三	八	北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の実施に関する要望意見書	同
同	九	農山漁村電気導入事業の促進に関する要望意見書	同
同	一〇	石炭産業の不況対策に関する要望意見書	同
同	一一	日中・日ソ貿易促進に関する要望意見書	同
同	一二	日ソ近海漁業の安全操業確保に関する意見書	同

請願・陳情

第二回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

道路については、国道の整備に比して地方道の整備が立遅れている現状にあります。しかしながら、道路はその効用の面からみて、一貫性を有するものでありますので、私は今後国の計画と並行して、地方道の整備を進めて参らなければならぬと考えている次第であります。

その二は、第二次産業の立地条件の改善についてであります。

本道は地域が広大な上、豊富な地下資源に恵まれているのでありますが、一方、産業立地の上からは今なお色々の悪条件があるのであります。これを克服しなければ、産業の急速な振興誘致は期し得られないのであります。例えば、企業経営に大きな影響をもつ税制、電力料金等が本州に比して不利な条件の下に置かれていることもその一つであります。

これらの問題は本道の地域的特殊性に起因しているものであります。その解決は決して容易であるとは考えられないのであります。少くとも本道総合開発の国家的重要性から、また、総合開発の究極の目的である道民生活安定の面からも、その改善にあらゆる努力を傾注して参りたいと思ひます。

さらに産業発展の前提をなす科学技術の振興、産業教育の徹底、労使関係の安定等につきましても、それぞれ関係者の御協力を得て、できる限りの努力を致し、産業立地条件を改善し、地域全般の生産性を高め、道内資本の蓄積と、道外資本の誘致を促進する体制と方策を確立して参りたいと考えている次第であります。

その三は、開発財政の安定についてであります。

開発事業を円滑に遂行して参りますためには、これを担当する公共団体の財政並びに道民の経済力が、その負担に耐え得るだけの制度的安定を得ていることが何よりも必要であると考えられるのであります。

特に本道のように農業、漁業など基礎産業に浮動要素が強く、安定度の低い地域におきましては、開発事業の進展に伴いますその必要性が増大してきているのであります。私は前に申し述べました財政の健全化と併せ、その方策の確立に努力して参りたいと考えている次第であります。

その四は、基礎調査の徹底と開発事業の重点的な施行であります。

開発の前提として精密な調査が重要であり、また開発事業の実効をあげる上から、事業の重点的な施行が必要なることは申し上げるまでもないのであります。

しかしながら、従来いろいろの理由があつたにせよ、これらの点について未だ

不十分な点があり、そのため世の批判を招いたり、事業の成果に影響を与えたこととも、また率直に認めなければなりません。

従つて私は、第二次五カ年計画推進の過程において、地下資源をはじめ、各種の基礎調査を積極的に実施し、開発事業の重点的な施行に努めて参るとともに、その成果に基いて最も合理的かつ実地的な第三次五カ年計画の基礎を確立して参りたいと思ひます。

最後に私は、総合開発推進の原動力をなすものは、北海道開発の歴史が訓える通り、地域住民の旺盛な意欲と自主的な努力であると考えるものであります。

私は、道民の方々がこの点について深い理解と自覚を持たれ、われわれが父祖より受けついで高邁な意知と、不撓不屈の精神をもつて、積極的に北海道総合開発に参加されることを心から念願してやまないものであります。

第二に、地域産業の振興について申し上げます。

北海道総合開発が北海道の経済の後進性を克服する上から、第二次産業の発展を目指して参ることは当然であります。同時に農業、林業、水産業、中小企業等地域産業の経営を改善し、その生産性を高めて参らなければ、全体として均衡のとれた北海道経済の発展は期し得られないと考えるものであります。

従つて、私はこれら地域産業の振興についても総合開発推進の過程において強力な施策を講じて参ることが必要であると考える次第であります。

まず、農業について申し上げます。

農業につきましては、本年「北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法」が制定され、北海道農業の将来の発展に一つの光明を見出したことは、喜びに堪えないところであります。

道としても、これを機会にこの制度の運用については、今後十分努力を傾けて行く考えであります。同時に営農安定の阻害要因となつて居る農家の固定化負債を解消し、農業生産の向上と、農家経済の発展とを直結して参ることが何より肝要であると考えますので、私はこの際農家の負債整理についても、国の強力な措置を実現するよう努力して参らなければならぬと考えている次第であります。

これらの措置と併せて、道としては耕地の拡大、土地改良の推進、有畜化の促進等に一段の努力を重ねると同時に、農産物価格の安定についても意を注いで参る所存であります。

請願

文書 番号	件名	請願者	委員 会託	審査 結果
1	道立短期看護学校新設の件	日本助産婦会北海道支部長 森下公美子	厚生	採択
2	道立衛生検査技師養成所設置の件(外二件)	北海道衛生検査協 会長 中村 豊	同	同
3	静内町田原地区頭首工災害復旧の件	静内町長 貝田 信二	農地開拓	同
4	町道羽幌停車場通りを道道に昇格の件	羽幌町長 松本 敏治	建設	継続審査
5	ニセコ観光道路早期完成の件	倶知安町長 高橋 清吉	同	同
6	道道幕別、西足寄線並びに道道留辺蘂、西足寄線を国道に編入要望の件	幕別町長 中島 国男	同	同
7	市立北海道声別啓南高等学校道立移管の件	芦別市長 側見 清一	文教林務	同
8	被災釧路工業高等学校を恒久耐火構造校舎として復旧の件	釧路市長 山本 武雄	同	採択
9	倶知安町所在緑部落電化促進の件	虻田郡倶知安町緑部落会長 関口 重雄	農務	同
10	道立農業試験場十勝支場整備拡充の件	幕別町長 中島 国男	同	継続審査
11	留萌海域のいか資源調査実施の件	留萌地域総合開発期成会会長 橋本 作市	水産	同
12	後志産業の会館建設に対し道費助成の件	倶知安頭方商工会議所会長 伊井 徳右エ門	商工労働	同
13	瀬棚町に道立職業訓練所設置の件	瀬棚町長 天羽 友馬	同	同
14	留萌地域に水産試験船常置の件	留萌地域総合開発期成会会長 橋本 作市	水産	同

特に農産物の価格安定につきましては、生産物の流通、消費面についても十分な考慮を払って行かなければならないと考えますので、生産農家、関連加工業者の方々に對しては、需要の趨勢に即応した経営の合理化に自主的な努力をお願いするとともに、道としても、例えば集乳処理の如き消流上の問題については、十分検討改善を加え、生産、流通、消費という経済循環の中において、本道農業の真の安定と繁栄を実現するよう努力して参りたいと思つてゐる次第であります。

また、本道農業の大きな問題の一つである開拓農家の経営の安定につきましては、経営基盤が特に脆弱であることに鑑み、負債整理、営業資金の確保、有畜化促進ならびに建設工事の施行促進等について一段の努力を払い、今後は新規入植のあり方についても十分な検討を加え、開拓農家の経営の安定に全力を尽して参りたいと思つておられます。

次に、林業について申し上げます。

近時木材の需要はますます増大する傾向にあるのでありまして、本道林業の振興はいよいよその重要性を加へてゐるのであります。

木材資源の培養保護は、治山治水等国土保全、災害の予防と併せて、長期的観点から不断の努力を重ねて参る必要があることは申すまでもないところであります。従つて私は、国有林、道有林及び民有林を通じて経済林の育成保護を中心とした林力増強計画を推進し、これに伴つて生じた低質材並びに工場廃副材の合理的利用を促進することに努力して参りたいと思つ次第であります。

次に、漁業について申し上げます。

漁業につきましては、まず沿岸漁家対策等に重点をおいて進めて参りたいと考えます。御承知のように沿岸漁家は本道漁家の八割を占めてゐるにもかかわらず、資源の枯渇変動と資本力が脆弱なため、狭い漁場に閉じこめられて苦惱してゐるのであります。道においてもこれら沿岸漁業振興対策として既に「沿岸漁業振興経済振興促進条例」「漁家負債整理促進条例」「低位経済農漁家畜産振興条例」等を制定し、道自体として行い得るものは沿岸市町村と協力して各般の施策を推進してきてゐるのであります。今後はさらにこれらの施策の総合化を促進し、その効果を一層高めて参りたいと思つておられます。

しかしながら、現下の地方財政の下におきましては、困難した沿岸漁家経済を十分改善して行くことは困難であるのみならず、施策の恒久的な実施さえ危ぶまれる現状にありますので、私はこれら諸対策については、国の援助をも強く要望

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	
町村道音更川西部川沿道路を道認定の件	音更町地内道音更新得線路面舗装並に側溝工事施行の件	秩父別村町制施行の件	函館市に国立光明寮設置の件	件 精神薄弱者授産厚生施設設置の件	美深町地内町道美深停車場線道昇格の件	失業対策事業高令者就労排除措置反対の件	計画早期実施施要望の件	更別村地内勢雄第二地区の開拓	川線を道道に昇格の件	町道下川サンル線並びに幌内下	ニセコ道立公園内道管チセハウスの家観光道路袖修工事施行の件	西興部村、興部町地内宇津原野道路中興部原野道路を道道に認定の件	道道多度志、納内停車場線改良工事施行の件	鹿追村に町制施行の件	幌加内村に町制施行の件	東利尻村に町制施行の件
同	音更町長 神田柳助	秩父別村長 森田清	函館市人福祉協会 三浦稔造	北海道精神薄弱児童育成会 長 奥田三郎	美深町長 西尾六七	北海道地方本部執行委員長 池田勝吾	全国自由労働組合 北海道本部 石田初太郎	更別村長 宮地誠次	上川郡下川町長 宮地誠次	蘭越町長 小川栄三郎	興部町長 桑田長太郎	同	鹿追村長 桜井忠作	幌加内村長 青木哲雄	東利尻村長 柁木久栄	
同	建	総務	同	厚生	建設	商工労働	農地開拓	同	同	建設	同	建設	同	同	総務	
同	継続審査	議決不要	採択	同	同	継続審査	採択	同	同	継続審査	同	同	同	同	議決不要	

して参りたいと考えている次第であります。

なお、漁家生産全体が衰退の傾向にある反面、漁船操業力は漁船の近代化によりますます増強されている現状に鑑みまして、千島、カムチャツカ、沿海州方面の新漁場を開発するため、関係機関、関係団体と一体となつて未開発資源の開発調査を精力的に実施して参るとともに、水産物の価格安定についても水産加工の奨励等必要な措置を講じ、本道水産業の発展をはかつて参りたいと考えている次第であります。

次に、中小企業について申し上げます。

本道においては、中小企業は企業総数のほとんど大部分を占めており、地域経済振興においてもまた雇用源としても、本道産業経済上極めて重要な地位にあります。

従いまして、これらの中小企業を振興するため脆弱な資本の充実を図り低位にある技術水準を向上し経営の合理化をはかることが何よりも緊要であると考えられますので、これを達成する方途として企業診断の強化、信用保証制度の活用と資金源の掘大等により金融の円滑化をはかつて行きたいと思ひます。

更にまた、設備の近代化と技術の向上を推進するため、機械貸付制度や工業試験場の技術を活用するとともに市場調査、企業組織化の促進等一連の助長策を総合的に実施し、本道中小企業の安定をはかつて参りたいと思ひます。

第三に、社会福祉の増進について申し上げます。

開発の担い手である道民の健康と生活を守り、働く機会を与へ、道民こそつて明るい希望と旺盛な意欲をもつて本道の総合開発に参加できるようにすることは、道政の重要な課題であると考えます。

もとよりこれら保健、衛生、労働、福祉等の諸対策につきましては、その多くは国民経済的立場から、国の施策として実施され、最近漸く各般の制度が整備されてきているのでありますが、国民経済の貧困もあり、必ずしも満足すべき状態にはないものであります。

特に、本道は開発途上にあり、自然的、社会的諸条件から、本州に比して道民生活の上に幾多の悪条件がありますので、私はこれらの諸対策については、単に国の施策のみに俟つことなく、本道総合開発推進上の重要な課題として対処して参らなければならないと考えている次第であります。

46	羊蹄山治山事業促進の件	後志総合開発期成会長 久朗津 憲司	文教林務	同
45	水産技術制度強化の件	同	同	同
44	後志管内漁業安定対策推進の件	同	同	同
43	海難防止施設設置の件	同	水産	同
42	後志地域地下資源開発促進の件	同	商工労働	同
41	後志支庁管内の農畜産安定対策推進の件	後志総合開発期成会長 久朗津 憲司	同	同
40	畑作農産物価格安定対策の件	北海道農民同盟委員長 須藤 秀吉	農務	同
39	豊富町漁業協同組合借入に係る豊林漁業資金の損失補償に対する財政措置の件	北海道農林協同委員長 相馬 惣三郎	水産	同
38	旭川市地内道道江丹別、旭川停車場線の拡幅改良及び橋梁整備の件	旭川市長 前野 与三吉	同	同
37	道道幌加内、旭川線の開さく改良工事施行の件	幌加内村長 青木 哲雄	建設	同
36	白樺新学園帯広商業高等学校創設認可の件	高等学舎PT会長 大原 喬平	同	同
35	旭川豊学校に高等部設置の件	長 旭川豊学校PT会 沢井 吉次郎	文教林務	同
34	道立農業試験場上川支場畑作課の施設拡充の件	上川町村長 栗林 由松	同	同
33	農家負債整理促進の件	北海道上川支庁農協議長 鹿野 恵一	農務	同
32	俱知安町地内道南一線道路を道認定の件	北海道上川支庁農協議長 鹿野 恵一	同	同
31	中札内村地内道道清水大樹線道路拡幅並びに中札内橋架替の件	中札内村長 太田 一良	同	同

このような考え方に立つて、私としては、まず、貧困の最大の原因をなす疾病を少なくするため、保健所、診療所、病院等の医療機関を整備拡充するとともに、医師、看護婦、保健婦等医療担当者の充足に一段の努力を重ねて参りたいと思ひます。

特に社会施設に恵まれない僻地に対しては、住民の文化厚生面の面について、特別の配慮をして参る必要があると考えている次第であります。

次に増大する生産年齢人口に対しましては、開発の進展と併行して、その雇用の機会を確保するため技能習得に重点を置き、職業訓練所の整備、事業内訓練等一連の施策を充実するとともに、都市、農漁村の働く婦人の生活向上に資するため、例えば、授産所や保育所の施設の整備にも意を注いで参りたいと思ひます。

次代を担う青少年の働く意欲を培い、明日への希望を抱かせ、その健全な成長を助けて参ることは、私どもの責任においてなすべきことと痛感する次第であります。

そのため、学校教育、社会教育、産業教育等の面を通じて、青少年の心身の正常な発達をはかつて参るとともに、進学の志に燃える青少年に対する育英の制度等についても努力して参りたいと考えている次第であります。

さらにこれら積極的な面と併行して、母子、身体障害者、戦争遺家族等社会的に恵まれない方々に対しては、今日まで国または道において実施してきた一連の福祉対策の効果を高め、生活よりの脱落を防止して参ることが必要なことは申すまでもないところであります。

また本道における住宅不足は、九万戸を超えるものとみられ、住宅難が特に都市の低所得者の生活を圧迫している面がありますので、都市周辺に宅地の造成をはかり、産業労働者及び低所得者階層などを対象とした低家賃住宅の建設をはかり、住宅の質的改善も併せて促進して、道民の住生活の改善に資して参りたいと思ひます。

以上私は、道政執行にあつての基本的態度と、今後展開すべき施策の方向について申し上げたのでありますが、総合開発といひ、地方行政といひ、その究極の目的とするところは、地域の特性に即応した有機的な開発と、合理的な経営とによつて、地域全般の生産性を高め、地域住民の生活及び文化水準の向上をはかつて参ることにほかならないのであります。

47	ニセコ道立自然公園及び積丹半島小樽海岸を国定公園指定の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文教林務	継続審査
48	後志支庁管内の林業改良指導員増員の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
49	後志地区内の通学者専用サークルカー運行の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
50	黒松内町、島牧村地内月越地区開発促進の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
51	後志管内開拓事業促進の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
52	後志管内総合土地改良事業促進の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
53	後志管内建設工事早期着工の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
54	後志支庁管内道路整備促進の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
55	後志支庁管内河川整備及び海岸保全事業促進の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
56	後志管内町村に土木機械貸与の件	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
57	沼田町字北竜―北竜村字奥美栗牛間道路新設の件	沼田町長 青陽	松太郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
58	道道函館白尻線中尾札部函館間道路開さく及び隧道工事施行の件	函館市長 吉谷	一次	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
59	北竜村地内道道増毛、妹背牛線架設の恵信橋並に飯橋架換工事施行の件	北竜村長 山本	幸司	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
60	沼田町地内町道停車場通線を道認定の件	沼田町長 青陽	松太郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
61	小清水市街地、弟子屈町川湯間観光道路整備拡充の件	小清水町長 藤原	教	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
62	滝川工業高等学校改築及び機械課程並びに建築課程増設の件	滝川工業高等学校 佐久間	貞江	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

即ち第一に、義務的経費につきましては、いまだ予算化していないもので時期
 的な関係から今回措置を要するものは可及的に予算を図ること。

第二に、国庫補助事業費につきましては、その事業効果、事業の緊急度等につ
 き慎重に検討して予算化を図るものとし、その道費負担分については、極力既定
 経費の節減等によって財源の捻出を考慮すること。

第三に、臨時的経費につきましては、災害の発生又は火災の危険性のあること
 等により緊急措置を要するものに限ること。

第四に、経常事務費につきましては、既に当初予算において年間分の所要経費
 は措置いたしておりますので、特別な場合を除き、これが補正措置は行わないこ
 と。

第五に、職員定数は、各種施設の増設等がなされた場合においても原則として既
 定定数の枠内において操作することとし、全体的には増員措置はとらないこと。

第六に、いわゆる政策的経費につきましては、前に申し上げましたような財源
 窮迫の現情に鑑み、この際は、本道総合開発の基盤を整備する諸施策に關する経
 費に重点を指向しつつ、当面急を要するものを中心として計上することとし、一
 般的には、なお今後財政の推移等について充分検討の上逐次所要の措置を講ずる
 こと。

第七に、その他団体等に対する補助金負担金については、全面的に検討を加
 え、引続き補助金等の交付を要すると認められるものについても委託費的なもの
 或いは臨時的な経費を除いては、原則として従前の二割を節減するものとするこ
 と。

この結果追加更正予算の総額は、

普通会計	二十六億七千四百九十三万円
特別会計	三億七千三百五十七万円
合計	三十億四千八百五十万円

と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出の主なるものから順次御説明申し上げます。

最初に警察関係経費から申し上げます。

先ず警察職員費におきましては、今回警察法施行令の一部改正に伴い七〇名が

陳情

文書 番号	件名	陳情者	委員 会託	審査 結果
1	大成村地内上浦漁港簡易工事費増額の件	大成村長 横山信勝	水産	継続審査
2	大成村地内太田漁港拡張工事施行の件	同	同	同
3	大成村地内久遠港継続工事促進の件	同	同	同
4	大成村地内宮野漁港修築工事施行の件	同	同	同
5	大成村地内長磯港を漁港整備計画に編入促進の件	同	同	同
6	道立水産試験場根室支場整備拡充の件	根室市長 西村久雄	同	同
7	漁港維持補修費増額並びに地元負担金軽減の件	北海道漁港協会 坂本角太郎	同	同
8	宗谷海域における浅海増殖事業補助金前渡制度実施の件	道漁連宗谷地区連 菅委員長 政雄	同	同
9	宗谷海域における昆布発生減少の原因調査の件	道漁連宗谷地区連 菅委員長 政雄	同	同
10	水産物流通調整事業実施要綱一部改定の件(外三件併合)	函館海産物取引所 理事長 徳田和太郎	同	同
11	大平洋沿岸十屯未満漁船漁業合理化の件	大平洋沿岸十屯未満 さけ、ます流通漁 業対策協議会長 新保又四郎	同	取り下げ
12	道立肢体不自由児養護学校設置の件	北海道肢体不自由 児福祉協会 阿部謙夫	文教 林務	継続審査
13	教員旅費増額の件	北海道父母と先生 の会連合会長 石橋猛雄	同	同

増員になりましたので、これが
増員 費 千六十六万円

を計上しました。
また行政費につきましては、警察建物の中、特に老朽の甚だしいもので緊急に
改修を要するものについて

管 繕 費 二千四百七十万円
を計上し

その外真駒内運転免許試験場整備費 六百五十万円

警察展覧会の開催費 五百万円

広報活動費 三百十万円

原動機付自転車購入費 三百十万円

等を計上いたしました。

次に土木関係経費につきましては、本道における道路の現況に鑑み、その整備
と維持補修に重点を指向して予算化を図りました。

先ず、道路、橋りよう関係経費といたしまして

道路改良費 二千万円

道路局部改良費 二千七百五十万円

道路小破修繕費 八千万円

永久橋架換費 七千三百二十万円

橋りよう補修費 二千万円

舗装道補修費 三百二十万円

道路整備費 八百万円

道路凍雪害防止事業費 百八十万円

道 路 諸 費 二千四十三万円

等を計上いたしました。

災害復旧事業費といたしましては、

災害土木復旧費 四億三百七十万円

災害関連事業費 一億三千三百十万円

港湾災害復旧費 九百二十万円

災害河川改修費 一億四千二百万円

14	北海道江別高等学校災害復旧の件	江別高等学校校長 金子一	同	採	択
15	道立小樽桜陽高等学校増築の件	小樽桜陽高等学校 P.T.会長 石橋猛雄	同	同	継続審査
16	地方教育研究所に対し助成の件	北海道教育研究維持委員会連合協議会長 氏家忠良	同	同	同
17	北海道社会福祉館復旧に対し道費補助の件(外一件)	福祉協会会長 赤坂健一郎	厚	同	採
18	北海道衛生自治団体連合会事業に対し助成の件	北海道衛生自治団体連合会長 竹内武夫	同	同	同
19	小樽に道立肢体不自由児養護学校設置の件	福祉協会小樽支部長 赤坂健一郎	文教林務	同	継続審査
20	利尻町に失業対策事業実施の件	利尻町長 野清	商工労働	同	同
21	渡島檜山支庁管内出稼援護相談所に対し補助金交付の件	函館公共職業安定所管内出稼援護相談所連合会長 山本竹藏	商工労働	同	同
22	釧路市に対し中小企業設備合理化促進条例にもとづく資金貸付の件	釧路市関連工業協議会会長 武雄	同	同	同
23	中小企業相談所の強化拡充の件	北海道商工会議所連合会会長 瀬経一	同	同	同
24	道道美沢美瑛線、松山美瑛線道路整備の件	美瑛町長 佐藤初吉	建設	同	同
25	道道留寿都、狩太停車場線工事促進の件	狩太町長 高瀬金次郎	同	同	同
26	美瑛町内道費河川辺別川改修工事促進の件	美瑛町長 佐藤初吉	同	同	同
27	利尻島に農業改良普及所新設の件	東利尻村長 榎木久栄	農務	同	同
28	礼文村町制施行の件	礼文村長 向瀬貫三郎	総務	同	議決不要

等を計上し、また今後発生の災害に備え

水防費 四百二十三万円 を

計上いたしました。

更に離島と本島とを結ぶ定期航路に要する経費として

定期航海費 四百万円 を

都市計画街路事業と産業開発及び観光道路の整備に要する経費として

都市計画街路事業費 二千五十万円

道路開さく事業費 一千万円

を見込んだ次第であります。

次に教育費について申し上げます。

教育関係経費として今回措置いたしました予算の総額は、

四億六千九百八十九万円

であります。

先ず小、中学校費におきましては、教育課程の改訂に伴う研究協議会開催に要

する経費として 一千八百五十八万円 を

また、高等学校費におきましては、

火災予防並びに校地整備等のための維持管理費 八百四十万円

根室高校外二校の校舎管理費 四千六百七十六万円

速報高校外三校の火災復旧費 二億五千八百六十万円

教室増築費 四千六百九十二万円

屋内運動場改築費 二千五百八十五万円

附属建物改修費 四百二十四万円

等を、

更に

定時制高等学校費におきましては、

給食施設設備費 三百四万円

電灯設備費 八十万円

を見込みましたほか、

盲ろう学校費では、

札幌盲学校高等部校舎建築費 九百六十万円

29	保育所措置費に対する道費助成の件	北海道市長会長 原田与作	厚生	継続審査
30	日勝鉄道全線敷設工事促進の件	日勝鉄道敷設促進 期成会長 南条徳男	建設	同
31	北海道商工会連合会に対する助成並びに指導体制確立の件	北海道商工会連合 会長 森岡直吉	商工労働	同
32	空知管内中小企業相談所に対する助成強化の件	空知商工連絡協議 会長 千田朝一	同	同
33	信用組合資金造成の件	北海道信用組合協 会長 山本勇	同	採択
34	北海道図書館八雲分館移動図書館整備強化の件	運営協議会長 高木正美	文教林務	継続審査
35	盲人に安全杖無償交付の件	北海道盲人福祉連 合会長 端場文助	厚生	同
36	農家負債整理促進の件	北海道農業協同組 合中央会長 高橋雄之助	農務	同
37	豆類の価格安定対策の件	同	同	同
38	澱粉の価格安定対策の件	北海道農業協同組 合中央会長 高橋雄之助	同	同
39	てん菜耕作奨励対策の件	同	同	同
40	酪農安定対策確立の件	同	同	同
41	耕土改良事業推進の件	同	同	同
42	農業倉庫建設助成の件	同	同	同
43	農村電気利用事業の育成強化の件	同	同	採択
44	低位経済農漁家対策として中小家畜振興の件	同	同	継続審査

を計上いたしました。

以上申し述べました学校費以外のものといたしましては、

備品充実費等の教育諸費 一千二百四十二万円
 史跡保存費等の社会教育費 六百四十万円

貧困児童給食費及び国民体育大会選手派遣費等の保健体育費 一千六百六十七万円

教職員公宅整備費等の教育財産費 八百九十三万円 等

をそれぞれ計上いたしました次第であります、
 次に民生関係の経費について申し上げます。

先ず生活保護施設を整備拡充し、これら入所者の福祉を確保するための経費として

保護施設費 一千四百七十万円
 高齢者福祉年金の経費として 六百九十万円

を計上いたしますとともに、婦人及び児童の福祉増進に関する経費として

児童福祉費 一千八百二十七万円
 母子対策費 五百十万円
 母子金庫事業費 七百十五万円

母子福祉資金貸付事業繰出金 三百二十万円
 を見込みました外

民生委員活動弁償費 三百九十万円
 戦没者児対策費 七十五万円

札幌後保護指導所費 百六万円
 を計上いたしました。

更に本年度あらたに成人精神薄弱者のための保護施設を設置する経費として
 精神薄弱者施設設置費 一千六百八十六万円

を計上いたしました次第であります。

次に労政関係経費について申し上げます。
 先ず中小企業労働者の実態を明かにするための経費として

中小企業労働事情調査費 二百五十万円 を

60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	
望の件	甜菜糖工場建設計画に対する要	住居地域内に雑穀精選工場並びに同附属倉庫設置阻止の件	浮浪者更正施設設置の件	北海道庁所蔵の旧記簿書を北海道図書館に移管の件	南茅部村に町制施行の件	東旭川村町制施行の件	東川村に町制施行の件	盲人の事業税免額引上げの件	身体障害者の事業税、機動車税減免の件	点字図書館の増設並びに整備の件	身体障害者職業訓練所の整備拡充の件	身体障害者住宅増設の件	身体障害者更生援護施設の整備拡充の件	自作農維持創設資金枠拡大の件	土地改良事業推進の件	園芸農業振興対策樹立の件
宮本	日本甜菜製糖株式会社取締役社長	旭川市東部連合町内会長 福井信義	札幌市議会議長 齊藤忠雄	北海道地方史研究会 会長 奥山亮	南茅部村長 鈴木慶一	東旭川村長 寒川考三	上川郡東川村長 藤田馨	北海道盲人福祉連合会長 端場文助	同	同	同	北海道身体障害者福祉協会 赤坂健一郎	同	同	北海道農業協同組合 中央会長 高橋雄之助	
農務	建設	厚生	同	同	同	同	同	同	総務	文教林務	同	同	同	同	同	農務
継続審査	議決不要	同	継続審査	同	同	同	議決不要	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

計上し、職業訓練関係につきましては、近年とみに技能労働者の需要増加が顕著でありますことに鑑み、美瑛市に職業訓練所を設置するほか、既設職業訓練所の拡充強化をはかりますため一般職業訓練所経費として、

計上し、またこれが訓練計画その他の事項を調査審議するための審議会を新たに設置することとしたしております。

更に、職業訓練指導員の訓練及び技能検定実施のために要する経費として

を計上した次第であります。

次に保健衛生関係経費についてであります、

まず保健所費においては、医師の公宅管轄費を含め、保健所整備費として

更に結核対策費としては、

結核療養所整備費 五百万円

巡回診療施設費 百六十五万円

結核管理推進地区運営費 百八十五万円

をそれぞれ計上し、また

診療所費 百八十万円

精神病院費 二百五十四万円

等を計上した次第であります。

次に産業経済費であります、

まず農業関係経費から御説明申し上げます。

北海道農業に適合した地域別農業の確立のために必要な経費としては、

寒冷地農業振興対策費 百万円

寒冷地営農改善農家育成指導費 百五十万円

畑作機械化経営促進費 百万円

種畜施設費 三千百二十七万円

新得種畜場費 八百万円

流川種畜場費 百六十万円

を計上し、有畜農業の推進につきましては、家畜の資質改良と増殖をはかるため

種畜施設費

新得種畜場費

流川種畜場費

三千百二十七万円

八百万円

百六十万円

75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61
在日朝鮮人帰国促進の件	芽室町に名古屋甜菜精糖工場設置の件	恵庭町道南二十四号線改良工事施行の件	恵庭町道漁川添線改良工事施行の件	道道河川漁川改修工事施行の件	由仁町に芝浦甜菜精糖工場設置の件	留萌市副港橋を永久橋に架替の件	留萌市庁舎建設に要する起債確保の件	留萌港整備促進の件	留萌市道を道道に昇格の件	留萌市所在大和田麻業所再建に對し融資斡旋等の件	清水町に甜菜製糖工場設置の件	農産物自主協販体制に對し業界等保護育成の件	七飯町所在日本硫鉄精進川鉦山再建の件	富良野町に甜菜製糖工場新設の件
長金竜文	表大村捷三	同	同	恵庭町長 菊治	南空知甜菜糖工場誘致促進期成会副会長 原田正男	同	同	同	同	留萌市長 橋本 作市	清水町長 高倉 定助	北出協同組合代表 石田清治	日本硫鉄精進川鉦山同組合代表 藤十郎	富良野町長 高松 竹次
総務採択	農務同	同	建設同	同	農務同	建設同	総務採択	同	建設同	同	農務同	同	同	同
採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

を計上いたしましたほか、

畜産振興対策を促進するため高度集約牧野の造成改良に必要な経費として

高度集約牧野造成改良事業費 四千七百二十七万円

自給飼料対策費 百十万円

を計上し、また

肉畜増殖施設費 二百八十九万円

家畜衛生諸費 三百七十八万円

牛の栄養障害対策費 百万円

等を計上しております。

次に優良種苗の普及と耕種の改善を促進するために必要な経費として

優良種苗生産普及費 四百七十二万円

畑地土壌病害虫防除対策費 三百七十七万円

を見込み畑作共済の実現促進を行うために必要な経費として

畑作共済実験調査費 八十二万円

を計上する外

農山漁村建設総合対策費 一億六千五百二十四万円

小団地開発整備費 二千三百五十七万円

を見込みました。

なお農業試験場の整備に必要な経費として

農業試験場費 四千二百九十万円

を計上しております。

次に開拓関係経費について申し上げます。

先ず開拓者の営農及び生活の安定を図りますための経費として

開拓地営農指導員費 三百十三万円

不振開拓農家振興対策費 百二十万円

営農振興金融対策費 八十万円

等を見込みまた既存農家に対する農用地を拡大しその経営の安定を図るために

経営農用地拡大安定対策費 四百七十万円

を計上いたしました。

更に開拓建設の計画及び実施を円滑にいたしますために

を計上いたしました。

91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
沼田町地内町道改良工事に対し 助成の件	沼田町字高穂共成地内道道士別 線道路拡幅工事継続の件	道道利尻島環状線の維持補修の 件	江部乙町町道西裏通り線の一部 を道道認定の件	浦幌町に大阪甜菜精糖工場設置 の件	農業改良普及事業整備強化の件	農山漁村電気事業育成強化の件	民有林の人工造林推進の件	豊富町に開拓基幹病院設置の件	石狩町志美地区かんばん事業収 拾対策の件	釧路市に総合職業訓練所設置の 件	定及び改修工事施行の件	豊頃村地内小川を道費河川に認 定	本道における視聴覚教育振興の 件	北海道大学工学部に電子工学科 設置の件	北海道大学工学部に合成化学工 学科設置の件
同	沼田町長 青陽 松太郎	利尻町長 佐野 清	江部乙町長 高桑 又一	浦幌町長 吉川 利昌	北海道改良普及職 員協議会長 孝五郎	北海道村会長 藁輪 早三郎	北海道林業連盟委 員長 宮崎 定由	豊富町長 相馬 惣三郎	石狩町長 鈴木 与三郎	釧路市総合職業訓 練所誘致期成会 路市長 山本武雄	豊頃村長 菅原 春見	北海道視聴覚教育 連盟理事長 藤 本 麟太郎	北見地方農業協同 組合連合会会長 天谷 平信	同	北海道大学学長 杉野目 晴貞
同	同	同	建設	同	同	農務	文教林務	同	農地開拓	同	建設	文教林務	農務	同	総務
同	同	同	同	同	継続審査	採択	継続審査	採択	同	同	同	同	継続審査	同	採択

開拓事業実施計画費 百六十七万円
 開墾建設事業費 百五十七万円
 開拓地改良費 三百八十六万円
 開拓地農道補修費 二百八十九万円 等を

計上しましたほか、開拓行政に必要な経費として
 開拓不要地調査費 百七十万円

農家台帳作成諸費 三百七十六万円
 農業委員会施設補助金 五百五十三万円

開拓財産売渡事務費 五百四十八万円
 をそれぞれ計上いたしました

更に土地改良事業費といたしまして
 小規模土地改良事業費 五千円

を計上いたしました次第であります、
 次に林業関係経費について申し上げます。

先ず森林資源の保全培養のための経費として
 森林保護費 七百五十五万円

治山事業費 二百十四万円
 治山事業災害復旧費 一千七百三十三万円 を

造林事業振興のための経費として
 樹苗需給調整事業費 二百万円 を

更に木材資源の高度利用のための試験研究経費として
 広葉樹利用開発試験費 百二十六万円

をそれぞれ計上し林産協同組合の育成強化と木炭価格の安定並びに生産者及び消費者の経済安定をはかる経費として
 林産協同事業強化対策費 百四十四万円

木炭出荷調整対策費 二百五十六万円 を
 林道施設災害復旧と林道網森林計画の調査並びに林業技術の普及指導に要する

経費として
 林道施設費 二百四十五万円
 森林計画編成費 三百四十二万円

林道施設費 二百四十五万円
 森林計画編成費 三百四十二万円

106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	
音江村地区内道道旭川芦別線中増田地区先橋の架替工事施行の件	留閉管内練着業並びに五月災害資金整理対策の件	東藻琴村旭台部落電気導入事業施行の件	東藻琴村山ろく地区開拓地の電化に対し助成の件	漁業協同組合整備特別措置立法化の件	水産業改良助長立法化の件	農村青少年クラブ活動拡充強化の件	広尾町国保直診病院建設に対し助成の件	土壌改良事業費の補助率引上の件	てん菜耕作の振興及びてん菜精糖工場新設の件	北海道拓殖鉄道株式会社争議早期解決の件	天売島ゴメ岬に灯台新設の件	噴火湾におけるとど駆除の件	農協教育会館建設に対し助成の件	沼田町所在道道昭和恵比島停車場線整備の件	
音江村長 藤谷軍一	留閉管内練着業資金五 月災害資金整理対 策委員長 朝治	同	東藻琴村長 吉田三伊	同	北海道漁業協同組 合連合会会長 安藤孝俊	北海道農村青少年 クラブ連絡協議会 長高田常弘	広尾町長 真岩栄松	北海道開拓者連盟 委員長 藤道得	北海道農村連盟委 員長 石川清一	鹿追村長 井忠作	北海道連合漁業協 同組合連合会会長 金井関次郎	北海道機橋漁業協 同組合連合会会長 竹島公三	胆振地区とど対策 協議会会長 高橋雄之助	北海道農業協同組 合中央会会長 高橋雄之助	沼田町長 青陽松太郎
建設	水産	農務	農地開拓	同	水産	農務	厚生	農地開拓	農務	商工労働	同	水産	農務	建設	
同	継続審査	同	採択	同	同	同	継続審査	採択	継続審査	採択	同	同	同	継続審査	

林業普及指導事業費 百十二万円 を
計上いたしました外

公園施設整備拡充の経費として

国定公園費 三百二十万円

国立公園費 七百六十一万円 を

計上した次第であります。

次に水産関係経費について申し上げます。

先ず沿岸漁家の経営振興を図るため兼業漁家に農地取得及び農機具購入資金の貸付を行う経費として

沿岸漁家兼業対策費 九百八十四万円

を計上するとともに、漁業協同組合の整備に要する経費として

水産業協同組合育成費 二百四十六万円

を計上し、また価格変動のばげしいか、さんまの価格を維持し、漁家経営の安定を図るため

水産物消流対策費 一千四百七十一万円

を計上いたしました。

次に漁業の生産基礎の確立と基本施設の整備を図る経費として

貝類増産施設奨励費 四百万円

船揚場整備事業費 三百五十万円

海産乾場整備事業費 三百万円

作業船整備費 二千三百万円 を

中型機船による底曳網漁業対策としての新漁場を開発調査する経費

四百四十三万円 を

計上いたしましたほか、本道水産行政の円滑なる運営を図るために必要な経費として

漁業推進対策費 八十万円

漁業取締費 九十万円

漁業振興調査費 五十万円

水産孵化場費 八百三十万円 を

それぞれ計上いたしました次第であります。

107 音江村地内道道神納深線中納内
橋橋面補装工事施行の件
音江村長 藤谷 軍一 建設
継続審査

108 胆振東部地区開拓地冷害対策樹
立の件
胆振開拓地区協議
会長 賀 長平 農地開拓
同

109 石炭産業恒久対策の件
沼田町協議会議長
宮脇 吉春 商工労働
同

次に商工業関係の経費について申し上げます。

先ず中小企業対策といたしましては、中小企業に対する融資の促進と信用保証制度を強化するための経費として

中小企業維持振興資金 二億円

信用保証損失補償金 三千五百二十万円

を計上し、また企業診断制度を強化し、経営の合理化を促進するための経費として

北海道商工指導所に対し 四百五十万円

各地方中小企業相談所に対し 九百四十八万円

中小企業団体中央会に対し 三百四十八万円の

助成費を計上いたしました。

次に輸出貿易の振興につきましては、

海外市場調査及び紹介宣伝費 百七十五万円

輸出産業を育成するための経費 百万円 を

それぞれ計上しました。

更に工鉱業振興対策の基本的調査の経費として

工業開発基礎調査費 百万円

機械工業振興対策調査費 六十万円

工鉱業振興特別対策調査費 四十万円 を

計上し、道内中小企業の技術指導を図るための経費として

木工技術指導設備費 七百万円

開放研究室費 六百万円

地下資源開発のための経費として

地下資源開発調査費 五百十四万円

地下資源調査所費 二十七万円

を計上しました。

この外本道商工業の振興に関連して

女満別空港整備助成費 二百万円

稚内空港施設助成費 百万円

をそれぞれ計上いたした次第であります。

その他一般行政費関係について申し上げます。

先ず庁舎並びに職員住居施設の整備と財産管理上必要とする経費として

庁舎管繕費 三千三百五十九万円

職員住居施設費 三百八十二万円

財産管理費 七百四十二万円

を、また本年七月一日より使用料、手数料の一部について収入証紙による徴収制

度に改めたことによりまして

証紙売さばき手数料 四百三十万円

を計上し、

更に本道総合開発促進の基礎的調査の経費として

北海道総合開発調査費 六百万円

私学振興のため私立学校の施設整備資金の貸付その他の経費として

一千七百九十三万円

をそれぞれ計上いたしました。

以上は、普通会計の歳出について、その概要を申し述べたのでありますが、こ

れに見合う財源といたしましては、

分担金及び負担金 五千六十二万円

使用料及び手数料 三千七百七十二万円

国庫支出金 七億七千七百三十三万円

寄附金 八千三百四十二万円

繰入金 九千八百九十七万円

繰越金 七億五千九百万円

雑収 二億九千四百四十七万円

道債 五億八千三百万円

合計 二十六億七千四百九十三万円

を充て収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計の主なるものについて御説明申し上げます。

先ず水産物検査費会計において一千八百八十五万円を減額いたしましたのは、近年本会計の収入の大宗をなしてきている。いか、こんぶ等の凶漁に伴う検査手数料の減少によりまして本会計において赤字を生じておりますため、

一 本会計における職員定数のうち四十八名を減員し、普通会計に振替える措置により

人件費の減 一千五百三十九万円

二 検査所整備に伴う所要経費 三百五十四万円

差引 一千八百八十五万円を

減額計上いたしましたものであります。

次に道立病院費会計におきましては、

松前並びに増毛病院改築費 三千三百七十三万円

患者給食費等の需用費 一千九万円

計 四千三百八十二万円

を起債並びに病院事業収入等を見合いに計上いたしました。

次に電気事業会計において二千万円を減額いたしましたのは、今回起債の配分額が決定され、当初見込額より二千万円減額されたことに伴い所要の措置を講じたものであります。

次に道有林野事業費会計につきましては、

主として森林土木費、斫伐費等に充てるため

八千六百四十四万円を

繰越金、財産売払代金等を見合いに計上して本事業の経営に遺憾なきを期そうとするものであります。

この外

母子世帯等に生産資金、修学資金等を貸付するため、母子福祉資金貸付事業費

会計において 九百六十万円を

中小企業設備合理化事業費会計において機械の購入費及び市町村の機械貸付事

業資金貸付等のため 三千二百万円を

中小企業振興資金貸付事業費会計において、中小企業等協同組合共同施設設置

資金の貸付及び中小企業経営合理化設置資金貸付のため

一千三百二十三万円を

道有財産整備資金会計においては、土地売却代金等の財源を見合いに財産造成並びに資金の積立を行うため、八千二百三十九万円をそれぞれ計上いたしました。

最後に真駒内団地開発事業費会計について申し上げます。

本会計設置の件につきましては、別案をもつて提案いたしておりますが、本件は、昨年駐留軍から返還を受けた真駒内道有地につきまして、札幌周辺における深刻な住宅事情に鑑み、住宅用地として計画的に造成を行い、文化的な新都市として開発しようとするものでありまして、総地積約三百四十万三千平方メートルのうち第一次計画として、平坦部の約百六十五万三千平方メートルについて、街路、上下水道、公園等の宅地造成事業を本年度から計画的に実施しようとするものでありまして、本年度においては、取り敢えず約九万九千平方メートルの宅地造成を実施することとし、基本計画立案調査のための経費並びに上下水道及び街路築造に要する経費等につき、土地の売却代金、起債等を見合い財源として

一億二千七百三十七万円を

計上し、本事業の円滑な運営を期そうとするものであります。

以上が予算案の概要であります。

次に附属議案のうち主なるものについて御説明申し上げます。

先ず議案第二十三号の北海道火災共済協同組合の共済事業の損失補償に関する予算外義務負担の件でありますが、

本件は、北海道火災共済協同組合の火災共済事業を強化して、加入中小企業者を更に増加し、本道中小企業の維持安定に資するため、道がこの協同組合に損失補償をしようとするものであります。

この損失補償につきましては、昭和二十八年から本年八月三十一日までの間に一億円を限度として予算外の義務負担をいたしてまいつたのでありまして、この間実際には補償金の支出行為はなく着実な進展をみつ今日に至っておりますが、中小企業者の不時の災害に対処してきくためには、いまだ十分な態勢とはいえませんので、この際更に新めて本年九月一日より向う三ヶ年間損失補償をいたしますために予算外義務負担の議決をえようとするものであります。

次に議案第二十四号の空港整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件についてであります。本件は、国の行う稚内、釧路及び函館各空港の整備事業に

伴う地元負担金について空港整備法第七条の規定により、道と関係市との両者折半の負担率を定めようとしたものであります。

次に議案第二十五号北海道真駒内団地開発事業費特別会計設置の件についてであります。本件は、さきに本会計の予算説明において詳細申し上げましたとおり、真駒内道有地を計画的に住宅団地として開発する事業の収支を明確にし効率的な運営を期してゆくために特別会計を設置しようとするものであります。

次に議案第二十七号の北海道警察職員の設定しようとするものの一を改正する条例案についてであります。

本件は、本年三月警察法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い北海道地方警察職員の定員の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に議案第三十号の北海道収入証紙による手数料の徴収についての関係条例の整理に関する条例案についてであります。

本件は、従来現金をもつて収納いたしました使用料、手数料の一部について本年七月一日から収入証紙による徴収制度にきりかえましたので、これに伴いまして関係条例の収納方法の部分について改正を行うために、この整理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に議案第三十四号の北海道立職業訓練所条例の一部を改正する条例案についてであります。職業訓練事業につきましては、現在九ヶ所の道立職業訓練所において事業を実施いたしておりますが、今回更に美幌市に一ヶ所を設置いたそうとするに伴うものであります。

次に議案第三十五号の北海道職業訓練審議会設置条例案についてであります。

本件は、職業訓練計画その他職業訓練に関する重要事項を調査審議させるため、職業訓練法第三十二条に基づき、知事の諮問機関として職業訓練審議会を設置いたそうとするものであります。

次に議案第三十九号の女満別空港（第三種）の設置に関する協議の件についてであります。

本件は、網走郡女満別町に空港整備法による第三種空港を新設するに当り、これが設置につき道及び関係市町村との間において協議することについて同法第五條第二項の規定により道議会の議決を得ようとするものであります。

以上は、今回提案いたしました案件の主なるものについて、その大要を御説明申し上げたのでありますが、なお詳細につきましては、御質問に応じて答弁申し上げます。

教育行政方針

本年度における、教育行政の方針について申し上げます。

道教育委員会といたしましては、従来から本道教育振興の目標を

学校教育の充実

勤労青年教育の普及徹底

へき地教育の振興

社会教育の促進

保健体育の振興並びに厚生施設の充実

等に置き、鋭意これが目的達成に努力をいたしてきたところでありますが、本年度においてもこの目標に従い、一層の努力をいたす所存であります。

まず、学校教育を充実し、児童生徒の学力を向上せしむるには、職員組織の向上と、教育内容の改善と、施設設備の充実と、適正なる学校の管理運営を図ることが肝要でありますから、職員組織については、国において、昨年五月、義務教育学校の学級編制及び職員定数の標準に関する法律を公布されましたので、本道においても、本年度教職員の配置基準を改善して、相当数の増員を図り、また教育内容につきましては、小学校は昭和三十六年度から、中学校は昭和三十七年度から、その教育課程が改訂されることとなりましたのに伴い、この移行措置を円滑適正に行うことは、当面する重要な事項となりましたので、これが研修の徹底を期するため、今回所要の予算を計上いたしました次第であります。

また、学校の施設設備の充実整備につきましては、小、中学校の校舎及び屋内体操場の建築、危険校舎の改築等に対する国庫補助の増額獲得に力めるとともに、教職員の増員とあいまち、「すし詰」教室の解消等にも努力いたしておるところであります。

また、高等学校においては、その収容力を増加して入学難を緩和し、現在全国において比較的低位にある本道の高等学校収容率の向上を図るとともに、特に開

発途上にある本道の实情に即して、産業教育、技術教育等の課程の増設に努めた次第であります。

また、道立高等学校の校舎は、老朽を告げるもの多く、目下危険校舎と目せられるもの一五校、一万八千坪にも達する現状でありますから、これらに対しましては、財産の許す限度において、順次改修に努力いたしておる次第であります。

次に勤労青少年教育としての定時制教育、通信教育等につきましては、先年来これが振興対策を策定し、専任校長の配置に力めるとともに、地元市町村と協力の下に、鋭意これが充実振興に努力いたしておるところであります。

また、盲ろう、精神薄弱児等に対する特殊教育こそは、道として、特に、留意しなければならぬところでありますから、各市町村に対しては、養護学級の設置を奨励し、道立学校については、特に就学奨励の方途を構し、また、盲ろう学校高等部の拡充をも図つた次第であります。

次に、へき地教育振興の問題は、総合開発との関連性においても、特に本道教育に課せられた重要な問題でありますから、極力へき地に有能なる教職員を配置することに力めるとともに、へき地無電灯学校に対する自家発電装置、へき地学校集會室の建築、へき地教員住宅の建設、スクールバスの設置等に対する国庫補助の増額獲得等に、鋭意努力を傾注いたしておる次第であります。

また、学校の運営を適正にし、教育効果を高めるためには、これにたずさわる教職員の理解と協力は固より、道、市町村の教育行政当事者が一体となり、住民の支援の下に、学校の運営を図らなければならないものでありますから、今後これらの点に一層留意するとともに、学校における火災その他の災害、児童生徒の事故防止等にも一段の努力をいたす所存であります。

次に、社会教育の振興につきましては、本年四月三十日社会教育法の一部が改正せられ、市町村においては、今後一定の期間内に、社会教育主事等を設置しなければならぬ等、所要の改正が行われましたので、今後は、これら指導体制の確立に力めるとともに、昨年度から、道内特定の市町村に対し、総合的に指導を集中し、この市町村における社会教育の実績、経過等を検討の上、順次これを他の市町村に拡大することとする一方、へき地における文化向上のために、大きな効果を挙げつつある移動公民館の設置を拡充して、辺地における社会教育の振興を図ることとした次第であります。

次に、保健体育については、近時本道の児童、生徒の体位が、学校給食の普及、

各種スポーツの振興、道民生活の安定等により年々向上しつつありますことは、まことに喜びにたえないところであります。

本年度におきましても、一層これが向上を期するため、学校給食の普及徹底を図り、児童、生徒、教職員に対する健康管理を十全にし、また、学校、社会を通じて、一層スポーツを奨励し、関係諸団体と協力して、各種大会の開催及び参加に努め、スポーツ水準の向上を図り、これを基盤として、優秀選手等の育成にも特段の努力をいたし、本道体育の振興を図る所存であります。

以上、本年度本道教育行政上の諸点について、その一端を申し述べた次第であります。文教行政の如き育成行政については、特に関係市町村、諸団体と一体となつて、これが推進を図らなければその効果を期待することができないものでありますから、特にこの点に留意して、行政の執行にあたり、本道文化の向上発展と、本道の開発に寄与したいと念願しておるもので御座います。

道議会各位の格段なる御指導と御支援とを切にお願い申し上げる次第であります。

○七月八日 午後一時七分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号

ないし第四十二号及び報告第一号ないし第四号を議題に供し、日程第一

一のうち緊急先議を要する議案第四十号及び第四十二号を建設委員会に付託の後、通告の代表質疑に入り、中山議員（自民）より①知事の道政執行方針について特に公約を道政の上にとのようにして具現するか、国、道、市町村の有機的連繫を述べているがどのような方法で協力体制を作るか、地方自治のあり方についての所信、②財政問題特に開発公共事業増に伴う地方負担に付する財源付与の解決方策、窮迫している地方財政の改善対策、本年度道財政の見通し、義務的経費並びに道民福祉の政策費等今後予想される財政需要と財源の見通し及びそれらについて今回措置しなかつた理由、三十三年度決算における繰越金の内容と今後なお見込まれる純剰余金の額、③道職員の綱紀肅正について特に勤評の実施、服務規律の厳正等人事管理をどのように行うか、本庁出先機関等機構の統廃合に対する考え方、初任給の給与改訂

に関連して道職員、教職員、警察官の給与改訂に対する所見、④総合開発問題特に総合開発推進の理念と具体的方法、第二次五カ年計画の年次計画策定の考えがあるかどうか、総合開発企画本部改組の方向、産業立地条件の改善特に北海道減税、電気料金の引下げの具体策、道外資本を阻んでいた労働攻勢に対し労使協調をいかに考えているか、開発基礎調査の徹底を具体的にどのように行う考えか、⑤農業問題特に農業施策展開における中下層農家対策、農家負債整理推進方策、農業金庫に対する考え方、畜産振興方針、てんさい振興計画と工場新設に対する考え方、園芸振興方策、農畜産物の価格安定対策に関連して生乳共販事業の今後の方針、⑥開拓問題特に既入植者に対する経営安定の抜本策、新規入植の考え方、不振開拓農協の救済対策と一般農協への加入問題に対する考え方、⑦漁業問題特に日ソ近海の安全操業のため外交交渉をどのように促進する考えか、低位経済漁家の負債整理対策に関連して今回予算措置されなかつた理由と今後の方針、沖合転換対策、中型機船底曳網漁業の拡大幅置、信用保証協会保証料の引下げに対する考え方、機械貸付条件の緩和及び予算増加に対する考え方、⑧社会福祉問題特に生業資金貸付金並びに高齢者福祉年金未計上の理由、母子地帯、保育施設の充足対策、国民健康保険直営診療所助成費が計上されていない理由、社会福祉館の再建に対する考え方、⑩教育問題特に教育課程改訂に対する文部省の考え方、またこれに反対している教職員組合の反対理由とこれに対する所見、教育課程の改訂は教職員組合の反対があれば実施しなくてもよいか、実施を義務付けられているかどうか等について質疑、あらかじめ会議時間を延長して、午後二時十五分一旦休憩、午後二時三十五分再開、中山議員の質疑に付し知事、教育長より答弁があつて午後三時四十五分延会。

○七月九日 午後一時二十二分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第

一号ないし第三十九号、第四十一号、報告第一号ないし第四号を議題に供し、代表質疑を続行、荒議員(社)より、①知事公約と道政執行方針及び自民党道連政策との関連について特に自民党政策読本の政策を確認して知事の政策とするか、自民党道連政策遂行の義務と責任をいかに考えているか、道政執行の基本的態度、中央と直結した道政の考え方は地方自治体の存立を否定し国家権力に結びつくものでないか、侵害されている地方自治を守るためにいかに対処していく考えか、国、道、市町村は組織の面でも機能の面でも独立していると考ええるが地方自治に対する基本的考え方、②財政問題特に地方財政窮乏の原因とその打開方策、財政構造を今後どのように改善する考えか、またこのために国に対しいかなる事項を要請するか、健全財政を堅持しながらどのようにして公約を実現するか、③北海道大減税問題特に本公約をどのようにして実現するか、実現したときの交付税、国庫負担、補助率の見通し、石炭手当免税の合理的理由付けをどのようにするか、④総合開発問題特に総合開発の構想とプログラムを発表すべきでないか、知事の総合開発推進の考え方は道外資本による収奪開発に墮する思想でないか、道外資本誘致の基本的考え方、工業開発を阻害している電気料金、鉄道運賃の割高をどのように解決するか、開発財政の制度的安定を具体的にどう解決するか、開発公共事業のあり方についての所見、開発局は道に合併することになるか、知事のいう父祖三代の開拓精神の作興とは何か、⑤社会福祉対策特に経済効果の面からとらえている社会福祉対策の基本的考え方を改める考えがあるか、生業資金貸付制度に対する予算が未計上であるが社会福祉対策を軽視していないか、⑥行政執行の態度について特に動評の実施等教育行政に干渉しないか、国に従属しない地方自治運営に対する所信、労働運動と権力の介入をどのように考えているか、企業整備による炭鉱失業者の生活対策、生産性向上と企業整備との関係、⑦近海の安全操業及び領土問題について特に安全操業が未解決のままで千島カムチャツカの新漁場開

拓ができるか、早く日ソ平和条約を結ぶべきでないか、領土返還運動をどのように展開するか、⑧対岸貿易について特に日中貿易再開についてどのような構想と決意があるか、また、あい路打開の方策等について質疑、知事より答弁、荒議員より、知事は過去十二年の道政をゆがめられた道政であつたといつていが具体的事例は何か、公約は道政執行方針の中にうたうべきでないか、また現税制の中で解決できるか、北海道大減税の具体的構想はないか、また現税制の中で解決できるか、道外資本導入の具体的方法、青函擬運賃などは電話一本で解決できないか、近く開催される開発審議会小委員会に臨む態度等について再質疑、知事より答弁があつて、午後三時四分一旦休憩(あらかじめ会議時間を延長)午後三時二十六分再開、次に天谷議員(協)より、①財政問題特に地方財政窮乏の隘路打開策についての所見、道政執行の態度、財政運営の基本方針、道税、地方交付税、起債の見通し、②総合開発問題特に第二次産業に重点をおくあまり第一次産業を軽視していないか、第二次五カ年計画達成のため年次別計画を策定する考えがあるか、第三次開発計画の構想、健全財政維持のために諸施策の遂行が消極的にならないか、③地域産業の振興について特に農業所得が暫時下降していることに関連してその現状をどのように認識しているか、また、その具体的方針と対策、農業施策の推進方法についての考え方、農家経営基盤の確立方策、零細農家解消のための農地拡大対策及び林地との競合紛争解決に対する所信、酪農振興のための草地改良対策、低位経済農家に対する営農指導対策、寒地畑作振興の効果を上げるための低利資金の導入、農地担保に代る道の保証制度の設置、農業改良普及員による農家の技術指導に対する考え方、営農融資金消化のため執行体制を強化する考えはないか、農家負債整理を推進する具体的構想と運動方針、農畜産物の消流市場対策に関連して畑作物特に雑穀、でんぶんの自主共販事業対策、牛乳共販事業の推進方策、またこれら農産物の輸入調整を国に要請する考えがあるか、一元集荷団体

に対する助成方針、共同集乳組織化の施策は三十三年度実現しなかつたが三十四年度は実施するか、地域集乳集荷施設に対する助成対策、④てんさい振興問題特に生産計画樹立の方法、道のビート五カ年計画を基本的な再検討する意思の有無、計画策定について関係諸団体の意見をとり入れる考えがあるか、またてんさい糖工業の健全なる発展のための適正な審議機関設置に対する考え方、⑤園芸振興対策に関連して試験研究機関の整備充実に対する考え方、⑥開拓問題特に新開拓制度実施後の具体的施策をいかに進めていくか、開墾建設工事の進捗状況、不振開拓農家の総合対策、不振開拓農家振興委員会の調査経過とその結果、⑦社会福祉問題特に未整備の道立保健所の実態をどのように認識しているか、保健所の医師の充足及び待遇改善対策並びに施設整備の強化策、保健婦の養成計画についての所信等について質疑、知事より答弁があつて、午後五時二十七分延会。

○七月十日 午前十時四十分開議、日程第一議案第一号ないし第三十九号、第四十一号及び報告第一号ないし第四号を議題に供し、通告の一般質疑に入り、中松議員（自民）より、①沿岸漁業の振興対策特に不振漁業協同組合の再建方策に関連して不振組合の実態をどのように把握しているか、助成期間五カ年を十カ年に延長する条例改正の考えがあるか、また金融措置について国の立法化を促進する考え方、不振組合の具体的指導方策、②石炭鉱業の不況問題特に今後の見通し、中小炭鉱の助成対策に関連して大和田炭鉱の救済対策、③都市周辺の宅地造成問題特に真駒内団地の開発計画の内容、低所得者住宅に対する構想、宅地造成のために適有地を払下げる意思の有無、④出稼援護相談所に対する助成措置とその考え方等について質疑、知事、水産部長、商工部長、労働部長より答弁、次に川村議員（社）より、①水産問題特に太平洋十トン未満さけます流網漁業の知事許可について自民党道連会長が記者会見で「近く許可される見通しだ」と発表したがこの言

明をどのように考えているか、その政治的責任、これの解決方策、沿岸漁家経済振興対策に関連して条例に基づく義務的経費未計上の理由、漁家負債整理促進の事業費について予算未措置の理由②人事管理について先に自民党道連会長が六月一日付で道人事異動を発令すると記者発表しているがこの談話に対する所見、人事管理について他の力を排除する考え方とその決意等について質疑、知事、水産部長より答弁、川村議員より再質疑二回、知事、水産部長より答弁があつて、午後零時十七分一旦休憩、午後一時五十九分再開、古沢議員（自民）より、①行政機構の改革について特に機構簡素化のための各部課及び支庁の統廃合、並びに東京事務所など研究機関の整備拡充に対する考え方、②道立工業試験場、地下資源調査所など研究機関の整備拡充に対する考え方、③北海道、東北開発公庫の資金枠拡大に関連して貸出し条件の緩和策、④ビート工場設置問題に関連して今時のビート生産計画は日本てんさい糖株式会社を無視していないか、⑤観光事業受入れ体制の整備強化策、⑥窮乏の道財政打破のための道有財産の活用策、⑦青少年不良化防止対策、⑧後進性の北海道文化のあり方等について質疑、知事、教育長より答弁、次に湯田議員（社）より、①労働運動と生産性向上について特に知事は労使関係の改善について関係者の協力を得て努力するといつてゐるが具体的改善方法、関係者の協力とは何を考えているか、各単産労働組合と話合つてこれを道政に反映する考えがあるか、生産性向上運動に対する考え方、日経連が生産性向上運動を全道的に行おうとする場合どのような態度をとるか、七月五日の自民党道連大会で道連会長が道炭労、北教組と闘うことを言明しているが知事の立場と矛盾しないか、期末手当格差支給問題で紛糾している王子製紙等法を無視する経営者を教育する意思があるか、生産性向上の結果石炭業の首切り等が起きて労働者が苦しんでいるがこのような状態をどのように考えるか等について質疑、知事より答弁、湯田議員より再質疑、知事より答弁、次に石畑議員（自民）より、①働く農村青少年のための

育英制度拡充に対する考え方、②湿地牧野改良造成の具体的方策等について質疑、知事、教育長より答弁、(あらかじめ会議時間を延長。)次に竹内議員(社)より、①石炭産業振興対策特に中小炭鉱の保護育成対策、政府の石炭政策に対する所信、これが抜本的対策について意見を政府に具申する決意があるか、最近における企業整備の強行に対しその善処方を経営者に要望する考え方があるか、企業整備による失業対策の具体的構想、鉱産税等市町村財政へ及ぼす影響とその対策等について質疑、知事より答弁、竹内議員より再質疑、知事より答弁、次に原田議員(自民)より、工場廃液処理について特に石狩川上流地域の工場廃液の浄化対策ほどの程度進められているか、水質保全に関する法律の施行に伴う取扱いとの関係、旭川に設置予定の道木材化学工業に使用する主原料、製造工程、発液処理の方法と被害防止対策及び指導監督等について質疑、知事、土木部長より答弁があつて、午後四時三十六分延会。

○七月十一日 午前十時三十七分開議、日程第一議案第一号ないし第三十九号、第四十一号、報告第一号ないし第四号を議題に供し、一般質疑を続行、渡辺議員(社)より①社会福祉と道民生活の安定について特に保健所の整備充足対策に関連して医師保健婦の充足対策、根釧天地帯等へき地の保健衛生対策、道立血液銀行の制度運営に関する再検討の必要性、血液保存設備の充実に對する考え方、②国民年金と老齢者年金の關係について特に高齢者福祉年金を半年分しか計上しない理由、年齢基準引下げに對する考え方、③知事は開発の進まない理由として労働攻勢の激しさを指摘しているが具体的事例があるか、誤つた認識を改める考えがあるか等について質疑、知事より答弁、渡辺議員より再質疑、知事より答弁、次に岡嶋議員(自民)より、①支庁への権限移譲に對する考え方、②固定資産税の引下げに伴う市町村財政の減収対策に關連して起債の利子補給の立法化、償却資産の耐用年数の

短縮及び免稅点の引上げについての考え方、③青函航路の擬制キロ運賃及び農林水産物運賃の公共割引制度存続に對する考え方、④電力料金の引下げをどのようにして実現するか、⑤道内銀行預金の道外流失防止対策、⑥信用保証協会の保証料引き下げに對する考え方、⑦独立できる道策会社から出資金を引上げて他に転用すべきでないか等について質疑、知事より答弁があつて、午前十一時四十六分延会。

○七月十三日 午前十一時九分會議、諸般の報告の後、日程に追加し、道下議員(社)より、帯広市白樺学園の内紛に對する道の措置について緊急質問があり、知事より答弁、道下議員より再質疑、知事より答弁があつて、日程第一議案第一号ないし第三十九号、第四十一号、報告第一号ないし第四号を議題に供し、一般質疑を続行、黒松議員(協)より、①開拓問題特に開墾建設工事付帯工事の促進と開拓農家の負担軽減に關連して道費助成の意思があるか、開拓地の無電灯解消対策に關連してこれが予算増額を國に要請する考え方があるか、開拓當農指導対策の強化について特に農業改良普及員と當農指導員の一元化を考えているか、當農指導員の資質向上対策、自創資金の導入に關連して長期低利資金導入に對する考え方、同資金の今後の融資計画、開拓當農振興対策について特に開拓振興資金の融資計画及び同資金の確保に對する所見、②畜産振興対策に關連して中小家畜の適正計画と施策に對する考え方、種畜原種を輸入する団体への助成対策、ジャージー種牛の更新状況等について質疑、知事より答弁があつて、午前十一時五十分休憩、午後一時十六分再開、森議員(自民)より、①開拓當農振興臨時措置法の施行に關連して振興計画事務の進捗状況、助成を要望する農家の数、申請件数に對する承認の割合、目標達成の時期と見通し、パイロットファーム方式による開発効果との比較及び将来の見通し、②土地改良事業の推進について特に篠津原野開発事業の早期完成のために國費予算獲得をどのように考えているか、畑作経営を水田に切替

える場合の営農指導方法、公庫の融資措置に対する考え方、地元負担の軽減方法、③中小企業対策特にその具体的指導方針、零細企業者の生産意欲向上の具体策等について質疑、知事、農地開拓部長より答弁、次に五藤議員（社）より、①日雇労働者の生活対策特に日雇労働者の賃金収入が生活保護適用者より低いことに関連してその解決策、失対賃金の冬期割増金が安いことに関連してその算定基礎、失対者がアブレた場合の失業保険が五日目から支給されることになつていて四日間無収入の状態になるがこれを改善する意思がないか、最低賃金と失対賃金の関係とその算定基礎、失対事業就労者の定年制実施をどのように考へているか、失対賃金の支払について職種で格差をつけるのは不適当でないか、失対賃金の級地引上げに対する考え方、日雇健康保険の支給状況に関連して傷病手当金支給が十四日間で打ち切りとなるのは酷でないか、国庫負担の増額を固に要望する考え方、②林業問題特に林業労働者以外の労働者より低賃金である理由、林業労働者の実態把握状況、道有林の払下げ制度を改正する考へがあるか、パルプ工業等大企業の本道進出が原木需要に及ぼす影響等について質疑、知事、労働部長より答弁、五藤議員（社）より再質疑、知事より答弁があつて、午後三時八分休憩、午後三時三十三分再開、藤枝議員（自民）より、①水質汚濁問題特に水質保全管理についての程度研究が進められているか、指定を受けていない河川の水質保全基準を作つていくか、研究費予算の過少に対する考へ方、②農家の自家発電について特にへき地農山漁村の自家発電施設費が農家経営に及ぼす影響、負担過重の軽減措置、③沿岸漁民の振興対策特にオホーツク沿岸漁民の生活安定対策、同海域のえびけた漁業の試験調査に関連して水産庁に要望する考へがあるか、不振漁業組合の振興対策等について質疑、知事、水産部長より答弁、藤枝議員（自民）より、再質疑、知事より答弁、次に坂下議員（社）より、①農業問題特に農家負債解消のための農業金庫を

いる農家負債整理法案を推進する考へがあるか、道畑作営農改善資金が昨年わずかし消化できなかった理由、農畜産物の消流並びに価格安定対策に関連して今後政府に對しどういう方法で解決を要請するか、②漁業問題特に沿岸漁家振興対策特に沖合漁業の転換対策、オホーツク海域のさけます流網漁業の操業について中央に運動する考へがあるか、③知事の政治責任について特に知事が衆議院議員であつた時に主張したことについて政治責任をとるか、昨年農産物の価格安定対策について全道農民大会が開かれその大会決議を政府に要望するため署名を依頼したところこれを拒否されたがそのときの考へ方等について質疑、知事より答弁、坂下議員（社）より再質疑、知事より答弁があつて、午後五時十五分延会。

○七月十四日 午後一時三十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第三十九号、第四十一号、報告第一号ないし第四号を議題に供し、一般質疑を總行、奈良議員（自民）より、①岩内、石勝、名羽の鉄道三線の実現促進に対する考へ方、②季節農業労働者に対する失業保険法の適用復活についての所信、③災害地の個人事業税賦課について他県は免税の取扱いをしているがその考へ方、応急仮設住宅の払下げ処分に関連して無償で払下げしている県があるがその考へ方、④山岸会員の入殖問題に関連して根釧パイロットファームに替玉入殖している事実があるがその実態を調査しているか、今後の入殖開拓の進め方に対する所見等について質疑、知事、農地開拓部長より答弁、次に宮沢議員（社）より、①中小炭鉱振興対策特に大和田炭鉱の再建に関連して買上げ決定前に経営者に対しどのような処置をして来たか、経営者は自らの再建を考へないで売ることのみを考へ労働者を不安に陥入れた実情を知つているか、大量解雇に伴う具体的就労対策、解雇者に対する失業保険の適用を考へているか、他の中小炭鉱から六件の買上げ申請が出されているがこれを知つているか、これらに對しどのよ

うな措置をする考えか、②労働問題特に企業整備による失業対策について官民労使協力の機関を作る意思があるか、またこの問題について道炭労の代表と意見を交換する用意があるか、今後の中小企業育成の具体的対策等について質疑、知事、労働部長、商工部長より答弁、宮沢議員（社）より再質疑、商工部長より答弁、次に笠井議員（社）より、農業問題特に農畜産物の自主共販の目的をいかに考えているか、その推進方策、農民に対しどのようにして自主的意欲を起させるか、どのような指導理念をもつてあたるか、選挙中難く集荷は業者と北連の二本立で行くことが適当である旨の演説をしていたがそれぞれの団体をどのように考えているか、道雑連に対する指導育成の考え方、自主共販事業に財政資金を出す意思があるか、生乳共販の推進に対する考え方、今回予算措置されなかつた理由、同事業の三十三年度予算が未執行に終つた事に関連して農民の意欲を阻害することにならないか、同事業の推進のために三十四年度に実施の方針を打出す考えがあるか、明治森永乳業会社との折衝状況、今後の話合いによる共販実施の見通し、同補助金をあてこんで集乳合理化施設をした者の取扱ひ、畜産公社のと場建設の見通しと設立推進の方策、農業試験場園芸作物研究の推進のために稲作試験の予算を削ることに對する考え方等について質疑、(あらかじめ会議時間を延長) 知事、農務部長より答弁、笠井議員（社）より再質疑三回、知事、農務部長より答弁があつて、午後三時二十一分一旦休憩、午後四時九分再開、林(利)議員(自民)より、①市町村の行財政安定に對する考え方に関連して行政水準の公平化に對する抜本的対策方法、②森林の振興対策と未利用資源の開発方策、林地荒廃による治山治水対策、③住宅対策特に低所得者の住宅緩和方策と公団公庫からの融資措置等について質疑、知事より答弁、林(利)議員(自民)より再質疑、知事より答弁があつて、午後四時四十分五分延会。

○七月十五日 午後二時五十四分開議、諸般の報告、あらかじめ会議時間を延長の後、日程に追加し、太田議員(社)より、「北海道開発審議会の重点事項特に北海道開発事業と地方公共団体の財政との調整」について緊急質問があり、知事より答弁、太田議員(社)より再質疑二回、知事より答弁があつた後、大石議員(社)より、太田議員(社)の再質疑に對する知事答弁を速記録調査の上再々質疑したいので暫時休憩されたい旨の議事進行発言があつて、午後三時四十三分休憩、午後五時四十五分再開の後、直ちに延会。

○七月十六日 午後一時二十七分開議、諸般の報告の後、日程第一道開発審議会の重点事項特に開発事業と地方公共団体の財政との調整に對しての緊急質問を続行、太田議員(社)より、質疑、知事より答弁、太田議員(社)より再質疑、知事より答弁があつて、日程第二議案第一号ないし第三十九号、第四十一号、報告第一号ないし第四号を議題に供し、一般質疑を続行、島本議員(社)より、①日中ノ貿易の再開と促進に對して特に貿易振興に對して予算の裏付がないがこれに對する考え方、ナホトカ定期航路の集荷物に對して他県と折衝する考えがあるか、最近有望を伝えられている中国向けコンブの輸出対策、日中ノ貿易再開促進の具体的方針、モスクワで開かれる国際見本市参加の具体策、②中型機船底曳調査に對して特に新漁場開拓とその転換策、漁業生産計画の樹立と資源培養方策、北洋漁場開発調査の進捗状況、③港湾労働者の厚生福祉対策特に道内主要港に北海道港湾労働協議会の設置に對する考え方、港湾労働者の実態調査の経過等について質疑、知事、労働部長より答弁、島本議員(社)より再質疑二回、知事より答弁があつて、午後三時三分休憩、午後三時三十五分再開、渡部議員(社)より、農業問題特にビート増産計画とこれに伴う工場設置の問題に對して知事はビート増産計画を再検討すると言明しているが先に提出した五カ年計画は道自体で検討されたものか、再検討しなればならなくなつた理由、初年度の耕作面積を変更して最終年度の三

十八年度は当初計画と一致させた理由、農林大臣と知事が三工場の設置で意見一致したと報道されたが知事の政治責任に対する見解、中央に対する資料の提出を急いだのは農林省から要求があつたからか、老朽化した日てん工場の設備更新と増産計画との関係、再検討とは五カ年計画そのものの内容か、工場数も検討の中に入っているか、最終の増産計画が確定する時期、同計画確定に際し生産者団体と協議する考えがあるか、また事前に議会の了解と協力を求める考えがあるか、新たな計画は総合開発第二次五カ年計画の変更となり閣議決定事項と思うがこれについての所見、工場新設計画は五年後の処理能力を見越して作ると思うがその考え方、同計画策定にあたり生産者、学識経験者、試験研究機関の意見を入れた審議機関を設置する考え方、ビートの年次計画に伴う土地改良事業の見通しと資金増大の見通し、てんさい糖臨時措置法の恒久立法化の見通し等について質疑、知事、農務部長より答弁、渡部議員(社)より再質疑、知事、農務部長、農地開拓部長より答弁があつて、午後四時四十一分延会。

○七月十七日 午前十時四十八分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第四十号及び第四十二号を議題に供し、西島建設副委員長(自民)より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく議案第四十号は原案可決、第四十二号は同意議決に決定、次に日程第二議案第一号ないし第三十九号第四十一号、報告第一号ないし第四号を議題に供し、一般質疑を続行、水島議員(社)より、①社会福祉対策について特に生業資金の予算未計上に関連して九月までの経済空白をいかに埋めるか、②教育行政の基本方針特にPTA会費の負担軽減に対する考え方、道立高等学校の火災復旧対策、道の各種研究機関の研究費過少の問題に関連して地方教育研究所の予算圧縮の理由と同研究所の育成強化策等について質疑、知事、教育長より答弁、水島議員(社)より再質疑、知事より答弁、次に佐野議員(社)より、①道総合開発機構の問題特に知事は企画本部を再検討するといつているがどういう方向に検討するか、また開発事業費について直轄補助を一本

にした方がよいといつているがこれは開発機構の一本化と考えてよいか、強力な開発行政を進める充実した自治体ということをいつているが企画本部を強化して開発局を吸収する考えか、道開発事業費の特別扱いについて内地府県より反対の動きがあるがこれらの動きに対する所見、②警察行政について特に最近の警察権力の行使に関連して中央の指令が自治体警察を圧迫して来ているのではないか、王子製紙争議に要した経費は警察法第三十七条第一項七号によるものか、また同条第三項によるものはなかつたか、国に要請した経費の内容、警察官の多勢出動をいかなる判断でどのように配置したか、今次地方選挙を始め一連の選挙取締りを同一解釈で公平に行つたか、岸電報違反の告発騒ぎについてその後の経過、社団法人警友会への補助金支出に関連して会員の資格、事務所の所在地、役員の構成、会計経理の内容、道警察との関係、警察展覧会の目的と内容、開催場所の予定力所、会独自の事業か、または委任を受けてやるのか、歳入に見込んである寄付金の内容、警察の何をPRするのか、補助金交付の根拠と認定基準、補助金の定義、札幌市の公安条例に関連して市公安委員会廃止後の公安条例の効力、同条例による集会、示威行進の不許可の場合市議会に報告することになつているが事例があつても報告されていない理由等について質疑があつて、午前十一時五十九分休憩、午後一時五十四分再開、佐野議員(社)の質疑に対し知事、公安委員(丸子)、総務部長より答弁、佐野議員(社)より再質疑、知事、公安委員(丸子)より答弁、次に清水議員(社)より、①人事問題特に副知事設置に対する考え方に関連して早急に決めかねている原因と設置の構想、先に行われた部長人事について中央移入が目立つが道職員の志気が下らないか、課長以下の人事異動の時期と異動の中、②機構改革特にその時期と改革の内容、③農業問題特に北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の施行に関連して地域指定選定の基準、残余の地域指定についての時期、同法に基づく年次別資金導入計画、三十三年度の畑作営農改

善資金との関係、酪農振興方策特に乳価安定、牛乳検査の公正化、牛乳共販の完全実施に対する基本的考え方及びその具体的推進方策、集約酪農地域の指導体制の強化に対する考え方に関連して、地域毎に事務所を設置する考え方及び事務所経費の全額道費負担に対する考え方、北松山地区が指定されない理由、酪農検査機構の拡充と検査に従事する職員の身分安定対策、土地改良事業進捗に対する考え方に関連して今後の要土地改良事業面積、その資金達成計画、道営小規模土地改良事業は現予算で充分か、二十町歩未満の小規模土地改良事業に対する国庫補助を要請する意思の有無と考え方、④開拓農家の生活安定対策特に開拓農家の具体的育成方策、開拓農家固定化負債整理の抜本的対策と資金導入計画、営農確立のための乳牛導入の見通し、これに必要な施設設置に対する考え方、不振開拓農協の育成に関連して財政資金助成に対する考え方、道南開発の推進と住民の生活安定施策に対する決意、道南畜産普及所の設置に対する考へ方等について質疑（あらかじめ会議時間を延長）、知事、農務部長より答弁、清水議員（社）より再質疑、知事、農務部長、農地開拓部長より答弁があつて、午後三時五十七分休憩、午後四時四十一分再開、熊谷議員（社）より、産業経済の確立と中小企業対策について特にその具体的方針、中小企業対策のための対策委員会設置に対する考え方、道外資本導入方式についての考え方、労働行政の基本的考え方に関連して知事は労働争議が激しいから経営者は足踏みするといつてゐるのは不見識でないか、青少年の技術育成のための職業訓練所の整備拡充対策、中小企業に対する融資強化対策、対外貿易の促進対策等について質疑、知事より答弁、熊谷議員（社）より再質疑、知事より答弁、次に窪田（茂）議員（社）より、①中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に関連して西カム試験操業調査のその後の経過及び調査船を更によやす考への有無、本格操業実施時期、零細漁民救済の抜本対策、オホーツク結水地帯調査その後の経過と取扱方法に対する考え方、②商工問題特に最近の道産品が内地メー

カー品に圧迫されていることに関連して道産品の保護育成対策、石炭以外の有望地下資源の種類別埋蔵量、道外資本誘致の具体策③福祉行政について特に生活保護世帯の子供の高校進学を認められるよう法の改正を国に要請する考え方があるか、また改正されるまでの措置等について質疑、知事、商工部長より答弁があつて、午後五時五十五分延会。

○七月十八日 午後零時三十九分開議、諸般の報告の後、日程第一議案 第一号ないし第三十九号、第四十一号、報告第一号ないし第四号を議題に供し、一般質疑を続行、橋本（正）議員（社）より、①行政執行方針特に国民経済に寄与するというのには具体的にいかなることか、総合開発を強力に推進して道民生活の安定を期するというがどちらを先に考へているか、第二次産業に重点をおくあまり第一次産業を軽視することにならないか、第一次産業推進の基本的考え方、②農業問題特に農家負債整理立法化の方法に対する考え方、農業関係義務的経費中今回予算未措置のものに対する追加措置、生産基盤確立の方法、種畜施設費の追加計上に対する考え方、篠津原野開発の見通し、③開発機構特に開発局のあり方に対する考え方等について質疑、知事、農地開拓部長より答弁、橋本（正）議員（社）より、再質疑二回、知事、農地開拓部長より答弁、次に千葉（大）議員（社）より、①総合開発問題特に北海道大減税公約の裏付け資料作成の構想、作成についていかなる機関にはかる考へか、石炭手当免税について今後の運動と推進方法、生計費が内地府県より高いという諸点、実態調査に現れた本道の特異性、生計費の割高と公務員の給与に関連して人事委員会は常時資料を整備して勧告しているか、していないとすればその理由、②木材利用工業の振興対策特に学校植林予算削減の理由、木材利用工業を本道独自の産業にまで発展せしめる考え方、森林資源造成のための年次拡充計画、③教育問題特に教育課程改訂研究協議会開催は義務付けられているか、開催について文部省から強い指示を受けたか、改訂学習指導要領で示された国家基準は地域における教育の自主性を損うことにならない

いか、文部省教育課程審議会の答申を出すまでの経過に関連して民主的に運営されて出されたものかどうか、諮問の方法、取扱い方及び運営の面で問題がなかつたか、教育課程の改訂は教育基本法にふれないか、文部省より措置要求があつた場合の教育委員会の態度、同問題協議のため教育委員会はどれだけ時間をかけたかその経過、北海道としての意見を文部省、審議会に具申したことがあるか、同予算が議会で議決しなかつた場合の取扱い、地方教育研究所予算削除の理由、④道政の刷新について特に先に道職員の綱紀肅正について通達を出しているがその根本的考え方、教職員組合との団交について団体交渉の相手方であるかないかについて自治庁に照会したと聞いているが教職員組合との団交を軽視するのか、道職員の勤評実施についての所信等について質疑、知事、人事委員会委員長、教育長より答弁（あらかじめ会議時間延長）があつて、午後二時四十一分休憩、午後三時四十一分再開、千葉（大）議員（社）より、再質疑三回、知事、人事委員会委員長、教育長より答弁、次に高田議員（社）より、①選挙の諸問題について特に今次地方選挙の執行に関し各投票所で選挙管理者、立会人及び部落のボスが結託して不当な行動をとり投票所の秩序を乱した公選法違反の問題に関連して投票管理者が未投票者の名前を書き出してかり出しを行つた行為、投票立会人が特定人のために名簿を持出して投票の勧誘を行つた行為、選挙人が投票所に勝手に入り選挙人名簿の閲覧を行い投票所の秩序を乱した行為はそれぞれ違法な行為でないか、部落のボスが外部と連絡して有権者を営業ハイヤーを借り上げて投票を勧誘した事実等法を無視した行為を道警本部長はどのように考え、どのような措置をとつたか、棄権防止の限界についての見解、投票立会人の固定化は投票所内の秩序を乱すことになると思うが公選法との関連においての見解、市町村選挙に對する今後の指導監督、②競輪特別会計について特に最近競輪開催について不詳事件が起きているが同競技の収益で地方財源を補うという考え方、不詳事発生の原因、競輪の及

ぼす悪影響と事故防止対策、同収入と特別交付税の関係、競輪、競馬開催についての今後の方針等について質疑、知事、選挙管理委員会委員長、道警本部長より答弁、高田議員（社）より、再質疑、知事より答弁、次に太田議員（社）より、公約と道財政の問題特に公約実現のため多額の道費負担を伴うがその実現の見通し、三十三年度決算の見通しに関連して不用額の内容、道税の伸びとその見通し、義務的経費未措置額の内容、現在計上されている地方交付税確保の見通し、今次予算編成にあたり既決予算の五%節減をあげているが支障がないか、開発事業の道負担軽減のため補助事業を大幅に国に委譲するといつているが近く開かれる開発審議会小委員会に望まれる態度と考え方、道財政確立の決意と年次計画の作成に対する考え方、公約実現のための長期財政計画策定に対する見解、先般来道した国税庁長官は国税の北海道減税は困難であると表明しているが知事の所信等について質疑、知事、総務部長より答弁、太田議員（社）より再質疑、知事より答弁があつて、通告の質疑は終結、ついで西島議員（自民）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号ないし第十六号、第二十五号ないし第二十七号及び報告第一号の各案件は、なお慎重審査の必要があると認められるので、二十七名からなる予算特別委員会を設置しこれらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

- | | |
|-----------|----------|
| 湯田倉治（社） | 千葉大作（社） |
| 山下策雄（社） | 橋本正誉（社） |
| 宮沢忠雄（社） | 水島ヒサ（社） |
| 池田信孝（協） | 川村清一（社） |
| 池田信穰（自民） | 森春一（自民） |
| 岡嶋保二郎（自民） | 樋口哲男（自民） |
| 奥野善造（自民） | 西野吉一（自民） |

尾崎 勇(自民) 山元 ミヨ(自民)
 高橋 賢一(自民) 松尾 三良(自民)
 中松 英二(自民) 深山 和(自民)
 奈良 敬藏(自民) 坂下 堯(社)
 池田 金助(協) 笠井 幸衛(社)
 佐野 法幸(社) 吉田 定次郎(自民)
 窪田 茂人(社)

次に残余のうち議案第十七号ないし第二十号、第二十九号、第三十号、第四十一号、報告第二号及び第三号は総務委員会に、議案第二十一号は農地開拓委員会に、議案第二十二号ないし第二十四号、第三十四号ないし第三十六号及び第三十九号は商工労働委員会に、議案第二十八号、第三十一号及び報告第四号は文教林務委員会に、議案第三十二号及び第三十三号は厚生委員会に、議案第三十七号及び第三十八号は建設委員会にそれぞれ付託、次に**日程に追加し、会期延長の件**を議題に供し、会期を七月二十五日より三十日まで六日間延長することに決つて諮り、異議なくそのことに決定、次に**日程に追加し、諮問案第一号**を議題に供し、本件は提出者の説明を省略、質疑の通告がなく直ちに建設委員会に付託、次に予算案その他付託案件審査のための休会について諮り、七月二十日より二十八日まで八日間休会することに決定、午後六時四十二分散会。

○七月二十九日 午後二時四十七分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して午後二時四十九分一旦休憩、午後五時四十四分再開、諸般の報告の後、**日程に追加し、井野議員(社)**より、旭川市における赤城防衛庁長官のミサイル導入に関する発言について緊急質問があり、知事より答弁、井野議員より再質疑二回、知事より答弁、次に**日程第一諮問案第一号**を議題に供し、伊藤(弘)建設委員長(自民)より委員会における審査の経過並びに結果に

ついて報告の後、異議なく意見を付して答申議決次に**日程第二議案第四十三号ないし第四十六号**を議題に供し、知事より提案説明を聴取、本件は質疑の通告がなく委員会付託を省略して異議なく原案のとおり可決、午後六時二十分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました議案第四十三号乃至議案第四十六号の村を町とする件について御説明申し上げます。

雨竜郡幌加内村、上川郡東旭川村、同郡東川村及び雨竜郡秩父別村を町とすることにつきましては、関係村よりそれぞれ申請がなされておりましたので、町とする条例の各項について、詳細検討をいたしました結果、何れも条件に適合するものと認められ、且つ町とすることにより将来の発展も期待されますので、ここに提案いたしました次第であります。

何卒よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

○七月三十日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時四十六分一旦休憩、午後十一時十分再開、諸般の報告の後、**日程第一会期延長の件**を議題に供し、会期を七月三十一日より八月十一日まで十二日間延長することに決つて諮り、異議なくそのことに決定して、午後十一時十二分散会。

○七月三十一日 午後二時三十九分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して、午後二時四十分一旦休憩、午後六時十五分再開、日程に入り、**日程第一決議案第二号**(北海道議会議長徳中祐満君離党勧告決議)を議題に供し、川村議員(社)より趣旨説明があり、質疑の通告がなく委員会付託を省略して直ちに討論に入り、杉本議員(自民)より反対、佐野議員(社)より賛成の討論の後、起立による採決

の結果、起立者少数で本案を否決、ついで塚田議員（社）より、北海道議会議長徳中祐満君不信任決議案を提出、議事進行の都合により午後六時三十九分休憩、午後八時十分再開、日程に追加し、塚田議員（社）外十四名提出の決議案第三号（北海道議会議長徳中祐満君不信任決議）を議題に供し、塚田議員（社）より趣旨説明があり、質疑の通告がなく委員会付託を省略して直ちに討論に入り、西野議員（自民）の反対討論終了後、川村議員（社）より議事進行について発言を求め、西野議員（自民）の発言中不穏当な点があると思われるので速記録を調査のため暫時休憩を求める発言があり、引続いて桶谷議員（自民）より議事進行の発言があつたが議場騒然として整理しがたいため議長（副議長代行）は職権をもつて午後八時四十一分休憩を宣告、午後十一時三十二分再開、議事進行の都合により、本日の議事はこの程度に止め、延会することを決定、明日は特に開議時間を午前零時五分に繰上げて開議することを宣告して、午後十一時三十三分延会。

○八月一日 午前一時五分開議、諸般の報告の後、西野議員（自民）の発言中一部不穏当と認められる部分を西野議員（自民）の取消し申出によりこれを許可することについて諮り、異議なくこれを承認、ついで日程に入り、日程第一決議案第三号（北海道議会議長徳中祐満君不信任決議）を議題に供し、昨日に引続き討論を続行、大石議員（社）より賛成討論の後、起立により採決の結果起立者少数で本案を否決、次に日程第二決議案第一号を議題に供し、井口議員（社）より趣旨説明があり、質疑の通告がなく委員会付託を省略、ついで、阿部議員（自民）外九名提出の決議案第一号に対する修正動議について趣旨説明があり、質疑の通告がなく、委員会付託を省略の後直ちに討論に入り、塚田議員（社）より、修正案に反対、原案に賛成、藤枝議員（自民）より修正案に賛成、原案に反対の討論の後、阿部議員（自民）外九名提出の修正案を問題とし、起立による採決の結果、起立者多数で可決、

次に修正部分を除く原案を問題とし、起立による採決の結果、起立者多数で可決、次に休会について諮り、八月三日より八日まで六日間休会することに決定して、午前一時五十五分散会。

○八月十日 午後二時三十三分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第四十七号ないし第五十号を議題に供し、知事より提案説明を聴取、本件は質疑の通告がなく、委員会付託を省略して異議なく原案のとおり可決、次に日程第二意見案第二号ないし第五号を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略して異議なく原案のとおり可決して、午後二時四十三分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました議案第四十七号乃至第五十号の村を町とする件について御説明申し上げます。

河東郡鹿追村、利尻郡東利尻村、礼文郡礼文村及び茅部郡南茅部村を町とすることににつきましては、関係村よりそれぞれ申請が行われておりましたので、町とする条例の各項について詳細調査検討いたしました結果、何れも同条例に定める条件に適合するものと認められ、且つまた町とすることにより将来の発展も期待されますので、ここに提案いたしました次第であります。

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○八月十一日 午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時五十分休憩、午後六時十一分再開、諸般の報告の後、日程第一会期延長の件を議題に供し、会期を八月十三日まで二日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第二議案第十七号ないし第二十四号、第二十八号ないし第三十九号、第四十一号、報告第二号ないし第四号を議題に供し、沖野総務委員長（自民）より議案第十七号ないし第二十号、

第二十九号、第三十号、第四十一号、報告第二号及び第三号について、黒松農地開拓副委員長（協）より、議案第二十一号について、大久保商工労働委員長（自民）より、議案第二十二号ないし第二十四号、第三十四号ないし第三十六号及び第三十九号について、大沢文教林務委員長（自民）より、議案第二十八号、第三十一号及び報告第四号について、福島厚生委員長（自民）より、議案第三十二号及び第三十三号について、伊藤（弘）建設委員長（自民）より、議案第三十七号及び第三十八号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第四十一号は同意議決、報告第二号ないし第四号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定、次に**日程第三議案第五十一号ないし第五十六号**を議題に供し、知事より提案説明を聴取し、午後六時三十九分延会。

知事説明要旨

只今議題となりました議案第五十一号乃至議案第五十六号についてその概要を御説明申し上げます。

先ず議案第五十一号の北海道副知事選任につき同意を求める件につきましては、かねて欠員中でありました副知事に、中島賢蔵君を適任と認め選任いたそうとするものであります。

次に、議案第五十二号の北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件につきましては、前委員南部農夫治君の辞任に伴う補充として、

適任と認め選任いたそうとするものであります。幸 前 仲君を、

なお議案第五十三号につきましては、前に申し上げました人事委員の任期は、来る八月二十八日をもって満了いたしますので、同君を再任いたそうとするものであります。

次に議案第五十四号の北海道公安委員会委員並びに方面公安委員会委員選任につき同意を求める件につきましては、

前委員の任期満了に伴うものとして、

北海道公安委員会委員に 島 善 鄰君を、

函館方面公安委員会委員に 渡 辺 熊四郎君を、

旭川方面公安委員会委員に 真 弓 政 久君を、

釧路方面公安委員会委員に 山 崎 義 平君を、

北見方面公安委員会委員に 加 賀 操君を、

また、北見方面公安委員会委員白井茂君の辞任に伴う補充として、

織 作 伊之助君を、

それぞれ選任いたそうとするものであります。

次に議案第五十五号の北海道建築審査会委員の選任につき同意を求める件につきましては、前委員中牧保君の辞任に伴う補充として、

伊 藤 弘君を、

また前委員落藤藤吉君の死亡に伴う補充として、

大 野 和 男君を、

それぞれ補充選任いたそうとするものであります。

次に議案第五十六号の特別職職員員の退職手当の額を定める件につきましては、前知事田中敏文君並びに前副知事内海勝君の退職に伴い支給すべき退職手当の額につき、北海道知事等の退職手当に関する条例第三条の規定により議決を得ようとするものであります。

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○八月十二日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時四十六分休憩、午後四時五十五分再開、諸般の報告の後、日程に入り、**日程第一議案第一号ないし第十六号、第二十五号ないし第二十七号及び報告第一号**を

議題に供し、吉田予算特別委員長（自民）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告、ついで川村議員（社）より、川村議員（社）外十五名提出の議案第一号に対する修正動議について趣旨説明があつて、通告の討論に入り、深山議員（自民）より修正案に反対、原案に賛成、笠井議員（社）より、修正案に賛成、原案に反対の討論

の後、川村議員（社）外十五名提出の修正案を問題とし、起立による採決の結果起立者少数で否決、次に右修正案に係る委員長報告を問題とし、起立による採決の結果起立者多数で可決、次に前に可決された部分を除く委員長報告を問題とし、異議なく委員長報告のとおり決定、次に残余の議案の委員長報告について諮り、異議なく報告については承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定して、午後六時四分散会。

予算特別委員長報告

私は過般設置せられました予算特別委員会の委員長といたしまして本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、昭和三十四年度追加更正予算関係議案及び同専決処分報告の二十件でありまして、去る七月二十一日正、副委員長の互選を行いますとともに、これが審査の方法等について協議いたしその結果これを各部所管ごとに分けて審査を行うこととして同日午後から直ちに審査に入つた次第であります。本会議の進行、付託案件の重要性等から当初予定いたしました七月二十九日質疑終結目度をはるかに超え去る十日一応質疑を終結いたしました次第であります。

即ち、二十一日は衛生部所管、二十二日は建築部所管、二十三日は労働部所管、二十四日は労働部並びに林務部所管、二十五日は林務部所管の続行、二十七日は民生部並びに商工部所管、二十八日は商工部所管の続行並びに土木部所管、二十九日より三十一日までの四日間は本会議の都合により一時審査を中断、八月一日より再び各部所管の質疑に入り、同日は農務部の所管、三日は農務部所管の続行並びに農地開拓部の所管、四日は農地開拓部所管の続行並びに水産部所管、五日は水産部所管の続行、六日は公安委員会並びに教育委員会所管、七日は教育委員会所管の続行、八日は教育委員会所管の続行に次いで総務部所管に併せ総括質疑を、十日は総務部所管及び総括質疑を続行し、同日をもつて各部所管に対する一切の質疑を終結いたしました次第であります。御承知の通り今回付託せられまし

た案件は、いわゆる知事改選後における政策的な内容をもつ肉付予算としての総額三十億四千八百五十万円にのぼる普通、特別両会計の追加更正予算案と、これに付随する起債並びに地方警察職員の定員条例改正等いずれも今後の道政を左右する重要な内容を有するものでありますところから、これら各案件の具体的結論を得ますため、さらに慎重検討の必要を認め、各党代表者間におきまして熟議検討を重ね、これが意見の調整に努めてまいつたのであります。遺憾ながら全会一致の結論を見るに至らず、本日の委員会におきまして採決の結果、多数をもつてお手許に配付の報告書のとおり結論を得るに至つた次第であります。

この間、委員各位におかれましては、時には深更に及ぶ等連日慎重かつ熱心なる審議に当られた次第でありまして、その御苦勞に對しましては、この際衷心より敬意を表する次第であります。

今次予算の性格につきましては、理事者は、本年度は職員の給与改訂、教職員の標準定数の法定、公共事業地方負担の臨時特例法の廃止等一連の地方行政制度改正の影響及び開発公共事業に対する道費負担の増大等の理由により本年度の当初予算において既に相当財政規模が膨張しており、財源面においても今後道民福祉に直結する諸般の施策経費をはじめ、開発公共事業以外の国庫補助事業に伴う道費負担、災害復旧費等においてなお相当の財源を必要としているにかかわらず、一般財源については、国、地方を通じた減税の措置があつたこと等により現年度歳入のうち、見込み得る程度のものについては、すでに当初予算に計上されており、目下のところ前年度繰越金以外にその財源を求めることが至難な状況にあり、従つて諸施策の予算化については、健全財政を堅持し、今後財源の推移を見極めつつ逐次これを措置して行きたいとして、その具体的の方針として、第一には、義務的経費については、いまだ予算化していないもので時期的な関係から今回措置を要するものは可及的に予算化をはかる。

第二には、国庫補助事業費については、その事業効果、事業の緊急度を慎重に検討して予算化をはかり、その道費負担分については、極力既定経費の節減等によつて財源の捻出を考慮する。

第三には、臨時的経費については災害の発生、又は火災の危険性のあること等により緊急措置を要するものに限る。

第四には、經常事務費については、既に当初予算において年間分の所要経費を

措置しているもので、特別な場合を除き、これが補正措置は行わない。

第五には、職員定数は、各種施設の増設等がなされた場合においても、原則として既定定数の枠内で操作することとし、全体的には増員措置はとらない。

第六には、政策的経費については財源窮乏の現状にかんがみ、この際は、本道総合開発の基盤を整備する諸施策に關する経費に重点を指向しつつ、当面急を要するものを中心として計上し、一般的には、なお今後財政の推移等について充分検討の上逐次所要の措置を講ずる。

第七には、団体等に対する補助金、負担金については、全面的に検討を加え、引き続き、補助金の交付を要すると認められるものについても委託費的なもの或いは臨時的な経費を除いては、原則として従前の二割を節減する等の等の七項目を柱として、重点的にこれを編成したと申しているものでありますが、このような苦しい財政事情のもとに限られた財源の中で、いかにすれば予算の効率を最大限に發揮し、着々推進されつつある総合開発の進展に併行し、各種産業の振興と全道民の福祉増進に寄与し得られるか、また、知事のさきの選挙における公約がいかに予算面にあらわれているか、さらには如何にして健全財政を堅持して行くか等の見地に立つて、あらゆる角度から委員各位と理事者との間に熱烈なる議論がかわされた次第であります。いまここに各部所管ごとの質疑を通じ、論議の対象となりました主なる点を申し上げます。

衛生部所管におきましては、

無医部落解消に対する具体的計画とへき地医療機関の整備強化、潜在精神病患者の現況と病棟増加等による監視機関の設置、施設のない町村の伝染病患者の処理状況と伝染病院、隔離病舎の整備拡充対策、赤痢発生の推移と集団発生の経路、原因及び食品衛生監視の適正化による発生の防止並びに市町村と保健所間の伝染病患者に対する治療方法などの取扱問題、公衆浴場設置場所の配置基準改正の問題、恵庭町自衛隊の汚水処理対策、飲料水の保全処置と水質試験実施による水質衛生の普及措置、売春禁止法施行後における性病まん延状況と取締及び予防の抜本的対策、結核がん等成人病対策として保健所に人間ドックの設置、一般住民に対する結核の早期発見及び治療措置と中小企業従業員に対する検診の指導並びに回復者の後援指導等保健所における結核予防業務の強化措置、結核治療に対する医療費の公費負担増額による患者医療費の軽減等適正医療の普及措置、医

師、看護婦の充足と道立病院医師の人事交流及び保健所定員不足解消に対する考え方並びに職員の住宅確保、道立血液銀行の献血方式採用による保存血液の供給対策、し尿処理対策と覚せい剤取締対策等の諸問題。

建築部所管におきましては、

低所得者層に対する低家賃住宅の具体的推進対策、民意に即した所得階層別住宅対策の確立、公営住宅家賃算定の基礎と他府県との対比及び家賃引き下げの対策、公営住宅法一部改正の内容とこれに対する見解、公営住宅国庫補助金に対する補助単価の増率と予算増額の問題、宅地分譲等に対する指導監督の方針と宅地造成の推進対策、地域事情に即応する住宅の質改善の指導対策、都市における不燃質建築物の推進対策、都市計画設定都市以外の町村に対する公営住宅の建設対策、市営地高度利用委託調査費の内容と寒地建築物研究所における追加試験調査費の内容、道有建築物保全修繕の年次計画、所得階層別住宅不足戸数の把握の問題等、低所得者層に対する低家賃住宅の推進並びに宅地造成の推進等当面急を要する諸問題。

労働部所管につきましては、

炭鉱の不況に伴う失業者の統出に關連し、これら離職者の開業公共事業への吸収対策、炭鉱離職者の就職斡旋対策として職業安定所の協力団体の設置と、これが団体に対する助成措置、大和田炭鉱火山同意決定後における動態把握と経営者の責任回避に対する勧告措置及び坑内入坑阻止の勧告措置、さらにこれが救済対策に關連し、庁内関係部課の連絡提携の有無、全従業員に対する失業保険金支給の措置とその見直し、離職者に対する職業斡旋の見直しと、失業対策事業の拡充、最低賃金法との関係における日雇労働者に対する賃金の値上げ問題及び冬季燃料手当と有給休暇に關する立法化の問題、本道経済構造特徴の把握及び現状における雇用と失業の関係と第二次五カ年計画との関連性、現状における失業の動向推移と労働者の賃金水準の全国対比と生活実態の把握問題、新規卒業者の就業率の現状と将来に対する見直し、安定せる労使慣行の確立に關する行政指導対策、生産性向上と増産運動との関係並びに生産性向上運動に対する見解、中小企業労働事情調査費に關連して、中小企業労働者の現況とこれら労働者の福祉増進の啓蒙指導対策の樹立、職業訓練計画に關連して職業訓練施設の拡充と北海道職業訓練審議会の組織に対する構想及び職業訓練施設設置に対する見解、日本ILO協会北海道地方本部に対する補助金計上に關連し、同協会の会員数、事業計画

及び日常における活動の状況、官公労組合員の實力行使に關連し、ILO条約八十七号の違反に対する見解と公労法第四条第三項との關係、学卒者就職対策の推進と婦人の失業対策事業不適格者の排除と身体障害者の排除に關する問題、失業対策事業所に勤務する副監督補助事務員の身分確保に關する措置、最低賃金法実施のための事務的な進捗の状況、補助金の打切りに關連して労働祭、労働大学講座開催に關する措置、失業者多発地域の指定地増加対策、季節的漁業労働者に対する失業保険受給資格要件の改善対策、帝國製麻と中央纖維の合併によつて生ずる人員整理に關する道の対策、最近における労働争議の主なる原因と労働組合の政治闘争に対する見解、労働金庫、労働会館等労働者福祉施設の整備に対する基本方針と労働科学研究所の運営に關する問題、企業の技術改善、体質改善等による失業者の増大に対する保護立法化に關する考え方等、石炭業界の不況による職業者の就職対策、日雇労働者の賃金引上と最低賃金法の關係、中小企業關係労働者の福祉増進対策、職業訓練施設の強化対策等を中心とする諸問題。

林務部所管におきましては、

木材の需要供給の現状と人工造林の実績及び造林指定地の維持管理と造林に対する低利融資対策、木材の需給と林力増強計画による蓄積量の見直し、林産化学工業の振興に伴う新企業の育成、北洋材輸入の実施と今後の需要の見直し、学校植林並びに愛林思想普及推進対策、奥地林の開発による輸送費と市場価格との關係、林道開さくによる道南ブナ材の活用対策、木炭の需給対策、林業労働者安定対策とその実態調査の進捗状況、林地と農地の競合に伴う調整指導とこれが支庁への権限委譲の問題、開拓不要地の返還と林地造成計画の推進、治山事業推進と林業改良指導員の強化、道立公園の振興対策等林力の増強、林産化学の振興、治山事業の推進、林地と農地の調整等の諸問題。

民生部所管におきましては、

大和田炭鉱売山に伴う従業員の援護対策、新保育単価切り下げによる保育所運営に及ぼす影響と今後の助成措置、青少年不良化防止に対する指導対策、精神薄弱児収容施設の現状と未収容児童の保護指導対策、被保護世帯子弟の高校進学に關連して生活保護法と育英会法との關係、社会福祉会館再建の見直し、母子福祉連合会に対する補助率削減の理由と母子世帯及び婦人対策の推進、生業資金の年度別実績と予算措置に対する今後の見直し、消費生活協同組合に対する運転資金

未回収の理由と設備資金削減の理由、養老院設置の推進、生活保護法適用結核長期療養者に対する強制手術実施と退所命令に対する道の見解、結核長期療養者に対する見舞金支給の条例化等母子福祉対策の推進、青少年不良化防止の指導対策、養老院設置の推進等の諸問題。

商工部所管におきましては、

石炭産業の不況に伴う当面の対策及び総合開発計画に關連しての恒久対策と石炭化学工業化の対策、石炭以外の地下資源の現況と地下資源の基礎調査に關連して地下資源開発調査費と地下資源調査費の相違と地下資源調査費減額の理由、北海道地下資源開発会社設立後における調査の進捗度合と力のない鉱区権者鉱区の開発対策、自主共販と道雜連の競合に対する調整の方法と雜穀業者に対する指導対策、商品取引所における雜豆の市場価格不安定化に対する見解、ソ連より輸入の精結炭、スズ、木材等の需要先と輸出罐詰機械の現地評価の状況及びソ連より漁網、澱粉、玉ねぎ等受注の有無、中小企業のき弱性の根拠とこれが指導対策及び地域的偏差解消の問題、中小企業維持振興資金の効率的配分と予算増額措置、信用組合の強化対策と商工指導所に対する予算増額措置、中小企業振興資金貸付事業費の輸出産業に対する適用の是非、中小企業従業員に対する賃金及び退職金制度に対する見解、中小企業相談所における專業費の増額と中小企業協同組合中央会の組織の強化及び不振組合の整理指導方針、信用保証協会に対する出捐金の増額措置及び保証料率の引下げ、支所増設等の対策、中小企業設備合理化事業費における貸付金不足額に対する予算措置の見直し及び輸出産業等への融資対策、道産製品保護育成対策と内地製品の優越視に対する是正対策、地場産業育成に關連して帝國製麻と中央纖維合併に対する見解及び道外資本誘致企業の構想とその対策、競輪廃止に対する見解、スルメ一元集荷に対する見解と指導対策、精進川硫鉄鉱業所の再建見直しと埋藏量及び担保権の問題、工業試験場の活用対策、工業誘致条例第四条の固定資本額基準の引下げに対する見解等の諸問題。

土木部所管におきましては、

道路の舗装計画と未開発道路の整備促進、開発專業増大に伴う道の土木行政に及ぼす影響、道単独專業における起債の確保と国庫補助率引上げの問題、道路整備五カ年計画による直轄と補助事業の工事進捗率と全国との対比及び今後における事業進捗の見直し、道路の格付再編成に対する見解、札幌、小樽間のバイパス

道路計画の内容、等道道の整備促進を中心とする諸問題。

農務部所管におきましては、

雑穀自主共販体制の確立と価格安定のための北連との調整に対する具体的方策、牛乳共販体制に対する育成指導と財政援助措置、ビート増産計画と審議会の設置及び工場設置に対する具体的構想、北見地区のビート集荷区域再調整による販売計画の推進、農家負債整理の促進と立法措置の内容、寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法による資金枠完全消化による畑作営農の確立、園芸作物試験研究指導機関の設置及び輸出拡大による振興対策、農業試験場の畑作試験転換対策、原種農場運営の改善、家畜人工授精所統合による合理化と技術高度化による牛の空胎防止、馬主保護及び賞金増額による競馬の公正実施、ミンク養殖振興対策と中毒死亡の原因調査及び予防措置、低位経済農漁家に対する肉牛の導入融資枠の拡大及び畜産振興条例の趣旨徹底による指導体制の強化、農業改良普及員の人事交流及び住宅研究活動費等確保による普及指導の強化、一般農協と開拓農協に対する指導方針と開拓管農指導員と農業改良普及員の一元化問題、小水力発電施設の拡充強化及び無電灯地帯の解消対策、帝國製麻、中央繊維の合併による藍染耕作に及ぼす影響及び増反計画の推進等の諸問題。

農地開拓部所管におきましては、

開拓不振地域における集団移動の構想とその影響並びにこれに伴う負債処理対策。不振地域土壌改良事業に対する寄付採納の是正。不振農家に対する系統金融の再融資措置、開拓不用地返還の方針、入植計画と開発第二次五カ年計画との関連、篠津開発の見直しと農家負担金の軽減対策、園芸運営及び団体管かんばい事業の受入体制の強化、開拓建設付帯工事に対する負担増額措置、開拓地における石礫除去事業の補助率の引き上げ措置、農地と林地の競合問題に関連する林務部、農地開拓部との営書内容及び浜益村の競合問題に関する経緯、土地改良基礎調査の信憑性及び年次計画とその進捗状況、畑作地帯の土地改良不振の原因とこれに対する対策、道管小規模土地改良事業の増枠と受入体制の強化、土地改良区連合会運営に対する育成強化、既存農協と開拓農協の調整及び今後の育成対策、ジェツト機演習による被害農家救済の方途、山岸会員替玉入植の真相とこれらの入植者の営農指導等の諸問題。

水産部所管におきましては、

オホーツク沿岸結氷地帯の漁業振興対策及びホツキ貝増殖対策の強化、漁業資

源の維持増養及び沿岸漁業と機船底曳網漁業の競合に対する調整、漁家負債整理促進条例の改正と負債解消のための予算措置見直し、沿岸漁家経済振興対策推進のため信連に対する協力要請の問題、低位経済農漁家畜振興対策の推進近海安全操業の確立と抑留漁民に対する補償問題、漁業協同組合の健全化に対する指導方針と弱少組合に対する助成方策、浅海増殖対策の推進と漁村二、三男対策の確立、ヘリコプター及び海上保安庁巡視船の強化並びに遠反船敵割等による海上秩序維持の確保。スルメ、サンマ粕等の流通調整費の積算基礎及び加工業者に対する金融措置、水産改良普及制度の推進と漁業資源開発事業に対する補助措置、水産物検査事務機構の拡充強化、中型機船底曳網漁業の混獲に対する見解と漁船大型化に対する融資対策及び新漁場の開発促進、水質汚濁水の防止とトド駆除対策の推進、漁業制度改正並びに漁業共済制度の確立、水産試験場整備拡充の強化、等水産資源の維持増養、漁業協同組合の整備強化、零細沿岸漁業の振興対策、海上秩序維持の確保、近海安全操業の確立等を中心とする諸問題。

公安委員会所管におきましては、

王子製紙労働争議に対する警察官出動経費の内容及び国家警察と自治体警察との業務調節並びに民主性の確保、警察官の情報収集及びジグザク行進に対する警備上の態度、勤労者及び学生に対する警察官の感情的言動の是正と教養の向上指導対策、札幌市公安条例を有効とする根拠、観光地、海水浴場等夏場の遊園地域に対する防犯活動の強化、書籍発刊に関する宣伝ポスターの選挙違反に対する公正なる統一見解と取扱いの問題、市町村及び民間所有派出所、駐在所庁舎の道移管と借地料値上げに対する財政措置並びに老朽警察署庁舎の補修対策、道路上の演説に対する道路交通取締規則による取締りと言論圧迫による違憲問題等治安維持確保の諸問題。

教育委員会所管におきましては、

教育課程改訂の意とその見解、教育課程改訂の移行に伴う研修会のあり方並びに研修協議会開催延期の経緯、受講者選定の方法と研修会出席旅費支給の問題、研修会出席の自由と業務命令の関連における法的根拠等教育課程の改訂をめぐる諸問題のほか、一般教育行政の問題といたしまして、へき地における教職員の適正配置並びに無資格教員の解消対策、へき地における女子教員の補充と児童生徒の健康管理及び体位向上の指導対策、へき地学校勤務教員の待遇改善対策、社会教育予算の増額と社会教育成主事の養及びこれが増員配置の対策、公民館設置

促進に伴う道費補助の復活とモデル町村の建設及び成人教育の推進対策、道立高等学校の学級増設に伴う地元負担の軽減措置並びに学校運営経費に対するPTA負担軽減の対策、災害高等学校の早期復旧対策、定時制高等学校における教職員充実対策、道徳教育時間特設の有無とその見解、体育予算の効果的運用と体育行事における入場料徴収に対する是非の問題、小規模小中学校の統合に対する見解とその対策、貧困による長期欠席児童、生徒の救済対策、精薄学級編成の合理化とこれが職員の研修対策及び養護学級増設対策、大和田炭鉱跡山に伴う学童の就学状況並びに給食対策、年少者不良化防止の指導対策等へき地教育の振興、社会教育の推進、道立学校施設充実並びに学校運営費に対する地元及びPTAの負担軽減、災害高等学校の早期復旧等の諸問題。

総務部所管並びに総括質疑におきましては、

私学の経営並びに教育内容等に対する指導対策、地方振興奨励費の予算未措置の理由と予算化の見通し、真駒内団地開発事業と、低家賃住宅推進の問題、真駒内団地開発事務機構の強化と審議会等設置に対する見解、町村合併促進の現況と今後の促進指導対策及び合併除外の弱小町村に対する自立体制確立対策、緊急義務的経費の未計上分に對する予算措置の見通し、地方交付税、道税等予算額確保の見込み、北海道減税実現のための具体策とその見通し、自治庁発表による明三十五年度地方財政確立のための諸施策に対する見解とこれが実現の方途等、総務部所管の諸問題について論議されるとともに、

時に総括質疑においては、

各部所管の質疑において留保された重要問題について、次に申し上げるような質疑応答がなされたのであります。

即ち、大和田炭鉱閉鎖に関する対策については、継続者の再就職のための求人開拓、国又は道の土木事業への就労増大、生活保護の応急実施体制の確立、学童生徒の給食並びに教科書等の購入の措置を講じたい旨が明らかにされ、これら諸般の措置と合せ、生活不安の除去に万全の措置を講ずべきであること。

石炭産業振興対策については、これが具体策を求めめるため、この種対策委員会等のごときものを積極的に考えるよう十分検討を加えたいとの見解が明らかにされ、これが実現をはかり、石炭産業建なおしの対策に対処すべきであること。

信用保証協会の保証料率引き下げに關しましては、本年九月から現行六厘を五厘に引き下げることが明らかにされ、更に二十万円以下の対象に対する一厘の特

別引き下げについても検討すること。

ビート生産計画の樹立については、生産者と協力することが前提であり、その意見を十分聞くことは勿論である限り広く各界層の意見を聴取すべき措置について十分検討すべきであること。

ビート工場設置の基本方針については、工場の設置許可は生産計画にもとずいて行わなければならないのは当然であり、許可が先行して生産計画が遅れるということは避けなければならないということが明らかにされ、工場の設置に當つては、ビートの生産計画に齟齬をきたさないよう万全の措置について検討すべきであること。

林地と開拓との競合に関する指導対策については、現在農地がないために生活に困窮している人々の農地確保をまず優先して、考慮して行きたい旨の見解が明らかにされ、できる限り、これが競合の調整に當つては、以上の考え方に立つて速かに措置すべきであること。

不振開拓地の集団移転方策に対しては、現在不振地区にあつて困難に逢着している開拓農民に対し、一日も早く、自立自活の途を講じ、明るい希望のもてる生活の樹立を期したい旨の考え方が明らかにされ、不振開拓地集団移転についてはあらゆる角度から検討の上、万全の措置を講ずべきであること。

雑穀の共販問題に關しては、

一、北連と雑穀業者団体との調整については、農民の間に雑穀業者にある程度売却されるものも現実にあるので、この点を行政的に阻止することは、不可能ではあるが、今後、自主共販運動に対しては十分検討の上、助長したいとの見解が表明され、なお北連と雑穀業者団体との調整については、価格の安定、輸入の調節をはかつて移出を進め、さらに消費の拡大方策をはかる等諸般の対策が必要であるので、万全の措置を講ずべきであること。

二、自主共販の促進と、これに対する予算措置については、自主共販運動の問題は、農民が自からの手によつて今日の不況を打開しようという運動であり、これに對し、道としては十分助長育成の措置を講ずるとともに、今後、これに重点を置いて行きたい旨の見解が表明され、今後自主共販の推進に併せ、これが育成助長をはかるための予算措置について十分考慮を払うべきであること。

農家負債整理策立法化の促進については、

本問題の立法化の促進に對しては、現に社会党提出の法案が国会において継続

審査中であるが、農民が最も必要としている方策は何んであるかということが、本件に対する課題であり、各種の案を比較検討の上、早い機会において、よりよき成案を得たい旨の表明がなされ、立法化問題に対しては、早急によき結論を得るよう善処されたいこと。

生業資金の貸付の予算措置に対しては、今回予算措置をしながらしたのは、色々検討していたためで、九月議会までに、間に合うよう検討したい旨が明かにされ、これが予算化については、速かに措置すべきであること。

住宅対策なかんずく低家賃の対策については、全般的に家賃を引き下げることは不可能であるが、ボーダーライン以下にある低所得者に対しては、公営住宅法にある低額所得者の家賃減額規定を活用し、これらの人々を法の運用の上で救済していきたい旨の表明がなされ、これが実現を期すべきであること。

消費生活協同組合の運転及び設備資金については、これらの実状を十分検討して、今後資金需要の必要があれば財政状況とにらみ合せ、措置したい旨の見解が表明され、これが実情を検討の上、善処すべきであること。

以上のとおりでありまして、終始熱心なる論議がかわされた次第であります。しかし、先きにも申し上げましたとおり、付託案件に対する意見の調整をはかりますため、各党代表者間において、さらに慎重な検討を進め、できるだけ各党一致の線を見出すべく努力いたしましたのでありますが、ついに一致を見るに至らず、本日の委員会において、議案第一号に対し、教育課程の改訂に伴う各種協議会開催費及びこれに参加する小、中、高等学校教員に対する参加旅費等を全額削減し、その削減分を見合として、種畜施設費において増額せんとする修正動議が提出せられたのでありますが、採決の結果、少数をもって否決され、原案のとおり可決された次第であります。

次に残余の議案につきまして、本委員会議決の要点を申し上げますと、議案第二号ないし第十三号は、特別会計の追加更正予算でありまして、いずれも緊急を要するものを中心として財源の許可範囲内において予算化をはかったものであり、議案第十四号ないし第十六号は、これらに伴う起債議決の変更並びに新たな起債に関するものであり、議案第二十五号は、真駒内道有地を計画的に住宅団地として開発する事業の収入を明確にし、効率的な運営を期してゆぐために、これが特別会計を設置しようとするものであり、議案第二十六号は真駒内団地開発事

業費特別会計の支払資金に充当いたしましたために、一億円を限度として一時借入の措置を講じようとするものであり、議案第二十七号は、本年三月警察法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、地方警察職員定員の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであり、報告第一号は、水産物検査費特別会計において繰上充用の措置を専決処分したことに伴い、これが承認を求めようとするものであり、各案件の内容は、いづれも適切妥当なもの認め、議案については、原案可決、報告については、承認議決することに決定いたしました次第であります。

以上、本委員会付託案件の審査経過の概要とその結果を申し上げます、私の報告を終わります。

○八月十三日 午後二時四十八分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時四十九分休憩、午後六時五分再開、諸般の報告の後、日程第一意見案第六号ないし第十二号を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後異議なく原案のとおり可決、次に日程第二決議案第四号（農産物価格安定に関する要望決議）を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に日程第三議案第五十一号を議題に供し、本件は通告の質疑がなく委員会付託を省略の後、討論に入り、斎藤（正）議員（社）より反対、西島議員（自民）より賛成の討論の後、起立による採決の結果、起立者多数で原案のとおり同意議決、次に日程第四議案第五十二号及び第五十三号を議題に供し、本件は質疑の通告がなく委員会付託を省略の後、起立による採決の結果起立者多数で原案のとおり同意議決、次に日程第五議案第五十四号ないし第五十六号を一括議題に供し、本件は質疑の通告がなく委員会付託を省略の後、異議なく議案第五十四号、第五十五号は同意議決、議案第五十六号は原案のとおり可決、次に日程第六請願、陳情審査の件を議題に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に閉会申請願、陳情継続審査の件及び閉会中事務

と善処を要望する。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長
各 通

決議案第二号

(昭和34・7・31否決)

北海道議会議長徳中祐満君離党勸告決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年七月三十日

提出者 北海道議會議員

川	大	荒	菅	井	中	佐	窪	堀	山	千	堀
村	石	田	野	野	野	野	田	内	葉	野	野
清	利	哲	邦	正	与	法	茂	重	大	豊	夫
一	雄	夫	夫	揮	作	幸	人	平	広	作	夫

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿
別 紙

北海道議会議長徳中祐満君離党勸告決議

北海道議会議長徳中祐満君に離党を勸告する。

(理由)

一 党利党略による議長職責の渋滞

二 議会政治、地方政治の確立の阻害
右の理由により離党を勸告する。
右決議する。

北海道議 会

決議案第三号

(昭和34・8・1否決)

北海道議会議長徳中祐満君不信任決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年七月三十一日

提出者 北海道議會議員

塚	大	荒	井	千	齊	佐	川	水	山	湯	宮	橋	遠	井
田	石	田	口	葉	藤	野	村	島	下	田	沢	本	藤	野
庄	利	哲	大	大	正	法	清	と	策	倉	忠	清	英	正
平	夫	夫	み	作	志	幸	一	サ	雄	治	雄	次	吉	揮

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

北海道議会議長徳中祐満君不信任決議

北海道議会議長徳中祐満君を信任しない。

(理由)

一 議長徳中祐満君は議長権限の内最も大切な「審議の指導権」を正しく行使する能力に欠けている。

一 議長徳中祐満君は今回の決議案第一号「原水爆禁止に関する決議案」の取扱いについて議会運営の最高責任者としての責務を果し得なかつたし、又果す能力に欠けている。
右決議する。

決議案第四号

(昭和34・8・13 原案可決)

北海道議会

農畜産物価格安定に関する要望決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十三日

提出者	北海道議會議員	二瓶
同	同	栄吾
同	同	利男
同	同	成男
同	同	久成
同	同	光三
同	同	賢一
同	同	邦夫
同	同	哲男
同	同	義雄
同	同	幸衛
同	同	豊夫
同	同	野夫
同	同	渡辺
同	同	田余
同	同	吉

北海道議會議長 徳中祐満 殿

農畜産物価格安定に関する要望決議

本道の農業は、寒冷な気象条件及び劣悪な土地条件の上に立地したためにしばしば冷害を蒙り、その経営が著しく不安定で、生産力も低位な状態におかれている。なかんづく、畑作農業については、このような状態が特に甚しいばかりでなく、加えて畑作生産物及び畜産物の価格の激変に災いされ、その農家経済が著しく悪化している。

しかして、本道の農業、特に畑作農業の振興をはかるため、北海道寒冷地畑作

営農改善資金融通臨時措置法、その他一連の生産諸対策が漸次実施されつつあるが、反面、農畜産物の価格については、雑穀類については、豊凶の差などにより極めて不安定であり、また乳価については一昨年から昨年にかけての低落により酪農民の生産意欲を著しく減退させている等充分な対策が講ぜられていないことは、前記生産諸対策の成果を期す上からも、まことに憂慮に堪えないところである。もとより農畜産物の価格安定は、今後における農政の重要課題であり、国の根本的な対策の実施に俟たなければならぬが、当面の措置として、道自体においても雑穀類については、確固たる需給の見通しのもとに、その流通の円滑化をはかり、又牛乳については、集乳の合理化に努めるべきであると考へる。よつて道においては、雑穀類の価格安定をはかるため、農業協同組合系統による自主共販事業の推進、輸入の調整、その他消流の円滑化等につき適切な措置を講ずるとともに、酪農振興対策の一環として乳価の安定を促進するため速やかに地域共販の実施を通じ、全道共販体制を確立するよう共同集乳組織の整備に努め、もつて本道の畑作農業の振興をはかるよう特段の努力方を要望する。

年 月 日

北海道議會議長 徳中祐満

北海道知事 町村金五 殿

意見案第一号

(昭和34・6・30 原案可決)

石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十四年六月三十日

提出者	北海道議會議員	沖野
同	同	政雄
同	同	佐野
同	同	法幸
同	同	津川
同	同	直一
同	同	井口
同	同	急み
同	同	天谷
同	同	平信
同	同	原田
同	同	伊曾
同	同	栄一
同	同	田中
同	同	巖

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

同 中 山 信 一 郎
同 井 野 正 揮
同 橋 本 清 次 郎
同 岩 田 留 吉

石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する要望意見書

北海道に在任する公務員に対する石炭手当は、積雪寒冷の度合に応じ地域別に石炭の所要量を賄うに足る額まで増額し、適正なる支給の途を講ずるとともに、本道の積雪寒冷の実情にかんがみ寒冷地手当についても増額支給をなし得るよう、すみやかに関係法律改正の措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道に在任する国家公務員に対しては、昭和二十四年法律第二百号により世帯主たる職員三屯、その他の職員は一屯の石炭手当が支給されているが、例年十月より四月頃に至る約半歳にわたる積雪寒冷のきびしい自然的悪条件に対処するには、金道平均三、五屯又はこれに相当する燃料が絶対必要であるとして、石炭の所要量は寒冷の度合に応じ地域により最低三、一屯、最高四屯を確保すべく、又寒冷地手当については積雪寒冷の実情にかんがみ、本俸及び扶養手当の〇・八月分を一月分に増額支給するよう強く要請してきたところ、自民党道開発特別委員会においてこの問題の検討がなされ、本年二月十七日同委員会において石炭手当問題を切り離した考え方の法律第二百号改正案を国会に提出することをきめ、同委員会として自民党政調会内閣部会及び関係方面に正式申し入れをなしたところ、その後二月二十四日の自民党七役会議ですでに社会党より参議院内閣委員会へ提案審議中の法律第二百号改正案を一部修正して実施することが決定され、四月七日参議院内閣委員会において、翌八日本会議において自民党修正案のとおり可決され衆議院に回付され、衆議院においても四月二十七日内閣委員会において修正案のとおり可決したが、会期一杯の五月二日に至るも本会議において審議がなされず、遂に審議未了となり、廃案となつたことはまことに遺憾に堪えないところである。

国会においても本道公務員に対する石炭手当の増額増額を認め、法律第二百号の改正を意図された経緯もあり、国においては、石炭手当について本道在任

公務員が寒冷の度合に応じ実際必要とする石炭を購入し得るよう、これを増額し、且つ、その地域別寒冷差による実所要量に見合う支給の適正をはかるとともに、寒冷地手当についても本俸及び扶養手当一月分に増額支給するため、すみやかに関係法律の改正を行うよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出します。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
大 蔵 大 臣
自治庁 長 官
北海道開発庁長官
人事院 総 裁
衆議院 議 長
参議院 議 長

各通(国会には請願書として提出する)

意見案第二号

(昭和34・8・10原案可決)

北海道大学工学部に電子工学科及び合成化学工学科設置
に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十日

提出者

同	北海道議会議員	沖 野 政 雄
同	同	橋 本 清 次 郎
同	同	井 口 忍 み
同	同	佐 野 法 幸
同	同	原 田 伊 曾 八
同	同	杉 本 栄 一
同	同	井 野 正 揮
同	同	天 谷 平 信
同	同	津 川 直 一
同	同	中 山 信 一 郎

意見案第六号

(昭和34・8・13 原案可決)

国立光明寮設置に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十二日

提出者

北海道議会議員	福島	新太郎
同	竹村	マヤ
同	千葉	軍治
同	中野	与作
同	熊谷	不二夫
同	水島	ヒサ
同	松尾	三良
同	吉田	定次郎
同	太田	益夫
同	渡辺	浩
同	天谷	平信
同	深山	和園
同	窪田	長松

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿
国立光明寮設置に関する要望意見書

本道に国立光明寮を設置され、道内に居住している盲人の福祉向上を期せられたい。

(理由)

本道に居住する盲人の数は、七千二百余名の多きに達しているが、これら盲人の約半数の者は、定職をもたず、著しく低い生活環境下にしんぎんしているため、これらの盲人に対しその生活基盤となる職業技能教育と併せ社会教育の研修措置を講じ将来に対する明るい希望と再起の念を抱かしめる方途を講ずることが強く要請されているところであり、またこのことは、福祉社会の建設の意味合からも喫緊の要務となつてゐる。

しかして、これらの盲人に対する国立の技能養成機関は、現在東京、塩原、神戸の三カ所に設置されているが、これらは何れも関東以南にあるため、本道

希望者の入寮は地域的事態等から容易ならざる現状におかれている。よつて本道に国立光明寮を設置せられ、道内に居住するこれら盲人の福祉向上を期せられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
大蔵大臣
厚生大臣
衆議院議長
参議院議長

各通(国会には請願書として提出する。)

意見案第七号

(昭和34・8・13 原案可決)

北海道における未開発地厚生事業促進に関する意見書

右の案議を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十二日

提出者

北海道議会議員	福島	新太郎
同	千葉	軍治
同	中野	与作
同	水島	ヒサ
同	熊谷	不二夫
同	松尾	三良
同	吉田	定次郎
同	竹村	マヤ
同	太田	益夫
同	渡辺	浩
同	天谷	平信
同	深山	和園
同	窪田	長松

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

北海道における未開発地厚生事業促進に関する意見書

北海道における未開発地の厚生事業が著しく立遅れ、本道総合開発の隘路とな

ついでに現状にかんがみ、保健所、公的医療機関及び福祉施設の整備拡充のため、これら、施設整備費及び人件費の国庫補助率の大巾引上げ、或は、基準の特別措置を講じ、開発の原動力としての労働力の維持高揚を図られたい。

(理由)
北海道の総合開発の推進については、住民福祉を前提とした総合開発理念を貫くよう第一次五カ年計画着手以来、常に政府当局に要請してきたところである。

特に、北海道の未開発地帯における住民は、気象及び交通事情等特殊の劣悪な条件に災され、他地域に比してその生活条件が著しく悪く、開発促進の一大隘路となつてゐる。

しかしながら、道内各地の未開発地帯は、他府県にある僻地と異り、将来への発展性をもつ、未利用資源の豊かな地域であり、今後の開発が期待されるにも拘らず、この地域の住民に対する文化、厚生事業は、全国一律の規程で実施され、担税力の低い開拓者を多く擁し、人口稀薄な町村の実態であるため、その成果は、到底期待し得ない現況にあり、従つて労働力の源泉である住民の健康の保持と、最低生活保障の対策は、焦眉の急務であるにもかかわらず、全く立ち遅れの著しい現状である。

従来、本議会は、幾度かこのことを政府に要請してきたのであるが、その前進はなく、この状態で打破できぬことになれば、総合開発の前途に不安を生ずる結果となることを恐れるものである。

よつて、今後の本道開発促進のために、未開発地における諸般の厚生事業に關し、国营事業の拡大、国庫補助率の引上げ、融資利率の拡大、条件基準の緩和、運営に対する助成等適切なる特別措置が講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
大蔵大臣
厚生大臣
衆議院議長
参議院議長

各通(国会には請願書として提出する。)

意見案第八号

(昭和34・8・13原案可決)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の実施
に關する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十三日

提出者

北海道議會議員	二 瓶 栄 吾
同	桶 谷 利 男
同	石 畑 久 成
同	岡 崎 光 三
同	渡 部 勇 雄
同	菅 野 邦 夫
同	堀 野 豐 夫
同	高 橋 賢 一
同	岡 田 義 雄
同	樋 口 哲 男
同	笠 井 幸 衛
同	時 田 余 吉
北海道議會議長	徳 中 祐 満 殿

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の実施
に關する要望意見書

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の施行にあたり左記事項の早期実現を図られるよう要望する。

記

- 一 法第八条に規定する国の家畜導入に關する事項につき必要な諸措置を講ずること。
- 二 営農改善資金中牧野改良資金の貸付については「經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律」の一部改正を行い、非補助小団地等土地改良事業助成基金の適用による利子軽減の措置を講ずること。
- 三 営農改善計画の作成及び達成のため農業改良普及員の営農指導能力の向上及び増員をはかる等指導体制の整備強化を図ること。

(理由)

本道全農民の積年の宿願を結集して漸く第三十一国会において成立をみた本法律が、関連の諸法令の整備も終りいよいよ実施の段階にいたつたことは、寒冷地特殊気象地帯に属する本道農業開発のためまことに慶賀に堪えないところである。

しかし、本法律の施行にあたり法第八条に規定する国の家畜導入に関する事項は営農改善計画達成上最も必要な条件であるにも拘らず未だに政府の措置が講ぜられず計画達成上重大な支障となるので速急にこれらについては非補助小措置を講ぜられるとともに農地及び牧野改良資金の貸付については非補助小団体等土地改良事業助成基金による利子軽減の措置を適用するため「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」の一部改正が必要であり、更に又営農改善計画の作成及び達成のためには対象農家に対する指導の強化、とくに農業改良普及員の営農指導能力涵養及び増員をはかる等指導体制の整備強化が必要と存せられるところである。

よつて政府におかれては頭書に要望せる各事項について本道農業及び農民の実態に即応せしむるため早期実現を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

年月日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣

農 林 大 臣

大 蔵 大 臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

経済企画庁長官

北海道開発庁長官

意見案第九号

(昭和34・8・13原案可決)

農山漁村電気導入事業の促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十三日

提出者

北海道議會議員 二 瓶 栄 吾

同 桶 谷 利 男

同 石 畑 久 成

同 高 橋 賢 一

同 渡 部 勇 雄

同 菅 田 邦 夫

同 岡 崎 光 三

同 堀 野 豊 夫

同 岡 田 義 雄

同 岡 田 義 雄

同 樋 口 哲 男

同 笠 井 幸 衛

同 蒔 田 余 吉

同 徳 中 祐 満

北海道議會議長 徳 中 祐 満

農山漁村電気導入事業の促進に関する要望意見書

僻地農山漁村における電気導入を促進するため、現行の僻地既存農漁家に対する国庫補助の措置につき補助対象事業規模の制限を緩和するとともに、補助率の引上げを行われるよう要請する。

(理由)

政府においては、経済的におかれており、かつ電気の導入に関する条件が著しく悪い、いかゆる僻地の電気導入事業を促進するため、本年三月の農山漁村電気導入促進法の一部改正により国庫補助の措置を講じたが、これは農漁村における電気導入事業が府県に比較し著しく不利である本道にとつてはまことに時宜を得たものと感謝に堪えない。

しかしながら、本道における約三万六千戸の無電灯農漁家のうちこの補助の対策となる二万二千戸の既存農家の中にも配電条件が悪く一戸当り負担額が九万円を超える場合も相当見受けられるので、現行補助対象事業規模の制限額九万円をもつては円滑に電気導入を図ることが困難な状況にある。

さらにまた現在の地方財政は北海道総合開発に伴う補助事業の拡大などにより著しい財政難に陥っている現状である。

よつて政府におかれてはこれらの事情御賢察の上、本道の僻地農山漁村にお

ける電気導入を促進するため、現行補助対象事業の規模の制限額九万円を引上げるるとともに、補助率については総事業費の三分の二を国において補助されるよう改正を行いもつて恵まれざる僻地農山漁村に対し速やかに文化の恩恵に浴せしめられるよう特段の御配意を得たく要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
農林漁業金融公庫総裁
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十号

（昭和34・8・13原案可決）

石炭産業の不況対策に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十三日

提出者	北海道議会議員	大久保 和 男
同	同	宮 沢 忠 雄
同	同	池 田 穰
同	同	岡 嶋 保 二 郎
同	同	古 沢 泰 一
同	同	五 藤 義 正
同	同	千 葉 大 作
同	同	伊 藤 作 一
同	同	村 本 政 信
同	同	森 川 清
同	同	高 田 治 郎

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

石炭産業の不況対策に関する要望意見書

最近の石炭産業界における不況は、炭鉱の休廃山、大量炭鉱離職者の発生に於て、きわめて深刻なものであるばかりではなく、本道産業においてきわめて重大な比重を占める石炭業の不況は本道総合開発発展の上に重大な支障を与えて

いる。よつて政府においては、そのよつてきたる根源を窮め、斯業の発展興隆と離職者生活安定のため、これが対策として左記措置を急速かつ強力に講ぜられたい。

記

- 一 炭主油従を確立した総合エネルギー計画の再検討による長期エネルギー対策の樹立
 - 一 石炭化学工業の積極的推進と石炭利用産業の振興
 - 一 石炭鉱業整備事業団による買上枠の拡大及び調整機関の設置等による需給調整措置
 - 一 専門的機関等設置による離職者就労対策及び職業訓練所の増設等による失業救済措置等失業対策のための特別措置
 - 一 関係市町村財政に対する特別調整措置
- (理由)

わが国の炭鉱業界は、重油の進出等により石炭需要の激減を来し、最近とみに不況の度を増しているが、本道基幹産業たる石炭産業も大きく影響を受け、とりわけ原料炭の産出を望み得ない炭田にあつては、その苦境特に著しく、各炭鉱とも政府提唱による出炭抑制の努力にも拘らず、現在の貯炭量は、戦後最高を示し、これ等の事態は夏場において一層深刻を加えつつある。

このため、中小炭鉱の休廃山は相次ぎ、本年度に入り既に十八炭鉱の多きを数え、離職者もまた一千人に達し、今後、なお増加のすう勢にあり、更に大手炭鉱における企業の縮小、人員整理をふくむ経営合理化の実施は、ひとり石炭業界のみならず、その及ぼすところはきわめて広汎かつ深刻なものがあつて、これが推移は、斯業産業の興亡に止まるばかりでなく本道総合開発発展の上に重大な障りとなり広く国家的見地から見て誠に憂慮にたえない。

また炭鉱の休廃山は直接関係市町村財政の圧迫となつてゐる。よつて政府においては石炭業界の切実なる現状にかんがみ、要望の諸事項に

日ソ近海漁業の安全操業確保に関する意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年八月十三日

提出者

北海道議会議員

麻里 悌三

同 川村 清一

同 川端 元治

同 窪田 茂人

同 阿部 英一

同 島本 虎三

同 松平 武一

同 大島 仁三郎

同 中松 英二

同 秋山 孝太郎

同 西野 吉一

同 時田 政次郎

北海道議会議長 徳 中 祐 満

日ソ近海漁業の安全操業確保に関する意見書

北海道の東部及び北部に近接する色丹、齒舞諸島、千島列島及び南樺太周辺における近海漁場を本道沿岸零細漁民に開放する日、ソ近海漁業の安全操業に関する協定を早急かつ円満裡にソ連と締結することを政府に強く要請してきたが、未だ解決の曙光の見ない現状であるに鑑み政府は日本国民が是認できる最小限の条件をもつて速かに平和条約を締結し、安全操業を実現するよう最善の努力をほらわれない。

(理由)

北海道東部及び北部に近接する色丹、齒舞諸島、千島列島及び南樺太周辺における近海漁業は、当地域からの引揚げ漁民を含む本道沿岸零細漁民の勤労と生活の場であるが、戦終後久しきにわたり、ソ連政府の管理下に閉鎖され、本道より出漁する漁船の拿捕、抑留事件が頻発し、関係漁民の生活困窮化を招来

してきたばかりでなく、日ソ国交回復後の両国交友関係の促進に対し著しく暗影を投じてきた。従つて、本道民は従来その平和的、合理的解決を要望し続けてきたのであるが、依然憂慮すべき事態の解決ができないままに至つてゐることは、まことに遺憾にたえないところである。

日ソ間の友好親善関係を具体的に進展せしめるため、本問題を解決することは、本道沿岸零細漁民の生活安定並びに関連産業の振興に資する絶好の契機となるものであり、全道民は重大なる関心をもつて、その成果に期待を寄せている。

よつて、政府は年來の道民の与望を実現させるため、日本国民が是認できる最小限の条件をもつて、速かに平和条約を締結し、北洋近海における安全操業態勢が確実に保障されるよう早急かつ円満なる妥結をはかられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
外務大臣
農林大臣
衆議院議長
参議院議長

各通(国会には請願書として提出する。)

各派交渉会

○六月三十日 午前十一時十分、各派交渉室において開議、午後零時五十分散会。

- ① 第二回定例道議会の運営について協議、会期について意見がまとまらないので午後零時十四分一旦休憩、午後零時二十七分再開。
- ② 会期は、六月三十日から七月二十四日まで二十五日間、休会は、七月一日から七日まで七日間に決定、代表質疑の順位は自民、社会、協同の順に行うこととした。

- ③ 本日の議事は日程第一は、会議録署名議員の指定、日程第二は、会期決定の件で会期を決めた後、日程第三議案第一号ないし第四十二号、報告第一号ないし第六号を一括上程、知事より道政執行方針並びに提出議案の説明、教育長より昭和三十四年度教育行政方針について説明を聴取することに決定。石炭手当及び寒冷地手当増額に関する意見書案を委員会付託を省略して即決することとした。
- ④ 一般質疑の時間制限について一人五分とすること及び予算委員会に従来どおり設置することに決定。
- ⑤ 本日のテレビ中継放送の申入れを了承、本会議を午後一時四十分頃から開くこととした。
- ⑥ 各派交渉会の開議時刻を午前十時とすることに決定。
- ⑦ 開会前に行う知事の新任部長紹介を了承。

○七月八日 午前十時三十一分、各派交渉室において開議、午前十時五十分散会。

- ① 代表質疑は、中山議員（自民）荒議員（社）天谷議員（協）の順

序にて行うこととし、本日は中山議員のみ行うことに決定。
② 緊急先議を要する議案第四十号、第四十二号は代表質疑に入る前に委員会付託を行うことに決定。
③ 本口及び明日の代表質疑は、午後一時より開議することとし、明日までに一般質疑者の通告をすることを了承。

○七月九日 午前十時十六分、各派交渉室において開議、午前十時十八分散会。

- ① 本日の議事は、代表質疑を継続、荒議員（社）天谷議員（協）の順序にて午後一時より行うことに決定。
- ② 本会議において議長が散会または延会を宣告するまでは席を立たないことを了承。

○七月十日 午前十時十三分、各派交渉室において開議、午前十時二十五分散会。

- ① 本日の議事は、一般質疑を一般質問者順位表に基づき順次行うことに決定。
- ② 開議時刻は午前十時半から午後五時頃まで行い、何人行うかは適宜協議することとした。

○七月十一日 午前十時十五分、各派交渉室において開議、午前十二時二分散会。

- ① 本日の議事は、一般質疑を継続、二人行つて延会することに決定。
- ② 明日の各派交渉会は午前十時より開議することに決定。

○七月十三日 午前十時二十五分、各派交渉室において開議、午前十一時三十分散会。

① 道下議員（社）より通告の「帯広市白樺学園の内紛に対する措置について」の緊急質問を一般質疑の前に許可することに決定。

② 昨日に引続き一般質疑を続行することとし、午前十一時より開議することに決定。

③ 明日及び明後日は米國第七艦隊司令官が来道され知事と面会されるので本会議の開議時刻を明日は午後一時、明後日は午後二時頃とするをあらかじめ了承、明日新めて協議することとした。

○七月十四日 午前十時二十五分、各派交渉室において開議、午前十時四十一分散会。

① 本日の議事は、一般質疑を継続、午後一時から開議することに決定。

② 明日の議事は、午後二時から開議することに決定。

○七月十五日 午後二時二十八分、各派交渉室において開議、午後二時四十分散会、午後五時三十四分再び開議、同五時三十七分散会。

① 太田議員（社）より通告の「開発審議会の重点事項特に関発事業と地方公共団体の財政との調整について」の緊急質問を許可することと決定、引続き一般質疑を継続して行うこととして散会。

② 午後五時三十四分、本会議の都合により再び開議、太田議員が緊急質問の知事答弁中更に速記録の反訳をまつて再質疑することとなつたため、本日の会議はこの程度に止め明日午前十時より各派交渉会を開き協議することに決定。

○七月十六日 午前十時三十三分、各派交渉室において開議、午前十時三十七分散会。

本日の議事は、午後一時から太田議員の緊急質問を継続、それが

終つた後一般質疑を続行することに決定。

○七月十七日 午前十時二十一分、各派交渉室において開議、午前十時三十三分散会。

① 本日の議事は、日程第一中緊急先議を要する議案第四十号及び第四十二号について委員長報告の後議決すること、日程第二は、一般質疑を継続することに決定。

② 会期延長の件については明日協議することとし、本会議は午前十四時四十分から開議することに決定。

○七月十八日 午前十一時二十二分、各派交渉室において開議、午前十一時四十六分散会。

① 予算特別委員会の構成は自民十四、社会十一、協同二の二十七名とすることに決定。

② 本日は一般質疑を四人行つて全部終了するので各会派の予算特別委員を本日午後までに提出することを了承、各委員会に対する議案付託は配付の付託一覧表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定。

③ 会期を七月三十日まで六日間延長することに決定、議案審査の休会は明七月二十日から二十八日まで九日間とすることとした。

④ 本日提案の函館市電気軌道湯の川線の延長工事施行に伴う道路管理者の意見を求める諮問案第一号は日程に追加し、提案説明を省略して委員会付託とすることに決定。

⑤ 本日の議事は午後零時半から開議することとした。

○七月二十九日 午後一時十六分、各派交渉室において開議、午後五時二十三分散会。

① 井野議員（社）より通告の「旭川市における防衛庁長官の発言に

ついで」の緊急質問を日程に追加してこれを許可することに決定。

- ⑤ 本日の議事は日程第一諮問案第一号を議決すること、日程第二は町制施行に関する議案第四十三号ないし第四十六号について委員会付託を省略して議決することに決定。

- ③ 社会党より提出の原水爆禁止に関する議案の取扱いについて協議の後、各党代表者にて話し合うこととした。

○七月三十日 午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後十時

四十一分散会。

- ① 会期を八月十一日まで十二日間延長することに決定。

- ② 社会党より提出の議案第一号（原水爆禁止に関する決議）及び議案第二号（議長の離党勧告決議）並びに自民党より提出の議案第一号に対する修正動議の取扱いについて協議、その議事順序は決議案第一号の趣旨説明は井口議員（社）、修正動議の趣旨説明は阿部議員（自民）、修正動議に反対原案賛成の討論は塚田議員（社）、修正動議に賛成原案に反対の討論は藤枝議員（自民）が行い、起立の方法による採決を行うことに決定。

- ③ 先に全国議長会が決議した原水爆禁止に関する議事経過に関連して全国議長会の報告の取扱いについて協議、各党の意見が一致しないので協議調わず本日の議事は会期延長のみ行うこととした。

○七月三十一日 午後一時十一分、各派交渉室及び第一委員室において

開議、午後七時四十分散会。

- ① 全国議長会の決議事項中原水爆禁止運動に関する決議についての報告を各派交渉室において行う方法について協議の後、原水爆禁止運動に関する決議に限り録音速記をつけて議長の報告を聴取することに決定。

- ② 本日の議事は、日程第一決議案第二号について、川村議員（社）

が提案説明を行い、委員会付託を省略の後、討論は反対討論を杉本議員（自民）、賛成討論を佐野議員（社）が行つて起立による採決を行うこと、日程第二は決議案第一号について提案説明は井口議員（社）が行い、委員会付託を省略の後、決議案第一号に対する修正案について阿部議員（自民）が提案説明を行い、討論は原案に賛成修正案に反対の討論を塚田議員（社）、修正案に賛成原案の一部に反対の討論を藤枝議員（自民）が行つて起立による採決を行うことに決定。

- ③ 追加日程の決議案第三号について提案説明は塚田議員（社）が行い、委員会付託を省略の後、討論は反対討論を西野議員（自民）、賛成討論は大石議員（社）が行つて起立による採決を行うことに決定。

○八月一日 午前一時三十三分、各派交渉室において開議、午前一時四

十分散会。

- ① 決議案第三号（北海道議会議長徳中祐満君不信任決議）に対する西野議員（自民）の反対討論中一部発言の取消しを許可することに決定、引続き決議案第三号の討論を継続し採決を行うこととした。

- ② 決議案第一号の議事順序は井口議員（社）が提案説明を行い、委員会付託を省略の後、修正案について阿部議員（自民）が説明、討論は原案賛成修正案反対を塚田議員（社）、原案の一部に反対修正案に賛成を藤枝議員（自民）がそれぞれ行つた後、起立による採決を行うことに決定。

- ③ 休会は八月三日から八日まで六日間に決定、本会議は午前一時四十五分より開議することとした。

○八月十日 午後二時五分、各派交渉室において開議、午後二時十二分

散会。

- ① 追加議案四件（町制施行）について提案説明を聴取の後、委員会

付託を省略して即決することに決定。

- ② 意見案第二号ないし第五号の四件は提案説明並びに委員会付託を省略の後、議決することに決定。

○八月十一日 午後二時三十二分、各派交渉室において開議、午後五時

五十五分散会。

- ① 会期を八月十三日まで二日間延長することに決定。
- ② 本日の議事は、日程第一会期延長の件、日程第二は各常任委員会付託議案について委員長報告の後議決すること、日程第三は追加議案第五十一号ないし第五十六号について知事より提案説明を聴取することに決定。

○八月十二日 午後二時二十一分、各派交渉室において開議、午後四時

三十八分散会。

- ① 予算特別委員会付託案件審査の都合により取あえず時間延長のみ行うこととし、午後二時二十四分休憩、午後四時三十四分再開。
- ② 本日の議事は、日程第一議案第一号ないし第十六号、第二十五号ないし第二十七号及び報告第一号について予算特別委員長の報告の後、川村議員（社）外十五名提出の議案第一号に対する修正案について川村議員が提案説明、討論は修正案反対原案賛成を深山議員（自民）、修正案賛成原案反対を笠井議員（社）がそれぞれ行った後、起立による採決を行うことに決定、次に残余の議案第二号ないし第十六号、第二十五号ないし第二十七号及び報告第一号については委員長報告のとおり議決することに決した。
- ③ 明日は午前十時に開議することを了承。

○八月十三日 午後二時三十一分、各派交渉室において開議、午後五時

三十四分散会。

- ① 議事進行の都合により取あえず時間延長のみ行うこととして、午後二時四十分休憩、午後四時三十七分再開。
- ② 本日の議事日程について協議、日程第一は意見案第六号ないし第十二号について提案説明並びに委員会付託を省略して議決すること。日程第二は決議案第四号について提案説明並びに委員会付託を省略して議決すること。日程第三は議案第五十一号について委員会付託を省略の後、反対討論を齋藤（社）議員（社）、賛成討論を西島議員（自民）が行つて起立による採決を行うこと。日程第四は議案第五十二号及び第五十三号について委員会付託を省略の後、起立による採決を行うこと。日程第五は議案第五十四号ないし第五十六号について委員会付託を省略して議決すること。日程第六請願陳情審査の件は、委員長報告を省略の後委員会決定のとおり議決すること。以上の順序にて議事を進めることに決定。
- ③ 日程全部終了の後議長の閉会挨拶前に新聞知事の挨拶を行うことを了承。

常任委員会

総務委員会

○七月三日 午後二時二十八分、第一委員室において開議、午後二時四

十五分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

- ① 委員長より、町制施行について現地より要望があつたので急拠招集した旨を述べ、佐野委員（社）より、今後住民の要望があれば委員会を開くというように運営していく考えかについて、井口委員（社）より、町制施行を要望する八カ村のうち東旭川と東川だけを分離して審議するかどうかについて、井野委員（社）より、東旭川と東川の開基八十周年とあわせてやる町制施行のみでなくその他の希望村も並行して会期中にやるべきではないか、また町制希望の村はどこどこであるか等について、岩田（留）委員（自民）より、今会期中に提案が間に合うかどうかについてそれぞれ質疑があり、委員長より応答、総務部長より答弁、委員長より、八カ村の町制施行現地調査について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び調査日程等については委員長一任と決定。

- ② 札幌医科大学長、同付属病院長、同事務局長よりそれぞれ挨拶があった。

- ③ 本日聴取した陳情は次のとおり。
北海道庁所有旧記簿書を道立図書館へ移管することについて

各種文化団体代表

○七月二十一日 午後二時四十分、第一委員室において開議、午後四時

十五分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

付託案件の審査

- ① 議案第十七号（道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件）及び第十八号（警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件）を一括議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

- ② 議案第十九号ないし第二十号を一括議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

- ③ 議案第二十九号（警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、道警総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

- ④ 議案第三十号（北海道収入証紙による手数料の徴収についての関係条例の整理に関する条例案）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

- ⑤ 議案第四十一号（道有財産の売払契約の締結に関する件）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

- ⑥ 報告第二号（北海道職員に対する昭和三十四年六月における期末手当の支給に関する条例）及び第三号（北海道地方警察職員に対する昭和三十四年六月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例）を議題に供し、異議なく承認議決とすることに決定。

請願、陳情の審査

陳情

- 第五二号 身体障害者の事業税、自動車税減免の件（保留）
第五三号 盲人の事業税免税額引上げの件（保留）
第五七号 北海道庁所蔵の旧記簿書を北海道立図書館に

移管の件

(保留)

第六八号 留萌市庁舎建設に要する起債確保の件

(採択)

第七五号 在日朝鮮人帰国促進の件

(採択)

第七六号 北海道大学工学部に合成化学工学科設置の件

(採択)

第七七号 北海道大学工学部に電子工学科設置の件

(採択)

一 般 議 事

① 杉本副委員長(自民)より、秩父別、幌加内村の町制施行に関する現地調査の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

② 総務部長より、「北海道開発事業の推進と地方財政及び住民経済との調整上当面解決を要する問題についての要望書」について説明を聴取。

③ 北海道大学工学部に合成化学工学科及び電子工学科設置に関する意見書案を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、文案については委員長一任とすることとした。

④ 鹿追、南茅部、利尻三カ村の町制施行現地調査については各党において派遣委員、時期等を話し合いすることとした。

○七月二十九日

午後一時二十二分、第一委員室において開議、午後二時十三分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

一 般 議 事

① 委員長より、先に井野(社)津川(社)委員より要求のあつた警察予算の配付図表及び警察署庁舎の腐朽状況に関する資料について道警本部から提出が承を得ている旨を報告、ついで北海道大学工学部に電子工学科及び合成化学工学科設置に関する要望意見書案並びに在日朝鮮人の帰国促進に関する意見書案についてなお検討願いたい旨を述べた。

② 次に町制施行に関する現地調査の経過について井野委員(社)より鹿追村について、橋本(清)委員(社)より、東利尻村、礼文村に

ついて、佐野委員(社)より、南茅部村についてそれぞれ報告の後、

橋本(清)委員より、道条例は全国の基準と同じかどうかについて、

井野委員(社)より、今回陳情があり知事に申請書を提出している

八カ村のうち村議会の議決を経ないものがあるかどうかについて

質疑があり、地方課長より答弁、佐野(社)井野(社)各委員より、

村が申請書を提出する場合議会の議決証明を添付して正規の手

続をとるよう指導しないで、本委員会の調査の後村議会の議決をす

るよう指導するのでは手続上不充分であり本委員会に下駄を預ける

という形になるのではないか等について質疑及び意見があり総務部

次長、地方課長より答弁の後、正規の手続を経ている四カ村につい

て同意を与えることを了承、本日の本会議に追加提案された場合は

委員会付託を省略して即決することとし、残り四カ村については手

続完了次第審議することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○八月十日

午後零時四十二分、第二委員室において開議午後零時四十分五分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

一 般 議 事

本日提案の町制施行関係の議案第四十七号ないし第五十号については総務委員会の付託を省略し本会議において即決することを異議なく決定した。

○八月十三日

午後一時十二分、第二委員室において開議、午後一時四十分五分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

請願、陳情の審査

請願第十五号(東利尻村に町制施行の件)、第十六号(幌加内村に町制施行の件)、第十七号(鹿追村に町制施行の件)、第二十八号(秩父別村に町制施行の件)、陳情第二十八号(礼文村に町制施行の件)、第五十四号(東川村に町制施行の件)、第五十五号(東旭川村に町制

施行の件)、第五十六号(南茅部村に町制施行の件)の八件はすでに議会の決定をみているので議決不要の取扱とすることとし、残余の請願、陳情は閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

① 北大工学部に電子工学科及び合成化学工学科の設置に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は三名とし、日程等については派遣委員の意見を聴いた上で決定することとした。

② 北海道新市町村建設促進審議会委員並びに納税推進委員の選任については、委員長において各党の意向を聴いた上で決定することを了承。

③ 道税の賦課徴収、道有財産の管理状況並びに警察行政の運営状況等調査のための道内視察について諮り、異議なくそのことに決定、視察日程は次回委員会において決めることとした。

④ 井野委員(社)より、九月議会の時期と見直し、札幌市二条市場の暴力取締状況と解決方策等について質疑、総務部長、道警本部総務部長より答弁、佐野委員(社)より、本件に関する現地調査を行い、本委員会から当局に勧奨する措置も考えられる旨、田中委員(自民)より、委員長において関係当局の責任者と会つて事情を聴いた上で措置することも考えられる旨、天谷委員(協)より、委員長において事前に調査を進めてほしい旨それぞれ意見があり、委員長より、次回委員会まで道警当局及び札幌市から事情を聴いた上必要によつては委員会を招集して諮る等の措置を講じたい旨を述べた。

厚生委員会

○七月二十八日

午後一時四十分、第二委員室において開議、午後三時八分散会、委員長 福島新太郎(自民)

付託案件の審査

① 議案第三十二号(北海道保健婦修学資金貸付条例の一部を改正する条例案)を議題とし、衛生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第三十三号(北海道診療所使用料条例を廃止する条例案)を議題とし、衛生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

請願

第一号 道立短期看護学校新設の件 (採 択)

第二号 道立衛生検査技師養成所設置の件 (採 択)

第二六号 精神薄弱者授産厚生施設設置の件 (継続審査)

第二七号 函館市に国立光明寮設置の件 (採 択)

陳情

第一七号 北海道社会福祉館復旧に対し道費助成の件 (採 択)

第一八号 北海道衛生自治団体連合会事業に対し助成の件 (採 択)

残余の請願、陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

① 民生部関係審議会の委員推せんの件を議題とし、民生部長より各委員会の性格について説明を聴取の後、社会福祉審議会委員に委員長及び中野委員(社)を、民生委員審査会委員に松尾副委員長(自

民)及び渡辺(社)千葉(軍)(自民)各委員を、児童福祉審議会委員に水島(社)竹村(自民)各委員をそれぞれ推せんすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 昭和三十五年度北海道開発計画に基く衛生、民生関係事業経費の概算要求資料について衛生部長及び民生部長より説明を聴取の後、渡辺委員(社)より、精薄児通園施設設置問題、塵芥処理に対する補助交付の問題等について、熊谷委員(社)より、し尿処理から、魚かい、飼料を取り出す研究を行う考えはないかについて、中野委員(社)より、し尿消化槽新設計画について、竹村委員(自民)より、看護婦等養成所の設置予定地についてそれぞれ質疑があり、衛生部長、民生部長より答弁。

③ 道内視察を道南、道北の二班に分けて実施することとし、日程は次回委員会で決めることとした。また上京を要する事態が起きた場合は派遣委員を三名とし、正副委員長のどちらかと各派一名とすることについて諮り、異議なく委員長一任と決定。

④ 本日聴取した陳情は次の通り。

函館市に国立光明寮設置の件 函館市議会代表

○八月十一日 午後二時三十五分、第二委員室において開議、午後三時

八分散会、委員長 福島新太郎(自民)

一般議事

- ① 民生部長より、養護施設日吉学院生徒の海水浴中における溺死事件について報告を聴取、ついで水島委員(社)より当時の海の状態について、竹村委員(自民)より、溺死の場所についてそれぞれ質疑があり、民生部長より答弁の後、委員長より、今後かかる事故が発生することのないよう最善の措置を講ぜられたいと要望があつた。
- ② 道内視察を道南道東の二班に分れて二十四日より一週間の日程で行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 国立光明寮設置に関する意見書を配布の別紙文案により提案することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで北海道における未開発地厚生事業促進に関する意見書提出を議題とし、松尾副委員長(自民)と渡辺(社)中野(社)各委員の間に字句について意見交換があつた後、この取扱いについて両党の調整を図るため午後二時五十二分一旦休憩、午後二時五十五分再開の後、両党より起草委員を各一名選任し案を練り直しその文案をもつて委員会決定とし今議会に提案することについて諮り、異議なくそのことに決定。

④ 本日聴取した陳情は次の通り。

精神薄弱者厚生授産施設を小樽市に設置の件

小樽市厚生部長

商工労働委員会

○七月二十五日 午前十一時二十八分、第二委員室において開議、午後

二時十分散会、委員長 大久保和男(自民)

付託案件の審査

- ① 議案第三十四号(北海道立職業訓練所条例の一部を改正する条例案)及び議案第三十五号(北海道職業訓練審議会条例案)並びに議案第三十六号(北海道職業訓練指導員訓練受講料条例案)を一括議題とし、労働部長より説明を聴取の後、五藤委員(社)より、職業訓練を事業主がやる場合の監督権、審議会の審議範囲、審議会条例案の第三条第二項における関係労働者を代表する者の選出方法等について、森川委員(社)より、市町村の行う職業訓練は審議会の審

議対象になるか例えば助成に關してはどうなるかについて、高田委員(社)より、審議会条例案第三条第二項における学識経験のある者には技術關係を含むか、また關係労働者を代表する者の委嘱の手續き方法等について、千葉(大)委員(社)より、審議会条例案第二条第二項における關係行政機関とはどこか、また關係労働者についてはどういふ組合を考へているか及び会長の選任方法と適正なる運営の問題、これに關連して「学識経験のある者」の削除問題、(關連して伊藤(作)副委員長(自民)より意見があり)委嘱した者の予算措置、特別委員の任命等について、宮沢委員(社)より、審議会は地方からの意見をどう扱うかについて、村本委員(社)より、審議会委員の構成割合についてそれぞれ質疑及び意見があり、労働部長より答弁の後、午後零時二十分一旦休憩、午後一時十六分再開、ついで休憩前千葉(大)委員より質疑及び意見のあつた会長選任の件に關して再度同委員と労働部長の間に質疑答弁があつた後議案第三十四号ないし第三十六号はいずれも異議なく原案可決に決定。

② 議案第二十三号(北海道火災共済協同組合の共済事業の損失補償に關する予算外義務負担の件)を議題とし、商工部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第二十二号(信用保証損失補償に關する予算外義務負担の一部変更の件)を議題とし、商工部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第二十四号(空港整備事業に伴う地方公共団体の負担金に關する件)を議題とし、商工部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第三十九号(女満別空港(第三種)の設置に關する協議の件)を議題とし、商工部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 委員長より、室蘭市で九月より日雇労働者の定年制を実施する模様であると新聞報道されていることに關して説明を求め、労働部長より説明を聴取。

② 労働部長より、昭和三十五年度公共事業以外の北海道開発に必要なる一般補助事業経費の概算要求資料について説明を聴取の後、村本委員(社)より、職業訓練所の拡充について質疑、労働部長より答弁。

③ 千葉(大)委員(社)より国鉄貨物運賃割引制度存続に關する中央折衝の経過について報告。

④ 商工部長より、昭和三十五年度北海道開発予算要求資料及び北海道の電気料金低下に關する資料について説明を聴取の後、高田委員(社)より、空港整備費に關し丘珠飛行場の大型機乗り入れについて質疑があり、商工部長より答弁。

⑤ 次期委員会は二十九日午前十時に開催することとした。

○七月二十九日 午後一時二十五分、第三委員室において開議、午後二時十四分散会、委員長 大久保和男(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第六二号 七飯町所在日本硫鉄精進川鉾山再建の件 (採択)

第六五号 留萌市所在大和田植業所再建に対し融資

斡旋等の件

(保留)

一般議事

① 貨物運賃割引制度存続問題に対する今後の運動について協議を行ふこととし、商工部長より、配付の別紙「国鉄貨物運賃の制度及び答申案概要」について、商務課次長より、先般行つた中央折衝以後の経過についてそれぞれ説明を聴取の後、千葉(大)委員(社)より、

二カ月の期限を切つて延長した国鉄当局の意図はどこにあるか、運賃改定を臨時国会で議決させてしまふのではないか等について質疑があり、商工部長より答弁の後引きつづき運動を行うことに異議なく決し、上京折衝の時期、人選等については委員長に一任することとした。

② 高田委員(社)より、帝麻と中央繊維の合併により農民の作った作物が買叩かれ、また帝麻札幌工場は縮小ないし閉鎖される恐れがあるが地場産業の育成という点より善処されたいと述べた。

○八月十一日 午後二時二十八分、第二委員室において開議、午後三時四十九分散会、委員長 大久保和男(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第三号 信用組合資金造成の件

(採択)

第六五号 留萌市所在大和田磁業所再建に対し融資幹

旋の件

(採択)

第九六号 北海道拓殖鉄道株式会社争議早期解決の件

(採択)

残余の請願、陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

① 千葉(大)委員(社)より、国鉄貨物運賃割引制度存続に関する中央折衝の経過について報告、商工部長よりその後の情報を聴取の後、本件については更に引続き二班に分れて運動を継続することとし、時期等については委員長に一任することに決した。

② 労働部長より、八月四日より五日間にわたつて行つた夏季手当に関する日雇労働者との団体交渉の結果について説明を聴取の後、五藤委員(社)より、八月に限り稼働日数を一日増やすとのことであるが夏は二十三・五日にならないと特別に増やしたことになるのではないかと質疑があり、労働部長より答弁。

③ 日中・日ソ貿易促進に関する件及び石炭産業の不況対策に関する件について意見書を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、なお案文については両派の話し合いにより決めることとした。

④ 北海道信用保証協会業務審議会委員の推せんについて諮り、委員長のほかに両派より各一名ずつを推せんすることに決定。

⑤ 事務調査事項については閉会中継続調査とすることに決定。

⑥ 商工部長より、帝國製麻と中央繊維の合併により危惧されていた人員整理については実情調査の結果会社側は全く考えていないとのことであつた旨の説明を聴取、次に千葉(大)委員(社)より、失業対策事業所勤務の副監督及び事務補助員の身分確保問題、これに関連して石炭手当、寒冷地給の予算措置について質疑があり、答弁は次回委員会に聴取することとした。ついで資源課長より、二十四日に行われる二股発電所の起工式に参加方及び空知川金山ダム建設計画の実施に伴い発電事業としてのダム使用権の設定に関する協力方について要請があつた。

○八月十三日

午後一時二十分、議場において開議、午後一時三十九分散会、委員長 大久保和男(自民)

一般議事

① 前委員会において提案決定の日中・日ソ貿易促進に関する要望意見書及び石炭産業の不況対策に関する要望意見書の案文審査を行い、前者については異議なく原案のとおり決定、後者については貯炭の文字を削除し決定した。

② 前委員会において千葉(大)委員(社)より質疑があり答弁保留中の副監督及び事務補助員の身分確保問題について労働部長より答弁があつた後、千葉(大)委員より、一日も早く実現されるよう努力さ

れたいと要望があつた。

③ 委員長より、北海道信用保証協会業務審議会委員の推せんについては委員長及び伊藤(作)副委員長(白民)森川委員(社)と決定した旨を報告。

④ 国鉄貨物運賃割引制度存続に関する中央折衝については第一班は十八日に東京事務所集合することとした。

農務委員会

○七月二十八日 午後一時十分、第三委員室において開議、午後一時五十分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

一般議事

① 桶谷副委員長(白民)より、農家負債整理促進、寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の実施、三十四年産米価及び米予約諸条件等に関する中央折衝の経過について報告。

② 明日来道予定の衆院農林水産委員及び来月四日来道予定の農林大臣に対する要望事項について農務部長より理事者側の考え方を聴取、ついで笠井委員(社)より、普及員の増員要求がないことについて、石畑委員(自民)より、乳価安定の問題及び乳製品の消流問題をとり上げていないこと、農家負債整理促進の要望方法等についてそれぞれ質疑及び意見があり、農務部、畜産課長より答弁の後、

渡部委員(社)の意見もあつて要望事項については理事者側にまかせることとし、議会側よりも出席の上知事より要請してもらうことに異議なく決定、なお案内については委員長に一任することとした。

③ 全国酪農経営安定対策連絡協議会に当委員会より議長代理として出席の件を議題とし、畜産課長より、協議事項等について説明を聴取の後、異議なく出席することとし人選については正副委員長において協議の上決めることに決定。

④ 配布の別紙「三十五年度(公共事業以外)の北海道開発に必要な一般補助事業経費の概算要求表」を中央に提出することについてはこれを了承することに決定。

⑤ 次回委員会の開催日については委員長に一任。

○八月十日 午前十時十分、第一委員室において開議、午前十時十五分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

一般議事

本日の議事は予算委員会に協力するため延期することに決定、次期委員会の開催日時については委員長に一任することとした。なお請願、陳情等に関連し意見案、決議案等を提出する場合はあらかじめ準備の上委員長に連絡することに異議なく決した。

○八月十二日 午前十時二十七分、第一委員室において開議、午後二時八分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

請願、陳情の審査

請願

第九号 俱知安町所在緑部落電化促進の件

陳情

(採択)

第四三号 農村電気利用事業の育成強化の件

(採択)

第八五号 農山漁村電気事業育成強化の件

(採択)

第一〇四号 東藻琴村旭台部落電気導入事業施行の件

(採択)

一般議事

① 農政課次長より、寒冷地畑作振興地域選定の経過とその概要について説明を聴取の後、笠井委員(社)より、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基く地域指定より洩れた地域の数と場所及び戸数これに関連して地域指定はあと何回位行われるか等について質疑があり、農政課次長より答弁。

② 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の実施に関する要望意見書案を配布の案文で提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで農家負債整理促進に関する要望意見書案の提出について諮り、桶谷副委員長(自民)及び菅田(社)渡部(社)石畑(自民)各委員より、それぞれ意見があつた後、意見案の提出は延期することとし、行動は引き続き行うことに異議なく決定、次に農山漁村電気導入事業の促進に関する要望意見書案を配布の案文で提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで農畜産物価格安定に関する要望決議案を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、ただし文案については社会党委員がまだ未検討なので後刻検討の上異議があれば再び協議を行うこととした。

③ 中央折衝及び道内視察については委員長一任とし、両党よりの代表各一名が理事者を加えて協議することとした。

④ 審議を終つていない請願、陳情及び今後会期中に付託されるものについては閉会中継続審査とすることに決定、なお請願、陳情で採択になつたものの処置については委員長に一任することとした、また前議会よりの継続調査事項である農家負債整理対策に関する件、共同集乳組織整備促進に関する件、寒地農業確立対策に関する件については調査未終了のため閉会中継続調査とすることに異議なく決

定。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり

麦の基準収量の適正化について

共済連参事

○八月十三日 午前十時四十五分、第二委員室において開議、午後零時九分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

一般議事

① 農畜産物価格安定に関する要望決議案を両党協議の上作成した配布の案文で提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで昨日農家負債整理促進に関する要望意見書案の提出を延ばすことに決めたことに関連して笠井(社)菅田(社)各委員より種々意見があつた後、午前十一時十一分一旦休憩、午前十一時三十八分再開の後、昨日決めた農家負債整理促進に関する運動については中止をせず行動を続け、意見案については適当な時期に提出するとうことを確認、なお運動については総合開発委員会及び農地開拓委員会等と緊密な連絡をとつて行うこととした。

② 笠井委員(社)より、開拓農協と一般農協の調整問題に対する根本的解決対策案が立てられていないことについて質疑があり、農政課長より答弁、ついで笠井委員より、開拓者資金の後始末が一番問題であり困るいは道の強力な措置が必要であるので当委員会は積極的な調査検討を行い関連委員会とも連絡をとり何らかの対策をとる必要があると意見があつた後、本件を閉会中事務調査事項とすることに諮り、異議なくそのことに決定。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。
畑作農産物価格安定に関する件

北農中央会農政課長

建設委員会

○七月八日 午後三時五十八分、第一委員室において開議、午後五時二

十二分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

付託案件の審査

議案第四十号(財産取得に関する件)を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、浚渫船の曳航は今まで海上保安庁に依頼していたことに関連し各委員より、曳船の新規購入に対する賛否をめぐって種々質疑、意見があり、土木部長、土木部次長、港湾課次長より答弁、本件については明日あらためて審議することに異議なく決定。

一般議事

① 土木部長より就任のあいさつがあつた。

② 坂下委員(社)及び奈良委員(自民)より、今後の委員会運営について意見及び要望があつた。

③ 本日聴取した陳情は次の通り。
空地川地区国営かんがい排水事業施行に伴う関連事業について 空知川金山綜合開発事業期成会副会長

○七月十六日 午後零時四十分、第一委員室において開議、午後零時四

十五分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

付託案件の審査

① 議案第四十号(財産取得に関する件)を議題とし、異議なく原案可決に決定。

② 議案第四十二号(工事請負契約の締結に関する件)を議題とし、建築部長より説明を聴取の後、異議なく同意議決に決定。

○七月二十八日 午後一時十八分、第一委員室において開議、午後一時

五十三分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

付託案件の審査

① 議案第三十七号(札幌都市計画豊平地区美園土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例案)を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第三十八号(札幌都市計画西郊地区中央通土地区画整理事業施行規程案)を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 諮問第一号(函館市電気軌道湯の川線の延長工事施行に伴う道路管理者の意見決定について)を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく軌道敷設工事を施行することを了承し意見を付し答申議決することに決定、意見文案については委員長に一任することとした。

一般議事

委員長より、昭和三十五年度開発予算要求資料について理事者より説明をしたいと申し出があるが、これを聴取するかどうかについて諮つたが、齋藤(正)委員(社)より、議会の同意を得ず一方的に既に中央に出したことについて種々質疑及び意見があり(関連して、池田(信)協)奈良(自民)奥野(自民)遠藤(社)各委員より、質疑、意見及び要望があり、委員長より応答。

○八月十三日 午後一時二十五分、第三委員室において開議、午後四時

八分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

請願、陳情の審査

陳情第五十九号(住居地域内に雑穀精選工場並びに同付属倉庫建設阻止の件)は既に願意が達せられているので議決不要の取扱いとすることに決定、残余の請願陳情についてはいずれも閉会中継続審

査とすることに決定。

一般議事

地方道整備促進に関する件を所管事務調査事項として閉会中継続調査とすることについて諮った後、荒委員（社）より、前議会においても継続調査としたが閉会中この問題について一度も委員会が開かれていない、委員長は本件についてその調査の内容、あるいはその必要性についてどう考えているかと質疑、委員長より応答、ついで荒（社）齋藤（正）（社）池田（信）（協）奥野（自民）坂下（社）奈良（自民）各委員より、委員会運営に対する基本的考え方、委員会に対する資料提出の問題等について種々質疑、意見及び要望があり、委員長より応答の後午後一時五十分一旦休憩、午後四時七分再開の後、地方道整備促進に関する件は極めて重要な問題であるので閉会中事務調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

農地開拓委員会

○七月十日 午前十時三十分、第三委員室において開議、午後五時三十分散会、委員長 堀田 毅（自民）

請願、陳情の審査

請願 願

第三号 静内町田原地区頭首工災害復旧の件（採択）

第二三号 更別村地内勢雄第二地区の開拓計画早期実施

要望の件（保留）

陳情

第四六号 土地改良事業推進の件（採択）
第四七号 自作農維持創設資金枠拡大の件（採択）

一般議事

① 黒松副委員長（協）より、農家負債整理促進問題等に関する中央折衝の経過について報告があつた後、本会議が開かれるため午前十三時五十分一旦休憩、午後五時四十九分再開後、委員長より、中央折衝について補足報告、ついで橋本（正）委員（社）より、農家負債整理促進の立法化問題の見通しについて（関連して佐々木委員（自民）より、意見があり）質疑及び意見があり、委員長より応答。

② 大石委員（社）より、農地開拓部関係の事業契約件数、金額、入札、落札状況等について、橋本（正）委員（社）より、恵庭の防災工事内容及び進捗状況について、それぞれ資料提出方要求があつた。

○七月二十日 午前十時四十分、第三委員室において開議、午後零時二十十分散会、委員長 堀田 毅（自民）

付託案件の審査

議案第二十一号（開拓管農振興臨時措置法に基く開拓管農振興組合に属する営農改善開拓農家に対する営農改善資金の融通に伴う損失補償及び利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件）を議題とし、農地開拓部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願 願

第二三号 更別村地内勢雄第二地区の開拓計画早期実施要望の件（保留）

陳情

第八六号 石狩町志美地区かんばい事業収拾対策の件（保留）

一般議事

① 農地開拓部長より、別紙「昭和三十五年度北海道開発関係予算要

望額概況」昭和三十五年度開発予算に対する重点目標事項「昭和三十三年三月に北海道開発審議会農林水産小委員会に提出した資料」について説明を聴取の後、尾崎委員（自民）より、計画はほう大であるがどの程度確保できるか、道費負担にたえられるか、補助率の

引上げは明確な基礎によつて考えているか（関連して山田委員（社）より、補助率の引上げの従来と変つた点について質疑があり）、等について、橋本（正）委員（社）より、負債整理は急速に進められるか、国営関連事業はどうか等についてそれぞれ質疑があり、農地開拓部長、土地改良課長より答弁の後この計画書を承認することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 請願第二十三号の審査については休会中に現地調査を行い本会議までに意見を出すことについて諮り、異議なくそのことに決定、日時、派遣委員については委員長に一任することとした。

○八月三日 午後二時十五分、第三委員室において開議、午後二時四十分散会、委員長 堀田 毅（自民）

請願、陳情の審査

第二三三号 更別村地内勢雄第二地区の開拓計画早期実施要望の件

（採 択）

一般議事

① 黒松副委員長（協）より、請願第二十三号の審査に関連して行われた更別村地内勢雄第二地区の開拓計画地に対する現地調査の経過及び結果について報告があり、また清水（社）久米（自民）山田（社）各派遣委員より意見があつた。

② 道内視察計画については案作成の上次回委員会で協議することとした。

○八月十一日 午後一時三十分、各派交渉室において開議、午後二時十五分散会、委員長事故のため副委員長 黒松秀夫（協）

請願、陳情の審査

陳 情

第 八三三号 豊富村に開拓基幹病院設置の件 （採 択）

第 九八八号 土壌改良事業費の補助率引上げの件 （採 択）

第一〇三三号 東藻琴村山ろく地区開拓地の電化に対し助成の件 （採 択）

その他の請願陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

① 事務調査事項土地改良事業の拡充対策の件及び開拓農家負債整理促進の件については閉会中継続調査とすることについて諮り異議なくそのことに決定。

② 自作農維持創設資金の枠拡大と貸出限度の引上げ及び来年度国費予算に関する中央折衝を行うこととし、派遣委員は各党一名、時期については委員長に一任することについて諮り、異議なくそのことに決定。次に道内視察については上京折衝を行った場合九月七日に委員会を開き折衝報告を聴取の後九月八日より行うことについて諮り、異議なくそのことに決しついで祝祭日程を決めた。

水産委員会

○八月十日 午後一時五十三分、第三委員室において開議、午後一時五

十五分散会、委員長 麻里悌三（自民）

一般議事

① 委員長より、水産部長から要請があり、太平洋岸十トン未満さけ
ます流網漁業の操業問題について水産庁と急ぎよ接衝のため委員会
代表として七月二十七日より三十一日までの五日間にわたつて上京
したことに付いて了承を求め、異議なくこれを了承。

② 本日は予算委員会に協力のためこの程度とし明日改めて開くこと
とした。

③ 本日聴取した陳情は次の通り。

(1) 北海道漁業協同組合整備促進条例一部改正の件

(2) 水産業改良助長法立法化の件

(3) 漁業協同組合整備特別措置法立法化の件

漁業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会
漁業信用基金協会、水産会等代表

(4) にしん着業、五月災害資金整理に関する件
(道漁連佐藤常務理事)

留萌管内にしん着業、五月災害資金整理対策
委員会代表
(苫前漁業協同組合)

○八月十三日 午後一時十四分、各派交渉室において開議、午後一時四

十三分散会、委員長 麻里悌三（自民）

一般議事

① 日ノ近海漁業の安全操業確保に関する意見書案を提出することに

ついて諮り、異議なくそのことに決定。

② 次期委員会の開催日及び道内視察、上京折衝等については委員長
一任とすることに決定。

③ 水産部長より、太平洋岸十トン未満さけ・ます流網漁業の操業問題、
いか釣漁業の許可問題、さんま漁業の規制問題等に関する中央折衝
の経過について説明を聴取、ついで委員長より補足報告があつた。

④ 付託された請願及び陳情については全部継続審査とすることに
決定、また閉会中継続調査事項は沿岸漁家振興対策の件とすることに
決定。

文教林務委員会

○七月二十日 午後三時二十分、第二委員室において開議、午後五時散

会、委員長 大沢重太郎（自民）

付託議案の審査

① 議案第二十八号（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例案）を議題に供し、財務課長より説明を聴取
の後、本件は予算と関連するので後刻審議することに決定。

② 議案第三十一号（北海道教員養成所条例の一部を改正する条例案）
を議題に供し、財務課長より説明を聴取の後、本件は予算と関連す
るので後刻審議することに決定。

③ 報告第四号（北海道学校職員に対する昭和三十四年六月における
期末手当の支給に関する条例）を議題に供し、異議なく承認議決と
することに決定。

請願、陳情の審査

請願

第八号 被災釧路工業高等学校を恒久耐火構造校舎として復旧の件 (採 択)

第三六号 白樺新学園帯広商業高等学校創設認可の件 (保 留)

陳情

第一四号 北海道江別高等学校復旧の件 (採 択)

一般議事

① 委員長より、公立文教施設整備費国庫負担金の第二次割当に関する中央折衝の経過について報告の後、教育長より、補促して説明があり、ついで林(利)委員(自民)より、上川網走釧路管内の文教並びに林務関係諸施設等視察の経過について報告の後、いずれも異議なくこれを了承。

② 山内委員(社)より、移動公民館の現況と補助関係について質疑があり、教育長より答弁、次に山内委員より要望の公立小中学校の整備拡充、屋内運動場改築に対する補助率の引上げ及びへき地教育振興問題に関する意見書案の提出については次回委員会において検討することとした。

③ 八月六日函館市において開催の第十回林業年次大会の出席をかねての道南地方の視察について諮り、異議なくそのことに決定、本議会開会中の場合は代表者のみ林業年次大会に出席することとした。また八月六日同市で開催の第十四回全国高等学校定通教育振興総会にも代表者が出席することに決した。

○七月二十九日 午後一時三十分、第二委員室において開議、午後三時

散会、委員長 大沢重太郎(自民)

一般議事

① 公立小中学校施設整備促進に関する問題及びへき地教育振興問題

に関する意見書の提出について諮り 異議なくそのことに決定。

② 総務課長より、三十五年道総合開発予算に関する文教予算要求率について説明を聴取の後、山下委員(社)より、一般補助事業の補助率が全部二分の一である根拠について、林(利)委員(自民)より、本問題は総合開発委で取上げることが勿論本委員会としても強く取上げる必要がある旨、また閣議決定はその後どうなつたかについて、湯田委員(社)より、来年度の予算獲得には極力折衝しなければならぬ旨、堀委員(社)より、補助率の引上げや予算獲得より開発法の中に教育部間を含ませることが前提でありその方が可能ではないかについて、山内委員(社)より、予算要求の重要課題として小中学校の屋内運動場を重点的に取扱う必要がある旨、池田(金)委員(協)より、今後の折衝のあり方として予算獲得にあわせて立法化することが必要である旨それぞれ質疑、意見及び要望があり、教育長、総務課長より答弁、なお湯田委員より、学校のスポーツ関係で入場料を取りプロ興業と感違いされる傾向にあつて青少年に与える影響が大きいので充分配慮願いたい旨、山下委員より、警察展覧会などエロ的興業の色彩が強く見受けられるので関係者に充分指導してもらいたい旨の要望があつた。

③ 林務部長より、三十五年道開発予算に関する林務予算要求について説明を聴取の後、堀委員(社)より、民有林の山火防止は町村の消防費等でまかなわれ事件があれば大きな犠牲が払われているので近い将来何か措置する考えはないか、造林人夫賃を予算の枠内で三百五十円を三百九十円に引上げることにより不合理が生じた場合にこれを是正するかどうかについて、林(利)委員(自民)より、市町村財政の中で山火防止は重大事項なので更に研究されたいことについて質疑及び要望があり、林務部長より答弁。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

滝川工業高等学校校舎改築並びに機械課程、建築課程増設について

滝川市長

○八月十一日 午後三時十分、第一委員室において開議、午後三時十八

分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第二十八号（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、異議なく原案可決とすることに決定。

② 議案第三十一号（北海道教員養成所条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、異議なく原案可決とすることに決定。

○八月十三日 午後一時十五分、第一委員室において開議、午後一時三

十五分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

一般議事

① 委員長より、公立小中学校の施設整備促進及びへき地教育振興問題等に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は自民協同両党から二名、社会党から二名ずつ派遣することとした。

② 道南視察日程について諮り、異議なく日程案のとおり決定。

特別委員会

予算特別委員会

○七月二十一日 午前十時五十分、議場において開議、午後五時五十四

分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

① 水島臨時委員長（社）より、委員長互選の方法について諮り、深山委員（自民）より休憩の上各党代表者による協議を行いたいので暫時休憩されたい旨の発言があり、午前十時五十一分一旦休憩（休憩中協議。）午前十一時十五分再開の後、池田（信）委員（協）より、指名推選の方法により吉田委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 吉田委員長より、副委員長互選の方法について諮り、西野委員（自民）より、指名推選の方法により池田（信）委員（協）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に委員会の審査日程について諮り、暫時休憩の後、午前十一時二十六分再開、審議日程を決定。

④ 委員会の議事運営については、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は通告順によることとした、午前十一時二十七分休憩、午後一時十九分再開。

⑤ 三十四年度追加更正予算関係議案のうち衛生部所管に対する質疑に入り、佐野委員（社）より、(1)無医部落解消対策に関し、医療機

関が設置されても経営不可能な地区に最も力を注がねばならぬがこれに対する見解と計画及び近くに医療機関のある地区についても諸種の事情により問題がある地区には努力せねばならぬがこれに対する所信、住民に対する医師の割合及び医師充足状況は全国的にみて低いとその隘路、道立診療所所長のその後の充足状況及び医師を本州に探しに行つたとのことであるがその結果、診療所医師の居着きが悪いがその理由と今後の見通し及び対策等、(2)精神病対策に関し、発生率の高い道東道北地方は特にベツトが少ないが潜在患者が顕在化した場合の対処方策これに関連して今後の増床問題及び潜在患者に対する監視機関設置問題、(3)伝染病対策に関し、隔離病舎等施設皆無の市町村における患者の処置状況及びこれら施設皆無市町村の解消促進構想、(4)公衆浴場の配置基準問題に関連して札幌市については条例改正等の考慮方、(5)恵庭町自衛隊の汚水問題に対する処置状況及び今後の対策方針、(6)新規に旅館料理店等を置く場合の水質試験の問題及び水質試験車の利用状況及び運用問題等について、**橋本(正)委員(社)**より、(1)成人病対策に関し、人間ドック設置の保健所数、及び人間ドック増設に対する今後の方針、(2)性病まんえんに対する具体的予防対策これに関連して売春の場所提供等の旅館に對する行政処分問題等について(関連して、湯田委員(社)より、売春禁止法制定以前と以後の性病まんえん状況(2)売春婦は依然多く且つ菌の薬品耐性は強まりつつあることに対する見解等について)、**千葉(大)委員(社)**より、(1)結核対策に関し、保健所の総業務中における結核部門の分量、保健所の一般市民に対する検診及び個人指導は発足当時に比べ下降しているがこれに対する見解及び早期発見の方法自治体等の職場検診については避ける者が相当数いることに関連して道庁職員、教職員、警察職員等の結核療養期間と給与関係の問題、結核ベツトが空いているが自宅療養が多いのではないか、また復職する場合が問題になり療養所に入りたがらないのではない

か、中小企業労働者の検診問題に関連して職主に対する保健所の指導状況、へき地の結核者発見方法、結核管理推進地区運営費及び結核実態調査費の使途内容、結核対策費における保健所実施分の減額理由、結核に特に無理解な貧困漁村に対する指導問題、快復者の余後対策に対する指導問題等、(2)道立病院の人事交流状況と今後の方針、(3)北海道の地域性に立つた看護婦養成問題及び療養所看護婦に対する特別待遇問題等について(関連して山下委員(社)より、(1)結核医療費に対する国庫負担金の増額問題、(2)結核の余後対策に対する保健所の指導予算措置問題等について)それぞれ質疑意見及び要望があり、衛生部長、保健予防課長より答弁があつて午後四時一旦休憩、午後四時十七分再開の後**菅田委員(社)**より、(1)赤りの頻発傾向に関連し、集団発生に対する感染経路の調査状況と調査方法、早期発見の方法、保菌者に対する措置状況、快復者に対する調査状況、防疫調査費の予算措置問題、岩見沢の靴馬具組合員が万世閣に一泊した翌日罹病した事件に対する道の調査状況、これに関連して保健所は現在の定員及び予算で万全なる運営が行えるか、また宿屋等の食品に病菌が発見された場合の法的処置等、(2)と畜検査費における自動車購入費減額の理由等について、**山下委員(社)**より、(1)伝染病対策に関し市町村に対する予算上の配慮による要隔離患者の完全処置問題、(2)保健所に対し道民の栄養改善関係経費の大中措置問題(3)保健所関係人事交流の不円滑に関連して職員の住宅問題解決に対する所信、(4)保健所職員の現定員数に対する見解等について、**渡辺委員(社)**より、(1)道立血液銀行に関し、献血方式への切替問題及び銀行運営の基本的考え方、(2)保健所運営に関し、無医師保健所の解決方策、医師兼務所長の労働過剰に対する見解と対策、予算面における抜本的配慮方等について、**湯田委員(社)**より、(1)し尿処理対策について今後の方針、(2)かくせい剤取締り予算の増額問題等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、衛生部長、保健予防課長、

環境衛生課長より答弁があつて衛生部所管に対する質疑を終結。

○七月二十二日 午前十時三十九分、議場において開議、午後五時四十

分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

① 建築部所管に対する質疑に入り、窪田(茂)委員(社)より、(1)低家賃住宅建築計画の内容と財源措置(2)建築不燃防災対策費の使用目的と対象地域、(3)網走市における公営住宅建築にかかる補助金返納問題に対する見解、(4)日雇労働者等公営住宅に入居資格のない人に対する住宅対策等について(関連して川村委員(社)より、知事の云う低所得者住宅対策とは第二種公営住宅によるものか、また日雇労働者は公営住宅に入居する資格があるのかについて)、渡部委員(社)より、(1)低所得者住宅対策に関し、第二種公営住宅の補助率引上げまたは枠拡大以外に道自体の計画はないか、公営住宅法施行令一部改正による割増家賃に対する見解及びこの増収分の使途、公営住宅の来年度建設計画における一人当り規模増大と建設戸数の関係等、(2)市街地高度利用調査委託費の使用目的と内容、(3)寒地建築調査研究費三十四年度追加分の研究内容、(4)公団住宅委託設計指導費の内容、(5)宅地分譲に関し、価格その他について監督指導はどこで行っているか、また宅地造成は業者により無計画に行われていないか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、建築部長より答弁、午後零時二十一分一旦休憩、午後一時五十分再開、渡部委員より、低所得者住宅対策について再三質疑が繰返されたが答弁を不満として本問題に対する党の態度について協議のため暫時休憩方を求め午後二時六分一旦休憩、午後二時十七分再開、ついで同委員より、本問題については総括質問の際知事に改めて質疑することを述べた後、(1)公営住宅の家賃算定基礎から一般財源分をはずすべきでないか、(2)道営公営住宅にかかる修繕費及び管理事務費の経理状況、(3)家賃算定における償却利率が公営と公社公団住宅とがそれぞれ異なる

理由及び利率引下げ問題、(4)公社公団の賃貸住宅に対する固定資産税は事実上入居者が払っているが不合理ではないか、(5)公社公団の賃貸住宅の家賃引下げ運動を行う気持はないか、(6)母子住宅家賃は八百円位のものもあるがその理由これに関連して日雇労働者に対する家賃引下げ問題、(7)道内における住宅不足戸数の実態、(8)宅地造成に関し、住宅公社に対する貸付金予算が計上されていない理由、三十三年度造成計画の進捗状況、真駒内以外に国有地または道有地の解放を考えていないか等について(関連して島本委員(社)より、(1)日雇労働者に対する家賃の引下げ問題、(2)各市町村における入居資格者選衡に対する指導問題等について)千葉(大)委員(社)より、(1)寒地建築調査研究費に関連して北海道向住宅と建築費用の間における隘路問題、(2)ブロック住宅、煉瓦住宅等に対する技術面の指導普及状況、(3)道向寒地住宅と石炭必要量の関係、(4)各地域の実態に立つ寒地住宅建設に対する指導問題、(5)道有建築物保全修築の年次計画の有無これに関連して老朽危険校舎に対する改築等処理順位の決定方法、(6)集合煙筒土管の耐用年数等に対する研究状況及び工事に欠陥または不正があつた場合の責任の所在と業者に対する責任ある指導監督問題、(7)公務員等低所得者の自力建築に対する金融面の側面的援助問題、(8)公営住宅の枠拡大方策、(9)農地の宅地転用と農地課の関係、(10)住宅の質的改善に対する見解と方針、(11)道費による低所得者住宅対策を研究すべきであること等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、建築部長より答弁があつて午後三時五十七分一旦休憩、午後四時十一分再開の後、佐野委員(社)より、(1)宅地造成に対する基本的考え方及び価格等不当になりがちであることに對する対処方針、(2)三十四年度道営第二種公営住宅建設計画中社会福祉関係住宅の数、(3)建設省は住宅政策の重点を低所得者層に置く必要があると言明していることに関連して道の低所得者住宅対策計画及び今後の所信、(4)中小企業従業員向け厚生年金利子還元融資住

宅建設計画の内容と家賃、(5)住宅対策は有機的に行われているか、これに関連して寒住法施行後の住宅金融公庫に対する申込み減少傾向について見解及び木造を希望する者が多いことに対する見解並びに不良住宅地区対策と対象力所数、(6)公営住宅の割増家賃問題に関連して入居後の所得変動に対する調査方法及び調査結果に伴う措置問題、(7)木ノ花、新琴似、下藤野等各団地の賃貸及び分譲住宅に対する希望者が少ないとのことであるが事実の有無、(8)道の特殊性に合致する住宅対策が必要であるがこれに対する所信等について、竹内委員(社)より、(1)住宅事情緩和のためには不足戸数のうち何パーセントの公営住宅供給が必要と思うか、(2)三十六年度以降の住宅建設計画に対する検討状況、(3)道営公営住宅家賃の全国平均との対比状況、家賃引下げにかかる補助率引上げ運動の経過及び今後の方針、(4)補助率引上げは建設戸数を圧迫する恐れがあるが道はどちらに重点を置いて考えているか等について(関連して川村委員(社)より、地域別階層別の住宅事情の調査把握について)、それぞれ質疑、意見及び要望があり、建築部長より答弁があつて建築部所管に対する質疑を終結。

○七月二十三日 午前十時五十五分、議場において開議、午後五時十一

分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

① 労働部所管に対する質疑に入り、奈良委員(自民)より、(1)職業訓練審議会の構成及び内容、(2)学校卒業生の就職対策方針、(3)農業季節労働者の失業保険制度についての見解、(4)凶漁地帯の出稼労働者の実態等について、五藤委員(社)より、(1)地方労働委員会委員の選任方法、(2)日雇労働者に対する燃料手当を道が支給する考え方についての所信、(3)最低賃金制度についての見解及び具体的推進方策、(4)全道メーデ、労働大学開設、うたごえ大会等補助金を計上しなかつた理由等について、山下委員(社)より、炭鉱不況対策に関

連して、失業者を優先的に開発事業に従事させる具体的対策について、島本委員(社)より、失業対策事業に関連して、(1)失業多発地区の指定についての今後の方針、(2)婦人及び身体障害者を失業対策労働不適格者とする理由、(3)日雇労働者の賃金と最低賃金法との関連についての見解、(4)土木現業所に勤務する副監督の定員化の見通し、(5)曇天、吹雪等の場合の就労時間に関連して、賃金支給基準についての見解、(6)ILO協会の会員数及び事業内容並びにILO条約の普及方法についての所信、(7)職業訓練所法施行に伴う道の機構についての方針、(8)日雇労働者に対する年末、年始の有給休暇の立法化についての見解等について質疑があり、午後零時三十分一旦休憩、午後一時四十分再会、島本委員の質疑を続行、公共企業体等労働関係法とILO条約との関連に対する見解について、大島(仁)委員(社)より、大和田炭鉱閉山に関連して、(1)道費を特に計上して救援措置をとる考え方、(2)失業保険の掛金が経営者より納入されていないが給付時に問題となるので行政措置による納入方についての方針、(3)解雇者に対する職業あつ旋についての見通し、(4)坑内保安が特に悪いので関係官庁と連絡の上就業禁止等の措置についての見解、(5)救援措置のため道に対策本部を設置する考えの有無、(6)買上げの進行状況及び買上げ価格の見通し等について、(関連して湯田委員(社)より、坑内の保安状況から考え早急に就業禁止等の措置をとるよう要望)宮沢委員(社)より、(1)中小企業の数及び従業員数、(2)従業員の週休制及び健康保険等福利厚生についての所信、(3)賃金の遅配欠配等の件数及び未払金額、(4)不当労働行為提訴件数及び提訴の主なる理由、(6)労働事情調査費の使途内容等について、質疑があり午後三時十六分暫時休憩、午後三時三十分再会、宮沢委員の質疑を続行、(1)中小企業の体質及び技術改善は人員整理と結びつかどうかについての見解、(2)医療共済制度に関連して道費による助成についての所信等について、渡辺委員(社)

より、(1)労働経済事情の実態及び全国との対比、(2)雇用と失業の現状と主なる問題点、(3)学歴別の本年度の就職状況、(4)失業者の全国との対比、(5)失業者を総合開発事業に優先的に従事させる方策、(6)正常な労使慣行及び生産性向上運動についての所信等について質疑があり労働部長より答弁。

② 明日更に労働部所管の質疑を続行することとした。

○七月二十四日 午前十一時、議場において開議、午後五時五分散会、

委員長 吉田定次郎(自民)

昨日に引続き労働部所管に対する質疑を続行、渡辺委員(社)より、(1)勤労所得の年度別変動状況、(2)生産性向上運動と失業との関連に対する見解等について、(関連して、湯田委員(社)より、生産性向上運動と増産運動との相違点について、渡部委員(社)より、(1)生産性向上運動を全道労協は反対しているがこの点についての所信、(2)労使関係の安定についての具体的所信、(3)労働大学開設、全道メーデー、うたごえ大会に対する補助金を計上しなかつた具体的理由等について)質疑があり、労働部長より答弁があつて、午後零時一旦休憩、午後一時十二分再会、千葉(大)委員(社)より、(1)労働部の本年度の重点施策、(2)労働争議の具体的な原因、(3)地方労働委員会が審議されていない中小企業の争議の実態及び中小企業に従事する従業員の雇主に對する集約された要望事項、(4)中小企業労働組合の政治闘争についての見解、(5)病氣快復者の職場復帰に關連して、雇主の理解に對する行政措置の方策、(6)日雇労働者の賃上げ及び就労日数の増加に對する所信、(7)労働金庫育成及び職業訓練所の施設充実に對するの今後の方針、(8)日雇労働者に對するお盆手当、年末手当支給に對するの所信、(9)土木現業所副監督定員化に對するの必要予算額、(10)失業対策労働者の団体交渉時間と就労時間に關連しての考え方(関連して、島本委員(社)より、本年度重点施策に

関連して、労働会館新設に對するの見解に對して、また、五藤委員(社)より、土木現業所副監督の定員化に關連して他府県の身分取扱状況等について、窪田(茂)委員(社)より、職業訓練所新設に關連し沿岸漁家の二、三男就職対策として新設する場合の設置場所の配慮に對して及び労働市場の需要に應じた科目の設定に對するの見解並びに新設の場合の地元負担金に對するの考え方等について、熊谷委員(社)より、(1)労働法規の周知徹底に對するの考え方及び労働組合に對する指導官庁の統一に對するの見解、(2)国民健康保険と日雇労働者健康保険の継続に對するの見解等について、佐野委員(社)より、帝國製麻と中央繊維の合併に伴う失業対策の見通し及び労使間の現況等について質疑があり、労働部長より答弁があつて、労働部所管に對する質疑を終結、午後三時三十五分休憩、午後四時九分再開。

② 次に林務部所管に對する質疑に入り、千葉(大)委員(社)より、(1)道木材化学会社に對する今後の推進計画とその考え方、(2)森林資源の育成をどのようにやつてゆくか、(3)学校植林費補助金削減の理由及び今後の方針に對して、五藤委員(社)より、(1)林業労働者実態把握調査作業の進捗状況及び最低賃金法に對する見解と方針並びに労働基準局との調整、(2)原木払下げ価格算出基準、木材市販価格の決定要素及び最低賃金法の木材生産原価に及ぼす影響、(3)原木価格払下げに際し、大企業、中小企業とに格差をつけているか、また今後つける考えがあるかどうか、(4)奥地林開発に伴う各企業間の輸送費のアンバランスに對するの調整方法、(5)人工造林の面積減少と林力増強五カ年計画との關係、(6)道外企業進出等による消費量伸長に對する需給調整対策、(7)北洋材輸入の実績と今後の見通しに對して、それぞれ質疑、意見及び要望があり、林務部長より答弁(一部書面回答)。

③ 明日更に林務部所管に對する質疑を続行することとした。

○七月二十五日 午前十時五十五分、議場において開議、午後一時五分

散会、委員長 吉田定次郎（自民）

昨日に引き続き林務部所管に対する質疑を続行、大石委員（社）より、(1)造林指定地の取扱いに對する考え方及び浜益に造林補助事業を行つてゐる事実があるかどうか、(2)造林指定地に對する適正管理の實態調査状況、(3)林務行政及び開拓行政との競合問題に關連して、道有林、民有林の解放に對し裏面工作がなされてゐないか、林務と開拓両部の申し合せ事項の中第二項について支庁に権限を移譲する考えはないか、(4)道有林野山火警防協力費交付金と市町村交付金との關連について、山下委員（社）より、(1)林産工業立地条件の調査状況、(2)鋸目立技術養成費の減額理由、(3)市町村有林の経営計画編成費が減額になつたことにより事業計画が変更されるのではないか、(4)道立公園振興対策関係予算過少の理由、富良野、芦別道立公園施設の充実に對する考え方について、奈良委員（自民）より、(1)造林事業補助率引上げに對する考え方、(2)林業指導員の増員問題、(3)治山事業対策に對する今後の抱負、植樹デーの設定について、池田（金）委員（協）より、(1)開拓不用地の造林、植林計画、(2)道南ブナ材の伐採増加に對する解決方策、(3)人工造林補助金の融資枠拡大措置について、竹内委員（社）より、(1)森林蓄積需給計画及び三十三年度木材需給量、(2)林産工業の振興計画及び道策会社の現況、(3)林産物の海外輸出及び新市場開拓問題(4)林業労働者の安定対策、(5)木炭業者に對する具体的対策、(6)木炭の生産現況について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、林務部長、森林企画課長、林業指導課長より答弁があつて、林務部所管に對する質疑を終結。

○七月二十七日 午前十時四十八分、議場において開議、午後五時二十

五分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

① 民生部所管に對する質疑に入り、大島（仁）委員（社）より、大和

田炭鋳従業員の救済対策に關連して現在までどのような対策をとられて来たか、今後の対策をどのように考へてゐるか、大和田炭鋳救済のため設置された民生部、商工部、労働部三部からなる対策協議会においてどのようなことが論議されたか、また知事との話し合いで何らかの対策を講じてもらえるか、三部のうち實際の取扱窓口にどこか等について質疑、民生部長より答弁（關連して山下委員（社）より、大和田炭鋳の實態をいかに把握してゐるか、三部の話し合いがどの程度進められてゐるか、生活保護適用世帯がどの位あるか等について、次に水島委員（社）より、(1)保育所の赤字運営に關連して保育料単価の引上げを固に要望する考えがあるか、道自体のこれに對する対策、季節保育所設置の重点を開拓地等のへき村におくべきではないか、(2)売春防止法施行後の婦人保護対策についてその基本的考へ方、現在までの成果、(3)生業資金貸付金の追加予算未計上に關連して九月までの空白期間をどのように措置するか、また運営等について検討するといつてゐるが検討の資料ができてゐるか等について質疑、民生部長より答弁、次に岡嶋委員（自民）より、(1)青少年の不良化防止対策について特にその根本的対策と基本的考え方、(2)精神薄弱児施設費の内容、知恵おくれの児童数、これを収容できる施設の数、収容できない児童の措置方法、これら児童を指導する先生の育成についての考え方、新設される精薄施設の収容人員七十名は全道から募集するのか、肢体不自由児の養護学校設置の計画、(3)消費生活協同組合に對する貸付金のうち運転資金の回収が悪い原因、商業者との競合問題に關連して同組合の育成対策等について質疑、民生部長より答弁があつて、午後零時十五分休憩、午後一時二十七分再開、湯田委員（社）より、(1)養老院の設置と高齢者福祉年金について特に総合的養老院設置の考へがあるか、当面どのような対策をもつてゐるか、高齢者福祉年金の予算未計上に關連して國民年金支給の關係でこれを打切る考へがあるのではないか、(2)低所得者医

療費貸付制度に關連して貸付基準が個々の民生委員の判断によるので地区によつて公正を欠くことにならないか、また六カ月以内になる見込みのものとなつている期間を一年に延ばすことができぬか、予算の地区別配分の調整方法、(3)消費生活協同組合の育成方針に關連して設備資金未計上の理由、国の総枠に対する道の割合、運転資金が昨年より五百万円少い理由と今後の増額についての見直し等について、(4)關連して渡辺委員(社)より、(1)高齢者福祉年金の予算未計上について同制度再検討の考え方、(2)民生福祉の予算が減額されていることに關連して厚生予算編成の基本的考え方等について、窪田(茂)委員(社)より、(1)被保護世帯の子弟が高校進学について法の適用がないことに關連して育英法の適用で解決できるか、(2)母子住宅の入居資格について子供が満十八才になつても自立できるまで猶予期間を設けられないか、世帯分離の方法等について全道一律に指導しているか、(3)社会福祉館の再建復興の見直し等について、五藤委員(社)より、(1)北海道母子福祉連合会補助金交付に關連して同会から要請の半分しか計上されていない理由、十六万円の交付は半ばの数字であるが何か意味があるか、同連合会の事業収支の内容、今後母子団体に対しいかなる指導措置をとつていくか、(2)生活保護法の地域指定改訂が全国三回行われたいにかかわらず北海道は一回も改訂されていない理由、これを改訂する考えがあるか、またその作業はどの程度進められているか、地域指定改訂の場合の統計数字はどの数字を基準としているか、生活保護法による薪炭手当は今年いくらか、(3)生業資金の貸付金未計上に關連して国民金融公庫の世帯更生資金が余つている原因をいかに把握しているか、生業資金の償還率が悪いことに關連してその実績、償還免除の件数と金額、生業資金貸付制度が九月から継続される場合その間の世帯更生資金による貸付条件を肩替りしてやる考えがあるか等について質疑、民生部長より答弁があつて、午後三時十四分休憩、午後四時七

分再開、島本委員(社)より、(1)被生活保護者である長期結核療養者に対し道の係官が退院要求をしてトラブルを起した問題に關連して道はいかなる観点で立入検査をしているか、また、係官の判断で強制退所できるか、退院後の住宅、就職対策をどのようにやつてきたか、一部医療負担者が医療費未納の場合道の見舞金で相殺したと聞いているがそのようなことを指導しているのか、見舞金の交付を条例化する考え方はないか等について質疑、民生部長より答弁があつて民生部所管に対する質疑を終結、午後四時二十五分休憩、午後四時三十二分再開。

② 次に商工部所管に対する質疑に入り、樋口委員(自民)より、(1)信用保証料の引下げ案の内容、(2)中小企業協同組合の組織強化に対する見解、不振協同組合の整理に対する所信及び立上る見込みのある組合に対する今後の指導方針並びにこれから作られる組合の育成問題等について(關連して佐野委員(社)より、(1)信用保証協会に対する国の財政資金貸付額増額についての見直し、(2)保証料引下げに關し予金残高の少ない信用金庫、信用組合に対する配慮問題及び実施時期(3)追認保証制度に關し金融機関により金額に差別があるが、一律に二十万円にすべきでないか、(4)年末金融の貸付期間は地区、業種により六カ月位にすべきであるがこれに対する所信、(5)信用保証協会支所の増設計画、(6)零細企業の金融を円滑にするための少額融資に対する保証料の補給を考へているか、(7)信用保証料収入に關する資料提出方等について)、大石委員(社)より、(1)工業誘致条例第四条の投下固定資産額一億円以上は道外資本のみに有利であるので道内資本についてはもつと低くすることが必要であるがこれに対する見解、(2)指定されていない企業で経営不振になつたものを新しく引継いで申請した場合この条例が適用されるかどうか等についてそれぞれ質疑意見及び要望があり、商工部長、工業課長より答弁。

③ 明日更に商工部所管に対する質疑を続行することとした。

○七月二十八日 午前十時四十五分、議場において開議、午後七時二十

九分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

① 商工部所管に対する質疑を続行、奈良委員（自民）より、(1)信用保証協会に対する道及び市町村の出損金増額問題、(2)中小企業相談所補助金に關し人件費以外の予算増額問題、(3)機械貸与制度に關し企業診断との關連に対する見解及び輸出関係業種、機械工業に對し特に配慮する気持はないか等について、渡辺委員（社）より、石炭産業の不況対策に關し、(1)応急及び恒久対策特に中小炭鉱の體質構造に立脚した対策の樹立問題、(2)石炭化学工業に對する考え方及び積極的推進問題、(3)北海道鉱業振興委員会の活動状況及び構成メンバーこれに關連して労働者代表の参加問題等について、笠井委員（社）より、雑穀共販問題に關し、(1)雑穀共販に對する見解、(2)企業診断において雑穀業に對しいかなるカルテを作つてゐるか、(3)作られようとする道雜連及び既設の地区雜穀関係組合に對する今後の行政的取扱方針、(4)自主共販と道雜連または雜穀商人との競合に對する見解、(5)道雜連で扱う形と農協で扱う形に對しどのよう理解してゐるか、(6)商品取引所は農民の不安要素を作つてゐるのではないか、(7)実需団体は価格安定を望んでゐるがこれに對する見解、(8)價格形成に果してきた自主共販の現実の効果を對する見解、(9)雜誌月刊穀物には自主共販に對する悪意に満ちたものが散見されるがかかる雜穀業者の考え方に對する見解、(10)北海道産業構造の中における雜穀業者の存在価値に對する見解これに關連して今後雜穀業者、道雜連を育成助長する意思かどうか、(11)道雜連と農協の業務内容は完全に競合し農協を弱体化するがこれに對する見解等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、資源課長より答弁、ついで笠井委員より、道雜連の業務内容における生産資金の問題について（關連して橋本（正）委員（社）より、道雜連と自主共販の協調は不可能と思ふがその具体的方法について）質疑及び意見があり、午

後零時三十五分一旦休憩、午後一時四十九分再開の後、休憩前の笠井及び橋本（正）各委員の質疑に對し商工部長より答弁、ついで再び笠井委員より、雜穀関係組合の資金面に對し助成するか、するとすれば自主共販との間に起る事態に對しどのよう判断するかについて（關連して岡田委員（社）より、本問題に對する農務部との協議経過また今後の方針について）質疑及び意見があり、商工部長より答弁、次に窪田（茂）委員（社）より、(1)道産品の保護育成に對する所信これに關連して道産品の愛用普及及び紹介宣伝の具体的方法、(2)本道における豊富な地下資源とは何か及びその埋藏量、(3)道外資本の誘致計画と道内資本の保護等について（關連して川村委員（社）より、(1)地下資源調査に關し、予算上昨年度に比べ積極的推進の意図が見受けられないがこれに對する見解、(2)地下資源調査費の前年度対比減額の理由及び地下資源開発調査費との相異点、(3)地下資源開発株式会社設立による調査開発の進捗状況及び自力でボーリング出来ない個人所有鉱区の調査開発問題並びに開発会社の事業運営と鉱業法改正の關連を研究の上未開発地域開発に努力方、(4)開発局の調査は鉱床調査のみであることに關連して日高山系の資源調査問題等について）、島本委員（社）より、(1)貿易振興費特に香港貿易事務所費の過少問題、(2)ソ連より輸入の粘結炭、カリ肥料、北洋材、すず等に對する需要状況及び輸出確詰機械の現地評価の状況、(3)道内でん粉、漁網へのソ連の関心に對する対応策の有無、(4)道産タマネギ、リソゴの輸出見通しと推進方策及び建築機械の輸出促進問題、(5)ナホトカ定期航路における集荷問題、(6)中国における見本市に粗悪道産コンブがあつたとのことであるが事実の有無、及び見返り積出しコンブの積出量、価格、時期等、(7)日中日ソ貿易促進に積極的努力方、(8)青果物卸売市場における類似行為に對する所信等についてそれぞれ質疑意見及び要望があり、商工部長、資源課長より答弁があつて午後三時二十二分一旦休憩、午後三時四十七分再開の後佐野委員（社）よ

り、(1)道内中小企業がひ弱であると言われる根拠に対する見解及びこの情勢分析に立つ今後の行政方針、(2)第一次産業関連の中小企業と総合開発計画の中で伸びて行く中小企業間の格差増大対策及び地域的偏差解消対策、(3)信用保証料の引下げ問題、(4)中小企業維持振興資金に関し、配分に当り予金残高の少ない信用金庫に対し特別配慮方及び信用組合の貸出効率の向上問題、(5)機械貸与制度に関し、昨年度に比べ予算は増えていないがこれに対する見解及び重点的実施による効果の向上問題並びに市の本年度議決予算に対応する道の貸付予算額は七百九十万円不足しているがその理由と今後の措置問題、(6)中小企業設備合理化資金に関し、フイツンユミールは対象産業に該当するか、しないとすれば今後どうするか、(7)中小企業従業員に対する賃金問題及び退職金制度の確立に対する所信、(8)中小企業相談所と商工会議所とが一緒になつてゐるところは運営上分離すべきであるがこれに対する見解、(9)地場産業育成の見地より帝國製麻中央繊維の合併に対する見解、(10)競輪の廃止時期等に関し検討状況等について、岡田委員(社)より、(1)商工指導所に対する予算額は昨年度と変つていないがこれに対する見解、(2)道内における事業協同組合に関し、不振組合の整理指導問題、中央会の末端組合に対する指導状況及び中央会の強化問題等、(3)系統機関を通じて資金を借りられない零細業者に対する金利補給等特別配慮の問題、(4)するめの一元集荷に対する見解と今後の方針、(5)工業誘致条例施行規則第二条の改正問題、(6)精進川日本硫鉄株式会社の再建問題に関し、開発公庫の再建案に対する見解、開発公庫との折衝経過、再建に対する道の考え方及び再建案の発表予定時期、褐鉄鉱の埋蔵量等について、熊谷委員(社)より、(1)工業試験場において中小企業にそく応する試験を行えるか、また設備改善等について予算計上しない理由、(2)工業試験場で扱つてゐるもので近い将来企業化し得るものはある

か、またそれは道内資本でできるか、(3)石炭ガス化学に関する試験研究の見通しと対策、(4)都市燃料の完全ガス化に対する研究状況及び計画等について(関連して五藤委員(社)より、(1)木工機械導入資金に関し、中小企業庁よりの割当てに対し予算計上額が半分である理由及び今後の処置方針、(2)工業試験場の行動費は昨年度に比べ減額になつてゐるがこの予算で知事の方針に沿うことができるか、また今後どうするか等について)それぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、資源課長、工業課長より答弁があつて、商工部所管に対する質疑を終結、午後六時一旦休憩、午後六時七分再開。

②次に土木部所管と対する質疑に入り、笠井委員(社)より、地方道の舗装促進に対する所信について、渡辺委員(社)より、(1)開発公共事業推進に伴う道費負担激増に対する財源措置、(2)単独事業に対する起債枠獲得問題、(3)道路の維持管理が不十分であることに関連して機械整備に対する所信、(4)地方道整備の立遅れの原因及び今後の整備対策、(5)道路整備五カ年計画における直轄及び補助事業の進捗率、全国との対比状況、今後の見通し、(6)開発局と道の調整問題これに関連して砂防工事の直轄事業移管問題及び地方道の開発道路への移管問題、(7)道路小破修繕費における人件費の問題及び道道一杆当りの砂利敷に要する費用、(8)国道、道道、市町村道の格付再検討の問題及び池田北見間道道の困道編入問題、(9)道道及び道費河川への昇格計画、(10)小樽札幌間有料高速道路建設計画問題等について、川村委員(社)より、(1)予算の全額執行に対する所信、(2)一般会計予算に対する道路橋梁費の伸長率は道路譲与税の伸長率に比し極めて低いこと等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、土木部長より答弁があつて土木部所管に対する質疑を終結。

○八月一日 午後一時四十分、議場において開議、午後四時四十八分散

会、委員長 吉田定次郎(自民)

① 農務部所管に対する質疑に入り、笠井委員（社）より、(1)雑穀共

販問題に関し、共販体制と道雑連の調整は可能か、可能とすればその具体的方策、自主共販は雑穀業者の中間のもうけを消費者及び生産者に均てんしようとするものであるがこの考え方をどう思っているか、また共販により価格消流の安定を意図しているものであるがこれに対する見解及び別な安定策を考えているならばその具体策、昨年度の自主共販は価格安定に力があつたと思うがどう判断しているか、雑穀業者の存在を認めて行くならば今の共販体制はくづれる可能性があることに関連して今後の具体的行政指導方針、全国の実需団体は来道の上共販推進に援助したいとのことであるがこれに對しどう考えているか等、(2)無灯火地帯の電化促進に対する具体的方策及び既存の小水力受電施設の老朽化対策等について、大島（仁）委員（社）より、低位経済農漁家畜産振興条例に関し、(1)本条例の育成強化に対する所信及び本年度の中小家畜割当計画及び指導方向、(2)条例の趣旨、内容の徹底に対する昨年度の具体的指導実績、(3)昨年度における漁協に対する生産品の価格、出荷時期等販売面に関する指導状況、(4)昨年度希望を持ちながら申請しなかつた者が相当いるがこれに対する見解、(5)指導体制の強化問題等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁があつて午後三時八分一旦休憩、午後三時二十七分再開、坂下委員（社）より、(1)牛乳共販実施促進に関し、乳業会社に対する具体的対策、生産農民に対する積極的行政指導及び財政援助に対する所信これに関連して政府に対し財政援助を要望方、(2)家畜人工授精問題に関し、人工授精所は統合することが妥当であるがこれに対する見解及びこれが民業を圧迫することに対する解決策、道立家畜人工授精所を強化して技術指導センターにする考えはないか、(3)ミンク産業振興に関し、現在の貸付制度は転換期に來ているのではないか、優良品種の導入による質の改善に対する所信、稚内におけるミンクの中毒死

亡事件の原因これに関連して今後の予防対策等について、岡田委員（社）より、(1)肉牛導入地域の条件に関連して低位経済農漁家地帯への導入問題及び肉畜増殖施設費の配分計画、(2)道営競馬に関し、競

馬の公正確保方策に対する見解これに関連して賞金の増額及び道、馬主会、騎手会の三者の有機的関連並びに馬の出場回数制限等の問題、競馬審議会の開催予定日及びアラブの抽選馬問題を審議会に図る意思があるか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁。

② 明日更に農務部所管に対する質疑を続行することとした。

○八月三日 午前十時十八分、議場において開議、午後六時二十二分散

会、委員長 吉田定次郎（自民）

① 農務部所管に対する質疑を続行、清水委員（社）より、(1)園芸振興に関し、園芸振興の基本的目標に対する見解、園芸課の設置意思の有無、園芸作物及び加工品の自給対策並びに移輸出振興の具体的方策、試験研究施設の拡大強化及び指導体制の強化に対する所信、生産団地の育成問題、生産者の自主的組織に対する見解、販売消流対策及び価格維持に対する所信等、(2)アスパラガスに関し、耕作に対する指導方針、海外市場の調査及び品種改良に対する見解、病害対策及び各種研究機関動員による研究の強化並びに助成費交付に対する見解と方針、(3)原種農場を農業試験場所管へ移行して地域的問題の試験をさせてはどうか、(4)農業改良普及事業に関し、普及員の人事交流及び専用住宅建設、研究活動費の増額、事務職員の配置等の問題に対する見解と今後の方針、(5)開拓営農指導と農業改良普及の一元化問題、(6)寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に関し、これに基く資金と畑作営農改善対策要綱に基く資金との関係において利息が異なるが問題があるのではないか、積算温度が二千五百度にしぼられた理由及び観測所のない所では学校等に委託している

が正確な観測ができるか等について（関連して橋本（正）委員（社）より、(1)積算温度二千五百度に外れる地域に対しては運用面で善処方及び未指定地域の指定時期、(2)改良普及員當農指導員の拡充及び畜産技術員の配置等指導体制の強化に対する見解と計画等について）それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、農政課長、農業改良課長より答弁、ついで渡部委員（社）より、ビート増産計画と工場設置問題に関し、(1)従来のビート生産五カ年計画が変更された理由及び委員会に了解を求めなかつた理由、(2)ビート振興臨時措置法の恒久立法化に対する見解、(3)食管会計のビート買上計画の見直し、(4)生産計画に関し事業費計画及び対策資金について中央との折衝状況、(5)輪作年次短縮の恐れはないか、(6)中間受渡場の増設計画、(7)道路の改修計画、(8)ビート振興対策審議会の設置意思の有無、(9)工場設置許可権は大臣にあるという法的根拠、(10)生産計画に基いた工場設置が正しいかどう考えているか、(11)日本てん菜製糖株式会社設備更新について具体的構想、(12)生産計画は閣議決定に持込むべきであるがこれに対する所信、(13)北見地区のてんさい集荷区域紛争問題の発生原因及び現状と今後の調整方針等について質疑及び意見があり午後零時四十一分一旦休憩、午後一時四十三分再開、休憩前の渡部委員の質疑に対し農務部長より答弁があつた後渡部委員より再質疑、意見及び要望があり、農務部長、農業改良課長より答弁、ついで佐野委員（社）より、(1)北見地区の集荷区域問題に関し、初めに比べ処理し難い状況になつてきた原因及びこれに対する科学的解決方策に対する見解、(2)帝國製麻、中央繊維の合併が本道亜麻農業に及ぼす影響に対する見解これに関連して地場産業の育成と耕作農民の保護問題等について、橋本（正）委員（社）より、(1)農家負債整理促進対策の具体案、(2)農業試験場の整備拡充に関し、各地域毎の特殊性を持つべきであるがこれに対する見解と今後の方針、これに関連して根室試験場におけるアイソトープの研究実施に努力する意

思の有無及び宗谷試験場の整備強化問題、(3)農協に対する二元行政についてどう考えているか、(4)寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく資金に関し、現在の指導体制で完全消化できるか、(5)予算上からみて農業行政は後退したのではないか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、農政課長より答弁、午後四時二十二分休憩。午後五時二十五分再開。

② 次に農地開拓部所管に対する質疑に入り、山田委員（社）より、(1)不振開拓地の振興対策、土壌改良事業補助の地元負担に関連して開拓者の負担を軽減すべきでないか、開墾建設付帯工事の促進対策に関連して道費上置ききの割合を高くする考えがあるか、生産資材購入の資金融通措置に対する考え方、開拓融資保証協会への出資金増加と営農確立対策、不振地区における固定化負債整理対策等について、大石委員（社）より、林地と開拓地の競合問題に関連する林務部、農地開拓部との覚書内容及び浜益村の競合問題に関する経緯、千才町尾札地区の不用地返還問題に関連してその基本的考え方、零細農家の更生対策に関連して造地造反に対する考え方等について質疑、農地開拓部長より答弁があつて、明日更に農地開拓部所管に対する質疑を続行することとした。

○八月四日 午前十時二十五分、議場において開議、午後五時二十分散

会、委員長 吉田定次郎（自民）

① 農地開拓部所管に対する質疑を続行、清水委員（社）より、(1)土地改良事業の推進問題に関連して基礎調査が充分できているか、年次計画はどのようになつているか、現在の進捗状況、畑作地帯の土地改良事業に対する考え方、(2)小規模土地改良事業予算減少の理由及び九月議会までに追加計上する意思の有無、(3)土地改良課の強化に対する考へ方、(4)道土地改良連合会への助成を打切つた理由及び育成強化に対する考へ方等について、橋本（正）委員（社）より、(1)

恵庭地区自衛隊演習場におけるジェット機の騒音が農家に被害を与えている問題についてその実態調査経過と道のとつた措置、演習場の場所替えに対する所見、(2)開拓農協の育成方策に関連して一般農協と開拓農協の一本化に対する考え方、農務部と開拓部の指導方針に喰い違いないか、(3)篠津開発事業の施行に関連して事業の設計変更に伴う事業者の増大が農家に与える負担増と承諾の有無、送泥客土の効果、同開発施行過程における低位生産農家の救済対策、受益者負担が軽くなるような国、道、地元負担率をかえる考えがないか、篠津中央土地改良区の管理問題等について質疑があつて、午後零時四十一分休憩、午後一時五十二分再開、橋本(正)委員(社)の質疑に対し農地開拓部長より答弁、次に奈良委員(自民)より、(1)開拓地の石礫除去問題に関連して道営土地改良事業の自力補助として取扱う考えがないか、機械力貸与の考え方、金額国庫補助に対する見解、(2)漁村背後地の耕地の造成に関連して地元負担軽減に対する考え方、耕地利用補助率の引上げに対する考え方、(3)山岸会替玉入植の真相と入植者の営農指導対策等について質疑、農地開拓部長より答弁があつて、午後三時五十分一旦休憩、午後四時五分再開、笠井委員(社)より、(1)開拓不振農家の集団移転に対する基本的考え方、このような考え方は入植の定着率の引下げ又は生産意欲を阻害しないか、集団移動はどういう形でされるか、総合開発第二次五ヵ年計画の中の新規入植との関係、現制度の中でできるかどうか、山岸会員の替玉入植は将来組合を作つて運営する場合問題はないか等について質疑、農地開拓部長より答弁があつて、農地開拓部所管に対する質疑を終結。午後四時二十一分休憩、午後四時二十四分再開。

② 次に水産部所管に対する質疑に入り、窪田(茂)委員(社)より、(1)基地独航方式による北洋さけまます漁業の早期実現推進に対する所信、(2)オホーツク結氷地帯対策に関し、ホタテ貝増殖事業に対する国費補助の復活推進方及び総合開発の推進に伴つて生れる各種企業

の優先的配置に配慮方、対策素案は関係機関及び現地の意見を聴取した上で作成したものかどうか、(3)沿岸漁民数と漁業資源の不均衡に対する具体的調整方策、(4)漁業協同組合の運営特に適正なる融資の配分に対する指導問題等について、大島(仁)委員(社)より、(1)低位経済農漁家畜産振興条例に関し、制定趣旨及び内容の普及徹底に対する今日までの指導状況これに関連して指導体制の強化問題、昨年度に比べ予算減少の理由及び本事業の今後における保護育成に対する考え方、(2)日ソ貿易促進に対する基本的考え方及びソ連よりの存にしん輸入問題の経過と今後の方針、(3)日本海沿岸の資源調査に対する所信これに関連して試験船の配置問題、(4)浅海増殖事業に対する予算増額及び指導についての所信、(5)沿岸漁民特に青年層の新漁撈、新生活等に関する研究に対し補助金交付方、(6)二、三男対策に関連して今後における漁船要員の養成機構強化に対する所信等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁政課長より答弁。

③ 明日更に水産部所管に対する質疑を続行することとした。

○八月五日 午前十時二十七分、議場において開議、午後六時四十五分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

水産部所管に対する質疑を続行、島本委員(社)より、(1)中型底曳漁業振興対策に関し、振興対策委員会作成の振興計画に対する見解、大型化転換に対する長期融資の見通し、大型化転換に伴う補充トン数問題に対する見解、有望新漁場の場所と数及び本格操業時期の見通し、(2)水産物検査事務の一般会計への移管問題これに関連して中国見本市に道産こんぶ粗悪品が出されていたが今後の注意方等について(関連して川村委員(社)より、底曳による沿岸側の被害が多いことに関連して、(1)底曳船の取締り特に道外船に対する取締

りの状況及び今後の具体的方策、(2)水産庁の責任ある強力取締りを道は強く要望しているか、(3)ヘリコプターによる監視を実施しているか、また今後実施する計画の有無、(4)海上保安庁の大型巡視船借入れに努力方、(5)最も加害程度の多い道内小型底曳船に対しては強い行政指導により大型化して減船することが必要であるがこれに対する所信、(6)底曳船の操業に対し種々の規制措置をなすべきでないか等について、岡田委員(社)より、水産会底曳部会は底曳は沿岸に対し被害を与えていないといっているがこれに対する見解と今後の指導について、井野委員(社)より、部長答弁中における不穏当な発言の取消方について)それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁政課長より答弁、ついで岡田委員(社)より、(1)いか及びさんま流通調整事業に関し、水準価格の算定方法、協議会の使命、さんまかすの取扱業者の問題、一元集荷の推進問題、系統機関の集荷目標、奨励金予算に関し不足の場合及び残つた場合の措置、水準価格以上の高値が続いた場合パーセントかの積立金を控除することを考えているか、(2)いか漁業の許可制問題に関し羅臼沖における現在のいか漁獲量、許可制にした場合の隻数、道内船相互の入会問題、道外船の入会に対する取締問題等、(3)近海安全操業の確立と抑留漁民に対する補償問題、(4)道南における大資本会社と沿岸漁民の關係に対する見解、(5)沿岸漁業振興助成条例に関し、今後の基本的態度、この制度金融が行詰つている原因、本条例を今後改正しないで強力に推進する考えはあるか、認定済みでいまだ融資されていないものに対する今後の処置これに関連して信漁連に対する指導問題等について質疑及び意見があり、午後零時二十分一旦休憩、午後一時五十分再開の後、休憩前の岡田委員の質疑に対し水産部長及び漁政課長より答弁、ついで岡田委員と理事者との間に再三質疑応答が繰返された後川村委員(社)より、(1)漁家負債整理促進に関し、漁家負債整理条例に基く負債整理残について予算計上し

ない理由及び次期議案に提案する意思の有無並びに本条例制定後の負債について次期議会で条例改正の上解決する意思の有無、根本的解決は特別立法によるべきであるがこれに対する見解、農業金庫による解決を検討しているか、(2)沿岸漁家振興助成条例に関し、三十三年度分事業が円滑に実施されなかつた理由及び三十四年度分予算の措置問題等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、午後三時四十六分一旦休憩、午後四時九分再開の後、川村委員より、漁家負債整理促進及び助成条例にかかる認定済みの未融資分の解決について質疑及び努力方要望があり、水産部長より答弁、ついで井野委員(社)より、(1)今までの水産行政の中でゆがんでいたと思うものはあるかこれに関連して各種条例に対してはこれを前進させる立場で検討しているか、今日の金融制度で漁村を救うことは不可能と思うがこれに対する見解、漁村を救うには沿岸振興助成条例を発展させる以外にないと思うかこれに対する見解及び本条例を実際に扱つた部長は本条例をどう考え、またいかなる反省を持つたか、(2)水質汚濁防止の具体的方策、(3)とど被害防止対策特に噴火湾におけるとど対策、(4)海上秩序保持問題これに関連して昨年度におけるウルツ島海域における漁業違反船順徳丸の所有主、違反期間、内容、(5)近海安全操業の確立問題、(6)北洋独航船に関し、組合自営船で名儀書替されているものが相当数あるがこの傾向に対する見解と今後の指導方針また母船と独航船の買魚契約に当り道は金融資本の圧力排除を考えているかどうか、(7)制度改革問題に対する道案及びこの意向を中央に反映させる方策、(8)道漁連再建整備十一年計画の遂行に対する所信等について、奈良委員(自民)より、(1)水産加工業の振興に対する所信と具体的方策、(2)水産加工業協同組合の育成問題、(3)加工設備改善に対する行政及び金融措置について今後の所信、(4)水産試験場に対する予算増額問題、(5)漁業共済制度確立のため調査研究費の予算措置問題等について質疑、意見及び要望があり、水産

部長より答弁があつて水産部所管に対する質疑を終結。

○八月六日 午前十時二十六分、議場において開議、午後六時三十一分

散会、委員長 吉田定次郎（自民）

① 公安委員会所管の質疑に入り、**井野委員（社）**より、(1)王子争議における警察官動員に要した旅費について国及び道の支出負担額及びその支出根拠規定、王子争議に要した費用の明細、不足分について要求した経費の内容、(2)市町村及び一部民間所有の駐在所、派出所の道有切替えについて、**大石委員（社）**より、(1)警察法施行令附則19の警察事務に関する市町村条例経過措置規定の効力、(2)札幌市公安条例第三条第四項のデモ、集会等の不許可処分及び取消に対する報告義務、(3)警備情報の収集に伴う共産党に対する盗聴器の使用及び労組大会の不法立入り並びに学生等に対するスパイ行為の強要について関連して、**湯田委員（社）**より、今後スパイ行為等の事例があつた場合は本部長の指示と解してよいかについて、**千葉（大）委員（社）**より、(1)第一線警察官の民衆に対する言語教育及び今後の指導、(2)旭川市におけるジクザク行進の不許可について、**山下委員（社）**より、(1)最近特に警察官は勤労者、学生等に対し感情的になつてゐるのではないか、(2)観光地、遊園地、海水浴場等の夏場犯罪密集地に季節的に警察力を増強する考えはないか、(3)派出所、駐在所建物荒廃対策及び地主に対し、地代を値上げする考えがあるか、**佐野委員（社）**より、(1)王子争議における警察官多勢出動に要した経費は警察法施行令第二条の何号に該当するか、又多勢出動は警察法第七十一条による総理の緊急事態に対する布告があつたのか、(2)選挙違反の取締りについて一方的な取締りの事例があるが、今後どのように取締りをしていくか、(3)北見市における共産党員の街頭演説について道路交通取締法の処罰事例は憲法第二十一条の集会の自由について触れないか、更に今後の類似行為に対する処置について、

それぞれ質疑及び要望、意見があり、道警本部長、公安委員（丸子）より答弁があつて、公安委員会所管の質疑を終結。暫時休憩午後三時二十分再開。

② 次に教育委員会所管に対する質疑に入り、**高橋委員（自）**より、今回の教育課程改訂に関し、(1)新教育課程の成案を得るに至るまでの経緯、(2)現場教師の自主性発揮に対する見解、(3)移行措置の内容及びその運営方針等について、**竹内委員（社）**より、(1)社会教育関係予算の昨年度に比し減額された理由及び今後予算要求する意思の有無、(2)社会教育関係職員員の配置人員増加についての見通し、(3)成人教育費の減少したことに関連し、成人教育の強化対策方針、(4)公民館の設置状況が他府県に比べて遅れている理由、未設置町村に対する設置促進対策及び道費補助復活の意思の有無、今年度における公民館設置予定カ所、(4)日本学校安全会法案に対する見解及び法案成立に対する現在までの運動経過並びに今後の運動方針等について、**大島（仁）委員（社）**より大和田炭鉱廃山に伴う児童生徒の救済措置に関し、(1)現地の実情把握状況、(2)学校給食実施についての方針、(3)貧困児童に対する教科書の無料配布対策、(4)年少者の不良化防止対策、(5)地元及び関係部課との連携状況等について、**湯田委員（社）**より(1)へき地教員の適正配置についての見解、(2)へき地教員子弟の都市遊学に対する援助措置についての所信、(3)女子教員不足に対する補充対策、(4)補助金を支出しているスポーツ団体に対する指導管理方針、(5)アマチュアスポーツ大会における入場料徴収に対する見解、(6)スポーツ団体の運営における政党あるいは権力者との結びつき等について、**窪田（茂）委員（社）**より、(1)学校統廃合についての具体的方策、(2)沿岸漁村及び農村の長期欠席児童生徒に対する具体策（関連して**千葉（大）委員（社）**より(1)両親が共に出稼に出ている場合、その児童生徒を長期欠席、不就学にさせないための具体策について）等について質疑、教育長、社会教育課長、学校教育

課長より答弁。

③ 明日更に教育委員会所管に対する質疑を続行することとした。

○八月七日 午前十時三十八分、議場において開議、午後十時十六分散

会、委員長 吉田定次郎（自民）

① 昨日に引続き教育委員会所管に対する質疑を続行、山下委員（社）より、(1)野幌農業高校の生徒に対する実習指導を行うための旅費の計上額及び増額方に対する見解並びに農業演習用地拡張対策、(2)北海道犬審査会費増額方及び種族保存に対する見解等について、水島委員（社）より、(1)走る公民館一支部一室設置についての見解、(2)社会教育法の一部改正に伴う社会教育主事の増員対策、(3)完全給食の実施促進に対する具体策（関連して山下委員（社）より(1)給食施設設置促進のため年次計画を樹てて行く意思がないか、(2)へき地児童の健康保全対策、(3)都市、郡部、へき地における児童生徒の体位比較表作成の有無及び今後における作成意思の有無について、渡辺委員（社）より、(1)学校給食に対する衛生管理指導方針、(2)保健体育審議会の構成内容について）等について大石委員（社）より、(1)へき地教育振興法の改正によるへき地手当の基準改正に関連し、へき地教員の待遇改善対策、(2)精薄児童教育のための特別学級編成基準に対する考え方、(3)精薄児の適正な教育指導を行うための養護学校の増設に対する方針、(4)精薄児教育に従事する教員の身分の保障及び優遇措置についての対策並びに教員の養成あるいは再教育のための施設を設置する意思の有無等について（関連して渡部委員（社）より、へき地手当算化の時期、格下げ者の有無等について）質疑、教育長、保健体育課長より答弁があつて午後零時三十二分一旦休憩午後二時十八分再開、堀委員（社）より(1)遠軽高校の火災復旧工事に関する着工及び完成時期並びに着工の遅れている理由、また、復旧工事費の予算額中には教材費は含まれているのか、含まれていない場合

はその補充対策、(2)教育行政方針で道立高校の改修について述べた中の「財政の許す限度」の具体的な意味、(4)高校の間口増に伴う教室増を必要とする学校数、(5)高校の教室増築費の予算四千六百九十二万四千七百円中三千六百十万一千六百円が寄附金となつてゐることに関連し、これらの工事を寄附金で賄うことについての見解、寄附金の受入れ手続、地方財政法第四条の四との関係、寄附を割り当てられた市町村との債権債務の関係、地方財政法第二条の解釈等について、島本委員（社）より高校の教室増築費の寄附金に関し、(1)契約を結ぶ相手方の団体の種類、P T Aとの契約の有無、(2)市町村の地元負担について財政再建法の適用を受けている団体と受けていない団体に差をつけているか等について、千葉（大）委員（社）より(1)旅費、需用費等学校費のP T A負担の軽減ということが近く聞かれる北部ブロック教育長会議の議題になつており、また「昭和三十四年度高等学校需用費編成基準」の基本方針に述べられていることに関連し、これを実施するための具体策、(2)定時制高校教員の乙号基準を維持するための定員増に対する具体策、(3)教育課程研究会等で本会議における知事答弁後当初計画を変更したものがあるか、(4)移行措置について法的拘束力の有無についての見解、(5)札幌市で開催の指導主事の座談会中「札幌市は道徳教育については従来通り時間の特設せず従来通りの方針で行う」と述べているがこのような方針で行うのを認めるのか、(6)今回の教育課程の改訂において、中学校のコース制改正の文部省の意図に対する見解、(7)教育課程を改訂するためどうしても行わなければならない講習会は何々か、(8)講習会出席者に対する旅費を一般旅費から流用することについて内藤局長との間に約束はなかつたか、(9)八月末開催予定の小学校教育課程研究協議会の受講者を今回に限り一般に周知させず内密に取決めた理由及び受講予定者名簿の提出方について、また、今後開催されるこの種講習会等は全道教員に周知させるか、(10)花巻において開催

○八月八日 午後一時三十九分、議場において開議、午後六時二十九分

散会、委員長 吉田定次郎（自民）

された中学校技術課程研究協議会受講者に対する国からの補助額及びこれに中学校教員を派遣しなかつた理由、またこれに対する旅費を一般旅費から流用した理由、(1)研究会等に出席する小中学校教員と地方教育局長及び指導主事との間に旅費額について差がついている理由、(2)教育諸費の中学校技術課程改訂研究協議会開催費の中に旅費額が計上されているが中学校費の中に計上しなかつた理由、(3)今年中に道内各地で開催予定の小中学校教育課程改訂の北海道研究協議会はどんな規模で何時頃開く予定か等について（関連して川村委員（社）より(1)今回の教育課程の改訂にあたり文部省の基本的態度に対する見解、(2)教育課程改訂研究協議会は効果があると思うか、また、一般教職員と充分話し合いの上納得してから講習会を聞いてはどうかについて、**渡部委員（社）**より教育課程改訂のための研究会、講習会等に関して、(1)花巻における中学校技術課程改訂研究協議会出席者の旅費を一般旅費から支出した理由、(2)研究会等に出席することは教職員の自由だと思ふがどうか、又校長が選んだ者が出席しない場合業務命令は出せるか、(3)組合員等が研究会等に出席しない様説得することは違法か、(4)教育課程の改訂の法的拘束力の有無、(5)研究会等出席のため公務出張を命ぜられた時は必ず出席しなければならぬか、また、本人の了承なくして公務出張を命ずることが出来るか(6)研究会出席を強制できる法的根拠等について質疑があり、教育長、総務課長、財務課長、学校教育課長より答弁、更に教職員の研究会出席の自由及び職務命令等について再三にわたり渡部委員と総務課長との間に質疑応答がかわされたが渡部委員これを了承せず午後六時一旦休憩午後八時八分再開、渡部委員と総務課長の間に地方公務員法第三十二条の職務上の命令及び教育公務員特例法第十九条第二十条の研修の解釈について質疑応答が交されたが、渡部委員は総務課長の答弁を了承せず、午後八時四十一分

① 昨日に引続き**教育委員会**所管に対する質疑を続行、**渡部委員（社）**より研究会出席に関する見解については、法解釈の問題あるいは見解の相違等により結論が早急に出ないので、本委員会における質疑はこの程度で止め、後刻文教林務委員会で充分検討する旨を述べ、今後開催される研究会等に教職員を出席させる場合の基本的態度について質疑があり、教育長より答弁があつて教育委員会所管に関する質疑を終結、午後一時四十四分休憩、午後二時六分再開。

② **総務部**所管に対する質疑に入り、**川村委員（社）**より、(1)最近の私立学校紛争問題に関連して私学経営の指導をどのような方法で行

っているか、関係機関との連絡強化に対する考え方、(2)地方振興奨励費未計上の理由及び今後追加計上をする考え方等について、**石畑委員（自民）**より、野幌酪農学園に対する財政援助と特殊学校の育成強化に対する考え方について（関連して湯田委員（社）より私学振興の育成指導について）、**佐野委員（社）**より、真駒内団地開発事業費が計上されていることに関連して行政執行方針の中にある住宅施策に基づく開発事業であるか、同団地の中にあるゴルフ場の管理方法と将来の計画、同団地開発準備室の将来のあり方、同事業推進にあつて専門的な対策委員会等を設置する考えがあるか等について、**堀委員（社）**より、町村合併の現状と将来の見通しについて特に大樹町と忠類村、深川町と一己村、富良野町と山部村の現況、合併計画除外の弱小町村の育成方針と今後の取扱い等について質疑、総務部長、地方課長より答弁があつて、午後三時五分休憩、午後四時二分再開。

③ **総務部**所管並びに**知事**に対する**総括質疑**に入り、**木田委員（社）**

より、(1)公約実行の財源対策に関連して地方交付税、道税及び起債

その他歳入の見通し、道財政の拡充強化に対する考え方、最近自治庁が発表した地方財政強化に関する一連の制度改正についていかに考えているか、この機会に強力に折衝する考え方があるか、(2)北海道大減税について特に固定資産税の引下げ及び所得税の軽減は可能かどうか、これが実現された場合の市町村財政の補てん対策、政府に納得させ得る減税資料の作成をどの部局に何時作らせるか、関係機関との協力体制を作る考え方があるかどうかについて、**渡辺委員(社)**より、石炭産業の不振打開対策に関連して対策審議機関を設置する考えがあるかどうかについて、**佐野委員(社)**より、信用保証協会の保証料引下げ問題に関連して次期議会までに六厘を五厘に引下げの考えがあるか、また二十万円以下については二厘引下げの考えはないか、小口金融追認保証額を一律二十万円に引上げる考え方、年末特別金融の貸付期間を一カ月延長して五カ月間とする考えはないか、機械貸与予算に関連して各市の議決予算に対応する貸付予算計上額の不足分七百九十万円の今後の措置等について、**大石委員(社)**より、(1)林地と開拓地の競合調整問題特に浜益村における人工造林地に関連して林地と開拓地の競合調整に対する基本的考え方、林務開拓両行政に関連して支庁に対する権限移譲の基本的考え方、(2)開拓不振地区対策について特に開拓不振地区の部落移転に関連して全部落の移転は可能か可能とすればその後地対策、困難な不振地区の経営診断に関連して実態調査による資料を作成することができるか、移転する場合における借金の処理方法、移転費用の問題、移転でき得るような法改正について考えているか、成功検査前の造地造反分の価格決定の解決方法、開拓者の意思を無視した強制移転に対する考え方、転業者に対するあつせん機関の問題、既入植者移転に伴う負債整理に対する中央折衝状況等について質疑、知事、総務部長より答弁(一部答弁保留)。

③ 明後日更に総務部所管に対する質疑を続行することとした。

○八月十日 午前十時二十六分、議場において開議、午後五時四十五分

散会、委員長 吉田定次郎(自民)

① 一昨日に引続き総務部所管並びに知事に対する総括質疑を続行、一昨日の**大石委員(社)**の質疑に対する保留部分について知事、農地開拓部長より答弁、**大石委員(社)**より、不振開拓農家の移転問題に関する基本的考え方について再質疑、知事より答弁、次に**大島(仁)委員(社)**より、大和田茂敏離職者の救済対策に関連して学童の給食及び教科書配付等の善処方に対する考え方、生活保護適用までの生活対策、他産業への再就労に対する見解、石炭整備事業団買上後の衣食性の問題について通産局その他関係会社に対し善処方を要望する考え方があるかどうかについて、次に**渡部委員(社)**より、(1)ビートの増産計画と工場設置問題について特に甘味資源の自給力強化の国策と北海道寒地農業の経営合理化といずれを主体として考えるか、先に農林大臣来道の際知事は九月二十日頃までに資料を提出すると報道されているがその根拠及び大臣と約束した事項、生産計画の策定にあたり審議調整機関設置に対する考え方、てんさい振興臨時措置法は生産計画については知事が作成し集荷区域の調整は関係機関にはかることになっているが工場設置は農林大臣の決定にまかされているが不合理でないか、また知事の責任で決められるような法の改正を要望する考え方があるか、生産計画の変更は閣議決定を必要としないか、生産計画策定作業の進捗状況、年次毎の生産計画と工場設置計画、工場の設備更新に関連してその処理能力が種々変っているがこれは工場設置を前提としているからでないか、工場の処理能力に対する考え方等について、**笠井委員(社)**より、雑穀の自主共販問題に関連してその運動をどのように認識されて自主共販を押し進める考え方か、雑穀商の商行為と並列的に考えているか、北連単協の共販と雑商連との調整をはかつていくといっているが具体的にどのように調整するのか、自主共販を推進するため財政資金援

助を考えているか、その時期と金額、生乳協販運動推進の基本的考
え方等についてそれぞれ質疑、知事、農務部長より答弁があつて、
午後零時二十一分休憩、午後三時十五分再開。

② 橋本(正)委員(社)より、農家負債整理の具体的解消対策に關連
して農業金庫設置に対する考え方及びその内容、先に來道した衆院
農林水産委員一行に対し農家負債整理についての法制化を要望した
がその法制化の内容、最善の方法とはいかなる案か、その結論を出
す時期、北海道農政は農地開拓部と農務部との両行政がまちまちに
行われて総合的指導に欠けるうらみがあるのでこれを一本化する考
えはないか等について、次に川村委員(社)より、(1)生業資金貸付
制度に対する基本的考え方、また同制度を特別会計として運用する
考えの有無、(2)消費生活協同組合の育成に対する基本的考え方、設備
資金の予算末計上及び運転資金が昨年より少ない理由、(3)低所得者
の低家賃住宅対策に關連して日雇労働者等低所得者に対し第二種公
営住宅に入居させることができるか、またそのための家賃引下げの
限度、家賃引下げのため国の補助率引上げを期待できるか、階層別の
住宅不足資料を整えて建設計画を策定する考えがあるか、住宅の質
的改善と合せて住宅建設促進の具体案が現在あるか、(4)地方道の整
備強化に關連して行政執行方針で特に強調しているがその割に道路
予算が伸びていないことに対する所見、町村道補助が減額になつて
いる理由、次期議会で追加する意思の有無、単独事業推進のための
起債枠獲得の見通し、道路整備五カ年計画に基づく予算獲得の見通
し、道単独事業についての五カ年計画を策定して推進する考え方等
について、次に岡田委員(社)より、北方海域の安全操業と領土問
題に対する基本的方針に關連して安全操業に対する所信、去る八月
六日大日本水産会が政府に要望した内容は今までの運動から一步前
進したものと思うが知事の見解等について質疑、知事より答弁があ
つて、総務部所管及び知事に対する総括質疑を終結。

③ 委員長より付託案件に対する意見調整は各党代表者によつて調整
をはかることとし、明日は午後一時より開議する旨を述べ、異議な
くそのことに決定。

○八月十二日 午後二時二十三分、議場において開議、午後二時三十八

分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

① 委員長より各党代表者による意見調整の結果について報告の後、
議案第一号及び川村委員外一名提出の修正動議を議題に供し、川村
委員(社)より、提案説明があつて通告の討論に入り、阿部委員
(自民)より修正動議に反対、原案に賛成、笠井委員(社)より、
修正動議に賛成、原案に反対の討論の後、採決に入り、まず議案第
一号に対する修正動議を問題とし、起立による採決の結果、起立少
数で否決、次に修正動議に係る原案の部分の問題とし、起立による
採決の結果、起立多数で可決、次に前に可決された部分を除く原案
を問題とし、異議なく原案のとおり可決、次に議案第二号ないし第
十六号、第二十五号ないし第二十七号及び報告第一号を一括議題に
供し、異議なく議案については原案可決、報告については承認議決
に決定、以上をもつて付託案件の全部を議了。

② 委員長報告文は委員長一任とすることとし、委員長より閉会の挨拶
があつて散会。

総合開発調査特別委員会

○七月十八日 午後三時十八分、第一委員室において開議、午後三時三

十五分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

- ① 委員長より、七月二十二日開催される開発審議会農林水産小委員会に派遣するオヴザーパーの選任等について協議する旨を述べ、休憩して協議することとして、暫時休憩の後、午後三時二十三分再開、委員長より三名程度の派遣を考えている旨の意見があつたが、井野委員（社）荒委員（社）より今回は委員長のみ上京してその状況を見てくる程度にしてはどうかの意見があつた後、委員長のみ派遣することに決定。

- ② 今回の委員会は二十五日午後一時より開くことに決した。

○七月二十七日 午後三時五十分、第一委員室において開議、午後四時散会、委員長 佐々木利雄（自民）

- ① 委員長より、去る七月二十二日開催の開発審議会農林水産小委員会に出席した会議の経過について報告、ついで開発審議会治水電力小委員会から要求のあつた電気料金低下に関する資料を議長を通じて提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、配付の昭和三十五年北海道開発関係予算要求資料は後刻説明を聴取し検討することとした。

- ② 七月二十八日開催の開発審議会文化厚生労働小委員会、治水電力小委員会、二十九日開催の財政金融小委員会、三十日開催の鉱工小委員会へのオヴザーパー派遣について諮り、異議なく三名を派遣することに決定、人選は委員長一任とすることとした。

○八月八日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後零時三十分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

委員長より、先に開催された開発審議会各種小委員会に出席した会議の経過について報告の後、異議なくこれを了承、ついで八月十

日より十五日まで開催される次回開発審議会及び小委員会にオヴザーパーを派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は自民、社会各党より一名ずつとし、なお開発審議会の出席については更に派遣委員を追加することとした。



全国都道府県議会議長会

○七月十八日 東京都議会第三委員室において参与会を開催、標準「都道府県議会議規則」及び「同委員会条例」の改訂意見のとりまとめについて、並びに本年度第一回職員研修会の実施について協議した。

○七月二十日 東京都議会第四委員室において第四十七回地方制度調査委員会を開催、まず全議局長より諸般の報告があつて協議に入り地方公務員の退職年金制度改正に関する問題点に対する本会意見のとりまとめについては先に全国に意見の提出を求めたが、未提出県が多いので早急に意見提出を求めた後、本会意見をとりまとめることとした。ついで東海北陸議長会より提案の小選挙区制の実現促進要望については種々問題があるので一応継続審議としこの問題を含め公選法全般についての改正点を委員会で検討することに決定、次に当面する府県財政措置方要望については事務局作成の原案を本委員会案とし明日開かれる幹事会に提案することとして閉会した。

○七月二十一日 東京都議会第三委員室において常任幹事会を開催、午後開催される幹事会の議題及び運営について協議した。

○七月二十一日 東京都議会第四委員会において幹事会を開催、全議局長より常任幹事会の過程について、地方制度調査委員長より委員会における経過及び結果について報告があり、これを了承、明日の臨時会に持込むこととした。

○七月二十二日 東京丸の内東京会館において臨時会を開催、自治庁長官のあいさつがあり、次いで福岡県議長から風水害見舞に対する謝辞があつて協議に入り、「地方財政措置についての要望」、「在日朝鮮人の帰還促進方について」、及び「原水爆禁止運動に関する決議」についてはそれぞれ原案どおり可決、関係方面に提出することとした。次に地方議会の議員に対する退職年金制度法制化については今年三月三十一日の臨時会の決議を再確認し、特別委員をあげ要望実現を期することとした。

ついで本会役員、委員等の選任方法について長野県議長より、これは毎年の定例会で選任することとなつており、その選任までは前の役職当該県議長がその役職を継承する慣例であるが、一般選挙後の議長会は全く新たな議長で構成する点から妥当でないのでこの扱いを改めてはどうかとの発言があり、種々協議の結果、従来の慣例を確認し、役員等の改選は従来通り定例会で行うこととした。

北海道東北六県議会議長会

○七月二十四日 宮城県において開催、まず主催県議長及び知事の挨拶があつた後、前回会議決定事項の処理について北海道議長より報告があり、ついで次の事項を協議、関係方面に強く要望することとした。

一、昭和三十四年度以降における地方財政運営の困難を救済する措置について

- 一、「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」の効力期限延長について
- 一、「県外移出米助成金交付に関する法律」の制定促進について
- 一、老朽溜池事業の国庫予算の大幅増額について
- 一、保健所経費の国庫補助率引き上げについて
- 一、国民健康保険財政確立のための措置を強力に推進することについて
- 一、国民年金制度実施に要する経費の増額について
- 一、政府再保険による漁業共済制度について
- 一、水産物価格安定制度の確立について
- 一、失業対策事業就労者の処遇について
- 一、石炭産業の危機対策について
- 一、北海道、東北開発公庫融資対象業種に観光事業の追加方について
- 一、新市町村の建設育成を促進することについて
- 一、東北本線の複線電化工事の促進について



七月のメモ

- 1 ○西独大統領にリュブケ氏当選。
- 2 ○ソ連解放の漁船員二十八人釧路港に帰る。
- 3 ○第三十二回臨時国会閉会。
- 4 ○自民党七役会議で米の予約減税存続を決定。
- 5 ○スカルノ、インドネシア大統領、革命憲法への復帰と制憲議会の解散を公布。
- 6 ○自民党道連大会開く、三十四年度活動方針、役員改選等決める。
○モスクワ放送、ソ連は二日大とウサギを乗せたロケットの回収に成功したと発表。
- 7 ○通産省、電力白書を発表。
○米価政府諮問案一万三百三十三円に決る。
- 8 ○経企庁、国民生活の地域別分析を発表。
○農林省、昨年度の漁業の統計を発表。
- 9 ○都道府県教育委員長協議会で文相勤評方針を変更するなど要望。
○国鉄の運賃制度調査会、国鉄運賃改正を答申。
- 10 ○道農務部、七月一日現在の道内農作物生育状況まとめる。
○全道労働、北教組、高教組民主教育を守る共斗会議を結成。
- 11 ○インドネシア新内閣誕生。
○労働省三十三年の労働白書を発表。
- 12 ○王子製紙第一組、合時限ストを決行。
○谷川岳で七人遭難し、五人死亡。
- 13 ○閣議で「送りがなのつけ方」の国語審議会案を承認。
○岸首相、外遊に出発。
○第七回社会党道連定期大会開く。
○三十四年度建設白書発表される。
○ソ連漁船員四十七人の送還を通告。
○東西外相会議再開。
○岸首相ロンドン到着、マクミランとの会談始まる。
- 14 ○タス通信、ソ連は又も犬入りロケット回収に成功したと発表。
○大和田鉱業所組合大会で政府買上げに同意することを決定。
○ボ赤十字国際委員長、国際委は北朝鮮帰還について責任をとることは出来ないと言明。
○政府閣議で米価を政府諮問案どおり決める。
○中央米穀売渡推進協議会で本年度米の集荷目標五百二十三万七千トンに決定（本道分三十七万九千五百トン）。
- 15 ○都市対抗野球道代表に王子、羽根炭敏決る。
○西日本に豪雨襲い、死者三四、負傷五十三、行方不明二十九人出す。
○岸首相、マクミラン英首相との最終会談行い共同ロミユニケを発表。
○米、鉄鋼スト始まる。
○農林省、麦作改善対策要綱まとめる。
○第十三回道炭労働定期大会開く。
- 16 ○岸首相ボンに到着。
○人事院、中級職員給与改善と夏季手当の増額を勧告。
○北教組、教育長に東北、北海道地区小学校教育課程研究協議会のとりのやめを中入れ。
- 17 ○日、西独共同声明を発表。
○釜山抑留日本漁船員百五十人待遇改善を要求して脱走。
○総評、五九年度運動方針決る。
○社会党機構改革案まとまる。
- 18 ○村上閣発庁長官来道。
○岸首相、オーストリア大統領、ラトブ首相と会談共同声明を発表。
○全道PTA連総会で勤評に三年間の冷却期間をおく昨年の決定を再確認。
○千歳空港日本側に返還される。
○日米対抗水上大会開幕。
- 20 ○松田文相、日教組の九月斗争における授業打切りは違法断固措置すると言明。
○芥川賞、直木賞受賞者きまる。（斯波四郎、平岩弓枝、渡辺喜美）

22 ○岸首相、仏首脳と会談。

○日米対抗水上大会終る、日本の二連勝。

23 ○ニクソン米副大統領訪ソ。

○日仏両国首相共同声明発表。

○日教組教文部長会議で新教育課程の伝達講習会を實力で阻止することを確
認。

○北教組第三十二回定期大会開く。

○岸首相ブラジル入り。

○モスクワにおける米博覧会開幕。

○三十五年度道開発予算道要求額まとまる。

25 ○一九六〇年度ミス、ユニバースに日本代表児島明子さんに決定。

○夏季手当斗争で炭労大手十一社無期限ストに突入。

○栄養審議会政府に食糧構成と栄養改善を答申。

○赤城防衛庁長官道内自衛隊視察のため来道。

26 ○国産第一号の「エローキー」(ウラン原鉱石から金属ウランを作る途中で
出来る中間生産物)原燃東海製錬所でできる。

○道離島振興事業費予算要求資料まとまる。

○赤城防衛庁長官、ミサイル基地を本道に作りたいと言明。

○自民党、安保改定に対する公式見解を発表。

○文相、日教組代表と会見、席上勤務有害なら中止すると言明。

○町村知事、原水爆禁止大会道実行委へ協力一切しないと回答。

○道教委、中学教育課程研究協議会を冬休みまで延期することを決定。

○道一般補助事業予算要求案まとまる。

○米下院議員に初の日系人が当選。

27 ○経企庁、世界経済白書発表。

○柳韓国大使、藤山外相に無条件で日韓会谈再会を申入れ。

30 ○日赤、北朝鮮赤十字に帰還協定の調印時期数月中に提案すると回答。

○柳大使、大村、釜山の抑留者の相互に解放を申入れ。

昭和三十四年八月二十日発行

北海道議会時報 (第十一卷 第八号)

編集 北海道議会議事事務局調査課
発行 北海道議会議事事務局